



○議長(大島理森君) 日程第三、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔本号末尾に掲載〕  
等の一部を改正する法律案及び同報告書

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
議長(大島理森君) 採決いたします。  
本案の委員長の報告は可決であります。本案は  
委員長報告のとおり決するに御異議ありません  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。  
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしま  
した。

ループ等がデジタル化や地方創生に貢献できるうえ、業務範囲規制等を緩和とともに、海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度を整備するほか、合併や経営統合等の事業の抜本的な見直しを行う地域銀行等に対する資金交付制度の創設等を行うものであります。

につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、働く意欲のある高齢期の国家公務員にしつかりと公務を支えていただくため、職員の定年を現行の六十歳から段階的に六十五歳に引き上げるとともに、当分の間、職員の俸給月額については、六十歳に達した日後における最初の四月一日以降、その者に適用される俸給表の級号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額とする等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十日本委員会に付託され、

○あかま一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日程第四 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

たしました。次いで、二十三日、質疑を行い、質疑終局後、本案に対し、日本維新の会・無所属の会から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

本案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

の銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

しました。  
次いで、原案及び修正案について討論を行い、  
採決した結果、修正案は賛成少数をもって否決さ  
れ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決す

第一に、分譲マンション等の区分所有住宅に係る長期優良住宅の認定手続を見直し、管理者等において維持保全を行うこととして、認定を申請することができる。

第二に、長期優良住宅の認定基準として、自然

雄君。たための銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。財務金融委員長越知

○議長（大島理森君）起立多數。よつて、本案は  
委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 御報告申し上げます。(拍手)  
以上、御報告申し上げます。

災害による被害の発生の防止等への配慮に関する事項を追加すること、第三に、登録住宅性能評価機関を活用し、長期優良住宅の認定に係る審査を合理化すること、第四に、特別住宅紛争処理の対象に既存住宅等の瑕疵に係る保険に加入した住宅の売買等に関する紛争を追加することなどがあります。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会へ  
経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化  
及び安定の確保を図るための銀行法等の一部  
を改正する法律案及び同報告書

（本号末尾に掲載）

○議長(大島理森君) 日程第五、國家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
君。  
の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。内閣委員長木原誠二

○武部新君 議事日程追加の緊急動議を提出いた  
○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は  
委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、去る四月二十日本委員会に付託され、翌二十一日赤羽国土交通大臣から趣旨の説明を聽取し、二十三日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

越智隆雄君　ただいま議題となりました法律委員会における審査の結果及び結果を御報告申し上げます。

○木原誠二君　ただいま議題となりました法律案  
〔木原誠二君登壇〕  
〔本号末尾に掲載〕  
報告書

内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第一十五号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案<sup>新型コロナウイルス感染症対策</sup>、国家公務員法等の一部を改正する法律案<sup>新型コロナウイルス感染症対策</sup>、社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案<sup>新型コロナウイルス感染症対策</sup>。

—

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長（大島理森君） 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。環境委員長石原宏高君。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○石原宏高君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国における財團法人の実現に向けた対策の強化を図るため、二〇五〇年までの脱炭素社会の実現等の地球温暖化対策の推進に當

たつての basic 理念を新たに定めるとともに、地方公共団体の実行計画の記載事項の見直し、地域脱

炭素化促進施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業の実施に関する

市町村の認定を受けた事業者に対する温泉法等に基づく手続についての特例措置の創設、温室効果

ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十五日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌十六日小泉環境大臣から趣旨の説明を聴取し、二十日から質疑に入り、二十三日参考人から意見を聴取しました。

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号

## 地球温暖化対策の推進に関する 梶山経済産業大臣の趣旨説明

○議長（大島理森君）　採決いたします。

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大島理森君）　御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○國務大臣（梶山弘志君）　御説明に先立ちまして、法案の条文案に四力所、条文案以外の参考資料に二十力所の誤りが判明したことにつきましては、国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として誠に申し訳なく、改めて深くお詫びを申し上げます。今後、このようなことがないよう、しっかりと対応してまいります。

次いで、修正案について内閣の意見を聽取した後、原案及び修正案について討論、採決を行つた結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済が戦後最大の落ち込みを記録する中、厳しい状況に置かれている事業者に対し、引き続きその事業継続や雇用の維持に必要な支援を行っていく必要があります。他方、世界各国で新たな日常への模索が続く今こそ、我が国が旧態依然とした経済社会システムから本格的に脱却し、グローバルな構造変化へと一気に適応していくチャンスでもあります。

成長戦略としての二〇五〇年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、新たな日常生活に向けた事業再構築など、山積する課題に対し必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要です。さらに、人口が急激に減少する中、地域の経済や雇用を支える小規模事業者の持続的発展を図りつつ、中小企業から中堅企業への成長を促すことで海外で競争できる企業を増やしていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業競争力強化法の一部改正等です。

第一に、グリーン社会への転換のための施策を講じます。カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への投資や、生産工程等の脱炭素化を進める設備への投資に対する税額控除や計画の実施に必要な借入れに対する利子補給を措置します。

第二に、デジタル化への対応のための施策を講じます。デジタル技術を活用した全社レベルのデジタルトランスフォームーションに関する事業者の計画を認定し、クラウド技術を活用したソフト、ハードのデジタル関連投資に対する税額控除などの措置を講じます。

第三に、新たな日常に向けた事業再構築のための施策を講じます。コロナ禍などで赤字を被った

企業が、カーボンニュートラル、デジタルトランズフォーメーション、事業再構築等に取り組む場合に、事業者の計画を認定し、繰越欠損金の控除上限の引上げなどの措置を講じます。

このほか、コロナ禍を踏まえ、バーチャルのみで株主総会を開催することができる特例や、大型ベンチャー企業への債務保証制度、事業再編、事業再生の円滑化等に関する制度を措置します。

次に、中小企業等経営強化法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び下請中小企業振興法の一部改正です。

第一に、中堅企業への成長促進のための施策を講じます。中小企業の積極的な事業や規模の拡大を促進する経営革新計画の承認制度等について、新たな支援対象類型を創設し、金融支援等を措置します。

第二に、中小企業の経営資源の集約化のための施策を講じます。MアンドAに先立ち実施する調査に係る事項を記載した経営力向上計画を認定し、MアンドA後の簿外債務等のリスクに備えるために積み立てた準備金の金額の損金算入や金融支援を措置します。併せて、中小企業が所在不明の株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を五年から一年に短縮する特例を措置します。

第三に、中小企業等の経営基盤の強化のための施策を講じます。中小企業者と連携して事業継続力の強化に取り組む中堅企業に対しても金融支援等を措置します。併せて、フリーランスにみられる取引をはじめ、より広い取引を下請中小企業振興法の対象とする等、措置を講じます。

また、これらの措置に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

ますようよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

**産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する質疑**

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。宮川伸君。

(宮川伸君登壇)

○宮川伸君 立憲民主党・無所属の宮川伸です。

ただいま議題となりました法律案について、会派を代表して質問します。(拍手)

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の影響で日本経済が厳しい状態にある中、ポストコロナを見据えて、グリーン社会やデジタル化への対応を行うものです。いわゆるV字回復を目指していくわけであります。新たな日常に移つていくときに、その支えとなる企業がなければ、V字回復したくともできません。したがつて、今、この厳しい状態において、しっかりと事業者を支える必要があります。

日曜日の二十五日、東京、大阪、京都、兵庫に対して三度目の緊急事態宣言が発出されました。東京で二度目の緊急事態宣言が解除されてから、たつた一か月での発出です。当時、病院の逼迫状態は改善していたものの、感染者数は微増、変異株が拡大していました。私たち、今まで緊急事態宣言を解除したら変異株が一気に蔓延する可能性があり、時期尚早と申し上げきましたが、まさにそのとおりになってしまったのではないか。中途半端なウイズコロナ対策を取っていたら、感染拡大が繰り返され、助けられる命が助けられません。そして、本当に経済が行き詰まってしまうのではないかと大変危機感を持つております。

政治判断の失敗で苦しんでいる事業者がたくさんいる目の前でポストコロナの経済対策を議論することに違和感を持つ者は、私だけでしょうか。

緊急事態宣言の解除の目安を五月十一日に設定し、十七日間となつてますが、一回目の緊急事態宣言は約一か月半、二回目は二か月半であつたのに、なぜこれほど短い期間で大丈夫だと判断したのでしょうか。また中途半端に解除して、すぐに第五波が来るのでないでしょうか。

解除の要件は前回よりも厳しくするのかどうか、西村大臣にお伺いします。

菅総理大臣は、先週金曜日の記者会見で、希望する高齢者に七月末を念頭に各自治体が二回の接種を終えることができるよう、政府を挙げて取り組んでまいりますと発言されました。しかし、一日の野党ヒアリングで甲府市に確認すると、市

の想定では、高齢者二回接種には三・七か月かかり、市として医療従事者が打ち終える予定の六月下旬から打ち始めるなど、終了は十月上旬になる、また、国からこの終了予定を問われたこともなく、報告したこともないとのことでした。

高齢者のワクチン接種終了時期について、七月月末を念頭に置くこととした根拠は何でしょうか。

根拠もない期限でしたら、それは、単なる願望、單なる思いつきではありませんか。河野大臣、七

月末の根拠をお示しください。

加藤官房長官が、先週の記者会見で、インドで

新型コロナウイルス感染急増の要因となつて

いることを明らかにしました。また、昨日の発表で

二重変異ウイルスが日本国内で五件確認されてい

ることを明らかにしました。また、昨日の発表で

二十一件に増えたとのことです。そのうちの

一件は、空港検疫ではなく、国内で発見されたと

聞いています。

これは、まだもや空港での水際対策に失敗した

ということなのでしょうか。また、このインド変

異株が第五波の要因になる可能性はあるのでしょうか。現在、感染封じ込めのために具体的にどのような対策を取っているのか、厚労大臣にお伺いいたします。

このインド変異株は、しっかりと科学をベース

にして封じ込める必要があります。そのため、

濃厚接触者よりも広い範囲で徹底的にゲノムシー

クエンスと追跡を行ふ必要があると考えています。ゲノムシーケンスは国立感染症研究所が中

心となつて行つていると聞いています

が、ビオントテック社というドイツのバイオベン

チヤーであるモデルナ社も、同様のRNAワクチ

ンを開発しました。これらは、簡単にできたわけ

ではなく、しっかりとバイオテクノロジーの基

礎研究が基にあつて達成されています。

例えば、このワクチンはRNAでできています

が、RNAは体の中でも不安定なので薬にはならな

いと言われていました。そのため、RNAの安定

性を上げる、たんぱく質の製造効率をアップし

て、細胞内に入りやすくするなど、多くの基礎

研究を粘り強くやつてきた結果、このワクチンが

できました。また、モデルナ社は、約十年間で

二千五百億円の規模の資金を集めて研究開発を進

めています。そのため、まだまだこのようない

ベニチヤー企業を支えるための環境が整つていま

せん。

日本は、国産のコロナワクチンの開発ができて

いません。ファイザー社のワクチンはRNAワク

チンという新しいタイプのワクチンであります

が、ビオントテック社というドイツのバイオベン

チヤーであるモデルナ社も、同様のRNAワクチ

ンを開発しました。これらは、簡単にできたわけ

ではなく、しっかりとバイオテクノロジーの基

礎研究が基にあつて達成されています。

例え、このワクチンはRNAでできています

が、RNAは体の中でも不安定なので薬にはならな

いと言われていました。そのため、RNAの安定

性を上げる、たんぱく質の製造効率をアップし

て、細胞内に入りやすくするなど、多くの基礎

研究を粘り強くやつてきた結果、このワクチンが

できました。また、モデルナ社は、約十年間で

二千五百億円の規模の資金を集めて研究開発を進

めています。そのため、まだまだこのようない

ベニチヤー企業を支えるための環境が整つていま

せん。

日本は、国産のコロナワクチンの開発ができて

いません。ファイザー社のワクチンはRNAワク

チンという新しいタイプのワクチンであります

が、ビオントテック社というドイツのバイオベン

チヤーであるモデルナ社も、同様のRNAワクチ

ンを開発しました。これらは、簡単にできたわけ

ではなく、しっかりとバイオテクノロジーの基

礎研究が基にあつて達成されています。

例え、このワクチンはRNAでできています

が、RNAは体の中でも不安定なので薬にはならな

いと言われていました。そのため、RNAの安定

性を上げる、たんぱく質の製造効率をアップし

て、細胞内に入りやすくするなど、多くの基礎

研究を粘り強くやつてきた結果、このワクチンが

できました。また、モデルナ社は、約十年間で

二千五百億円の規模の資金を集めて研究開発を進

めています。そのため、まだまだこのようない

ベニチヤー企業を支えるための環境が整つていま

せん。

日本は、国産のコロナワクチンの開発ができて

いません。ファイザー社のワクチンはRNAワク

チンという新しいタイプのワクチンであります

が、ビオントテック社というドイツのバイオベン

チヤーであるモデルナ社も、同様のRNAワクチ

ンを開発しました。これらは、簡単にできたわけ

ではなく、しっかりとバイオテクノロジーの基

礎研究が基にあつて達成されています。

例え、このワクチンはRNAでできています

が、RNAは体の中でも不安定なので薬にはならな

いと言われていました。そのため、RNAの安定

性を上げる、たんぱく質の製造効率をアップし

て、細胞内に入りやすくするなど、多くの基礎

研究を粘り強くやつてきた結果、このワクチンが

できました。また、モデルナ社は、約十年間で

二千五百億円の規模の資金を集めて研究開発を進

めています。そのため、まだまだこのようない

ベニチヤー企業を支えるための環境が整つていま

せん。

日本は、国産のコロナワクチンの開発ができて

いません。ファイザー社のワクチンはRNAワク

チンという新しいタイプのワクチンであります

が、ビオントテック社というドイツのバイオベン

チヤーであるモデルナ社も、同様のRNAワクチ

ンを開発しました。これらは、簡単にできたわけ

ではなく、しっかりとバイオテクノロジーの基

礎研究が基にあつて達成されています。

官報(号外)

もに再生可能エネルギーの大幅な普及と省エネについて具体的な提案をしてきています。既に再エネ四法案を提出していますが、もう何年も審議されずに横に置かれたままになっています。菅総理は、昨年十月に、二〇五〇カーボンニュートラルを宣言しました。また、先日、二〇三〇年の二酸化炭素排出量を二〇一三年比で四六%削減することを宣言しました。今までの政府の目標が二六%削減だったので、大幅に引き上げることになります。私たちが繰り返し申し上げてきた日本の目標をべき姿に近づいており、一定の評価をしますが、その中身についてはまだ明確です。菅総理は、記者会見で、記者団が四六%削減は現実的なかと質問したのに対し、これは積み重ねてきてる政府としての数字だと述べています。

それでは、二〇三〇年のエネルギーミックスである、再生可能エネルギーの割合、石炭火力発電の割合、原子力発電の割合、そして、省エネエネルギーの削減割合は幾つを想定しているのでしょうか。

日本は、かつて、半導体や太陽光発電などで世界をリードしていました。しかし、今やその市場は中国や韓国等の外国企業が占めています。蓄電池に関して、リチウムイオン電池は旭化成の吉野彰先生がノーベル賞を受賞したもののです。一九九年にソニーが世界に先駆けて製品化に成功しました。しかし、今や、リチウムイオン電池の市場も、パナソニックが頑張っているものの、外国企業が占有しています。

なぜ日本は事業化に成功しているのに市場化に失敗しているのか、どのような対策が考えられるのか、経産大臣にお伺いします。

また、蓄電池の分野では、次世代電池として全固体電池の研究開発が進んでおり、日本が世界をリードしていますが、この技術がしっかりと市場化できるように本法案ではどのような施策が取られているのか、お伺いします。

最後に、本国会では多くの条文ミスが見つかっています。内閣提出法案全体で条文に十二か所、参考資料に百二十二か所もの誤りがありました。

その中に本法案も含まれており、条文に四か所、参考資料に二十か所もの誤りが見つかっています。

また、経産省は、日本貿易保険に関する法案を取り下げるという問題も起こしています。昨年

は、関西電力株式会社の金品授受問題に対する業務改善命令において不適切な手続が行われ、問題となりました。このように、経産省はこの間に幾つもの問題を起こしています。

こういった状況を鑑みると、条文の誤りを正誤表でごまかすのではなく、しっかりと閣議決定し直すべきとの意見があります。なぜ閣議決定し直さないのか、経産大臣の答弁を求めます。

また、このような条文ミスが起る原因の一つとして、関係の薄い法律をたくさん盛り込んで出

す、あるいは、多くの国民が求める法律と筋の悪い法律と一緒に束ねて通そうとする、こういったこと

で法律が膨大になり、限られた期間できちんと確認できなくなっているのではないかでしょうか。

このようないくつかの誤りが起こっている原因と対策について、経産大臣にお伺いします。

日本企業がコロナウイルスに打ちかち、わくわく元気な社会をつくつていけるように全力で取り組むことをお約束しまして、私からの質問といったします。

どうもありがとうございました。(拍手)

(國務大臣梶山弘志君登壇) 宮川議員からの御質問にお答えをいたしました。

○(國務大臣梶山弘志君) 宮川議員からの御質問にお答えをいたしました。

日本国内の新型コロナウイルス感染者に対するゲノムシーケンスの実施割合は、国立感染症研究所の公表資料によれば、六・二%程度と承知を

しております。

経済産業省では、ロボットを用いた全ゲノム

シークエンス解析の自動化に関する実証実験な

ど、アカデミアと産業界の連携による実証を支援

してまいりました。この成果を活用したベン

チャー企業では、全ゲノム解析サービスを実際に

開始しており、具体的な成果につながっておりま

す。

また、本法律案においては、大型ベンチャーへ

の融資に対する債務保証制度や、事業再編の円滑化等の措置を講じております。こうした措置の活

用を通じて、研究開発や大規模生産に多額の資金

を要し、事業の規模拡大が必要となるバイオ分野

の企業の競争力強化に努めてまいります。

企業の経営もしっかりと下支えをしてまいります。

また、給付金などにより、MアンドAを行わない

たが、給付金などにより、MアンドAを行わない

企業の経営もしっかりと下支えをしてまいります。

また、MアンドAを行なう企業がこれを円滑に実施するためのものであり、決して企業に対してMアンドAを押しつけるものではありません。先ほど述べました

が、給付金などにより、MアンドAを行なう

企業の経営もしっかりと下支えをしてまいります。

また、MアンドAを行なう企業がこれを円滑に実施するためのものであり、決して企業に対してMアンドAを

押しつけるものではありません。先ほど述べました

が、給付金などにより、MアンドAを行なう

企業の経営もしっかりと下支えをしてまいります。

また、MアンドAを行なう企業がこれを円滑に実施するためのものであり、決して企業に対してMアンドAを

押しつけるものではありません

炭火力などについては、安定供給確保を大前提に、できる限り電源構成での比率を引き下げることといった論点について検討を重ねてきております。

カーボンニュートラルや新たな二〇三〇年目標を目指す中につても、スリーエラスのバランスを取りながら安価なエネルギーの安定供給を確保することがエネルギー政策の最重要課題であります。こうした観点を踏まえて、御指摘の各電源の割合など、エネルギーミックスを含むエネルギー政策全体について、集中的に議論を行い、結論を出してまいります。

蓄電池産業への支援についてお尋ねがござります。蓄電池は、自動車の電動化や再生可能エネルギーの導入拡大に不可欠であり、蓄電池産業の強化に取り組むことは、重要な政策課題であります。

リチウムイオン電池については、かつては日本企業が世界市場で大きなシェアを占めていましたが、他国企業が大胆な投資を行い、技術力やコスト競争力を高めた結果、日本企業のシェアは低下している現状にあります。

このような現状を踏まえ、本法案で措置するカーボンニュートラル投資促進税制では、高性能のリチウムイオン電池を生産する設備を導入した場合に一〇%の税額控除を行うなど、日本企業による設備投資を支援してまいります。

官 報 (号 外)

措置するカーボンニュートラル税制の対象として量産を支援するほか、世界で勝ち抜けるよう、民間企業の大胆な設備投資を促す政策を更に検討してまいります。

法案の誤りについてお尋ねがありました。

国会に法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として、法案に誤りがあったことは大変遺憾であると考えております。前例なども踏まえ、正誤で対応させていただいております。

また、今回の誤りの原因については、法律案を束ねたことではなく、条文案の確認が不十分であつたことが原因であると考えております。

再発防止策については、そもそも国会に提出する資料には誤りが許されないとの大前提を強く再認識させるとともに、法律案の作成に携わっている第三者がチェックをするなど重層的かつ実効的なチェック体制の構築、読み合わせの徹底、スケジュール管理の徹底と人員の増強など、十分な確認ができる体制の整備を検討してまいります。

そのほか、デジタル技術や外部リソースの活用など、政府全体で検討していかなければならぬ課題については、省庁横断の再発防止のためのプロジェクトチームの中で積極的に貢献をしてまいります。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇)

○国務大臣(西村康稔君) 緊急事態宣言についてお尋ねがありました。

前回、一月から三月の緊急事態宣言下においては、国民の皆様の御協力をいただき、新規陽性者は、五百人程度まで、大阪府では六百人程度から五十人、六十人程度に、東京都では二千五百人程度から二百五十人、二百六十人程度と、約九分の一に減少させ、ステージ2相当以下に下げることができました。専門家などから構成されます基本的対処方針等諮問委員会において全会一致で御了承いたとき、前回の緊急事態宣言を解除いたしました。

その後も、変異株も含め、引き続き警戒しなけ

ればならない、また、感染をゼロとするにはで

きず、今後も流行の波は何度も発生すると考えられ、必要があれば強い措置を講ずると申し上げてきました。

そして、今般の感染状況や病床の逼迫の状況等を踏まえ、国民の皆様の命を守るため、地域での医療提供体制の状況等を踏まえ、大型連休という機会を捉えて、昨年春と同等の極めて強力な対策を集中的に実施するとの考え方の下で、感染拡大の主な起点となつている飲食店等の感染源対策を強化するとともに、徹底的に人流を抑えるための強い措置をお願いするものであります。

国として、病床確保に全力を挙げていくとともに、規模に応じた一日最大二十万円の協力金の支援、パート、アルバイトも含め、一日一人最大一万五千円の一〇〇%の雇用調整助成金による支援、地方創生臨時交付金の五千億円の交付など、厳しい状況にある事業者の皆様をしっかりと支援してまいります。

その上で、緊急事態宣言の解除につきましては、基本的対処方針にお示ししているとおり、緊急事態措置区域が分科会提言におけるステージ3相当の対策が必要な地域になつていているか等を踏まえて、政府対策本部長が専門家で構成される基本的対処方針分科会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとされています。

いずれにせよ、強い措置を集中的に実施するという考え方の下、国民の皆様にも御協力ををお願いしながら、その時点における感染状況等を踏まえて、専門家の意見をお聞きし、適切に判断し、必要な対応を取ってまいります。

まずは、この十七日間、飲食店に対する酒類やカラオケ設備の提供の停止、大規模集客施設に対する休業要請、不要不急の外出・移動の自粛、テレワーク、休暇取得の推進による出勤者数の七割削減といった極めて強い措置を徹底的に行い、何としても感染拡大を抑え込んでいくべく、皆様の

御協力をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

〔国務大臣河野太郎君登壇〕

○国務大臣(河野太郎君) 新型コロナウイルスのワクチン接種についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、予防接種法に基づき、各市区町村が接種を行っており、高齢者接種の際には、政府から各自治体に対して、二か月と三週間で接種計画を作成いたくようにお願いしてきたところです。

ワクチンの供給は、連休明けの五月十日の週から、二週間で一万六千箱を自治体の需要を勘案して配達することとしており、多くの自治体が本格的に接種を開始できると考えております。(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣(田村憲久君) 宮川伸議員にお答えいたします。

一般的に、ウイルスは流行していく中で少しずつ変異を起こしていくものであり、新型コロナウイルスについても、約二週間に一か所程度の速度で変異していると考えられています。

御指摘のインドから報告されている変異株は、国立感染症研究所によると、感染性の増加やワクチンへの効果、重症度について影響があるとの証拠は得られていないなどの評価、分析がなされていくと承知しております。

一方で、専門家の意見をお聞きし、適切に判断し、必要な対応を取ってまいります。

検疫では、これまでに、国立感染症研究所が、懸念される変異株に位置づけている変異株の陽性者二百三十四名を、また、これとは別に、インドから報告されている変異株の陽性者二十名を発見しており、国内への新型コロナウイルス変異株の流入防止に一定の役割を果たしていると考えてい

ます。

官報(号外)

厚生労働省としては、引き続き、変異株に関する情報収集、水際対策の強化や監視体制の強化など、感染拡大防止対策を徹底してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君 国民民主党・無所属クラブの浅野哲です。

産業競争力強化法等の一部改正案について質問します。(拍手)

まず、先日の気候変動サミットで、二〇三〇年までの温室効果ガス排出量削減目標として、二〇一三年度比マイナス四六%を目指すこと、さらに、五〇%への上積みを図ることが表明されました。この四六%という数字の根拠を教えてください。

本改正案は、炭素生産性を高める設備投資への優遇税制を創設する内容ですが、中小企業は炭素生産性の評価自体が難しい現状があります。まずは、全ての事業者が炭素生産性を評価できるような環境整備や支援体制の整備が必要と考えます。が、見解を伺います。

また、二〇三〇年の排出削減目標が大幅に引き上げられたことを受けて、本改正内容についても見直す必要があるか、認識を伺います。

DX投資促進税制について、取締役会等での意思決定を要件とすることは、経営変革に向けた責任の所在を明確化するものであり、評価します。一方、クラウド技術の活用を要件としていることについては、疑問です。そもそも、この場合のクラウド技術とは何を指すのでしょうか。

昨年十二月に作成された「DXレポート2 中間取りまとめ」で指摘されているように、DXの本質は、経営情報の見える化の先にある経営改革と生産性改革です。本改正案においては、クラウド技術の活用ではなく、企業変革に資するデジタル情報活用技術などと、より包括的な概念とすべ

きではないでしょうか。

また、三年前に施行され、本年三月に廃止されたI-O-T税制の認定件数が二百十件しかなかったことを踏まえると、計画認定を前提とした本改正内容が産業現場の脱炭素化やDX促進を後押しする制度となるか、疑問です。これらの税制の利用

をどのように増やしていくか、伺います。

本改正案は、三年前に創設された規制のサンドボックス制度を恒久化する内容ですが、本年二月時点では認定実績が十九件しかなく、なぜ恒久化の判断に至ったのか、分かりません。本制度により規制が見直された事例や今後の規制見直しが期待される分野を教えてください。

経営力向上計画において、債務保証などのインセンティブを規定した上でデューデリジェンスに関する情報を記載できるようにしたことは、評価いたします。しかし、利用されなければ意味がない。実際、経営力向上計画を作成した中小企業は昨年末時点で全体の三・二%しかないことを踏まえ、経営力向上計画やデューデリジェンスの重要性を一層周知することが必要と考えます。が、見解を伺います。

同様に、事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画についても、昨年末時点での作成率は〇・六%しかないことを踏まえ、今後どのように対応するか、伺います。

本改正により、適正な下請取引を示す振興基準の例示に発注書面の交付が明記されることは、評価します。しかし、そもそも、下請法第三条において、親事業者には書面交付の義務が課せられておりはずです。まずは下請法に基づく事業者への監督指導の強化で対応すべきではないでしょうか。

昨年十二月に作成された「DXレポート2 中間取りまとめ」で指摘されているように、DXの本質は、経営情報の見える化の先にある経営改革と生産性改革です。本改正案においては、クラウド技術の活用ではなく、企業変革に資するデジタル情報活用技術などと、より包括的な概念とすべ

ますか。教えてください。

昨年六月に、IMD、国際経営開発研究所が公表した世界競争力年鑑において、日本の国際競争力は過去最低の三十四位とされました。私は、この国の競争力低下に強い危機感を抱いておりま

す。本法律を所管する経済産業省には、日本の競争力強化に對してより一層の使命感と緊張感を持つて対応いただきことを強く求めるとともに、私自身も、産業現場で技術開発を担当していた当事者として、日本が再び競争力を取り戻すために全力を尽くすことをお誓い申し上げ、質問を終わります。

御聴取ありがとうございました。(拍手)  
〔国務大臣梶山弘志君登壇〕  
○国務大臣(梶山弘志君) 浅野議員からの御質問にお答えをいたしました。

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

御聴取ありがとうございました。(拍手)

○国務大臣(梶山弘志君) 浅野議員からの御質問にお答えをいたしました。

二〇三〇年温室効果ガス削減目標についてお尋ねがありました。

先週、総理から、二〇五〇年目標と整合的で野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六%削減することを目指す、さらに、五〇%の高みに向けて挑戦を続けていくことが表明されました。

二〇三〇年に向けては、これまでも、総合資源エネルギー調査会や、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等において、二〇五〇年カーボンニュートラル目標を踏まえた議論が進んでおりました。

本改正により、適正な下請取引を示す振興基準の例示に発注書面の交付が明記されることは、評価します。しかし、そもそも、下請法第三条において、親事業者には書面交付の義務が課せられております。

例えば、エネルギーの分野では、二〇三〇年ににおける省エネ量の深掘りの見通しや再エネの導入拡大量の見通しなどの議論を進めており、こうした点も踏まえつつ、二〇五〇年目標と整合的のかつ野心的な目標として、総理が決断されたものと考

か。本改正の必要性について御説明ください。

また、新設される認定下請中小企業取引機会創出事業者は、親事業者と下請事業者の間を仲介する役割を担いますが、自由かつ公正な取引を阻害するおそれはないのでしょうか。認定事業者による取引の透明性や公正性の確保は、いかに実現し

ました。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制では、よりCO<sub>2</sub>を排出せずに収益を伸ばすことを表す指標である炭素生産性について、その向上につながる設備投資を対象としています。

炭素生産性の計算は、一年に一回は必ず作成される決算書の記載内容と省エネ法の定期報告の内容のみで簡単に計算できることを念頭に置き、申請者の負担がなるべく増えることがないようにしております。

また、これまで自社のCO<sub>2</sub>排出量を簡単に算定できる計算ツールを提供し、利用しやすい税制とすることを検討しています。

このほか、分かりやすい広報はもちろんのこと、利用者視点に立って、中小企業にとっても分かりやすく使いやすい税制措置となるよう設計をしてまいります。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直しの必要性についてお尋ねがありました。

本税制では、炭素生産性の目標を三年以内に最大一〇%以上向上させることが要件としています。また、税制の措置内容として、最大一〇%の税額控除等を設けています。

これらの要件及び措置内容は、非常に高い水準であり、今般の二〇三〇年目標を踏まえても十分なものと認識をしており、現時点で見直す必要はないものと考えております。

DX投資促進税制の要件についてお尋ねがありました。

DX投資促進税制では、インターネット等を介してデータの処理、保管等のITサービスが他社から提供される技術をクラウド技術と位置づけ、その活用を税制適用の一つの要件としています。

他方で、DXの本質は、単にITシステムを各部門に導入することではなく、デジタル技術を活用して、新商品、サービスの開発や新たな生産、



官 報 (号 外)

る茶業等に係る緊急の支  
（山井和則君外十七名提出）

、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所行に及ぶ、各種の税關、通關手續の問題に對する、日本國とセリビア共和国との間の條約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第六号)  
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)  
日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

以上四件 外務委員会 付託  
消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者  
の利益の一層の擁護及び増進を図るために消費  
者契約法等の一部を改正する法律案(川内博史  
君外十名提出、衆法第一五号)  
消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた  
めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す  
る法律案(内閣提出第五四号)  
以上二件 消費者問題に関する特別委員会 付託  
(議案送付)  
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案  
は次のとおりである。  
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案  
国立大学法人法の一部を改正する法律案  
特許法等の一部を改正する法律案



官 報 (号外)

たしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本政府とインド共和国政府との間の協定

日本国政府及びインド共和国政府(以下個別に「当事国政府」といへ、「両当事国政府」と総称する。)は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」といふ。)の相互の提供に関する日本

國の自衛隊とインド軍隊との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とインド軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、その役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条 この協定は、日本国とインドの自衛隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。  
a 日本国の自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練  
b 国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又はいかれかの当事国政府の国若しくは第三国における大規模災害への対処のための活動  
c 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送  
d 連絡調整その他の日常的な活動(いかれか

1	1 いづれか一方の当事国政府が日本国とインドの自衛隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。
2	2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」といふ。)は、当該物品又は役務を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」といふ。)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、受領当事国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。
3	3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国と印度の自衛隊及びインド軍隊が実施する。
4	4 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従つて行われる。

1	1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手續は、次のとおりとする。 i 受領当事国政府は、提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。 ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。
2	2 前条1a iii及びbの規定に従つて償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

1	1 両当事国政府は、この協定の実施に關し相互に緊密に協議する。 2 この協定及び手續取決めの解釈又は適用に關係するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。
2	1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いかれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。 2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他

方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に關し、第三条から前条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正

当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年九月九日にニューデリーで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
鈴木 哲

インド共和国政府のために  
クマール

付表	区分
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
被服	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
通信業務	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
衛生業務	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)及び空港・港湾業務の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めるこ	本協定の締結に向けた交渉をインド共和国政府との間で行ってきた。その結果、令和二年九月九日にニューデリーにおいて、本協定の署名が行われた。
燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)及び空港・港湾業務の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器又は弾薬の提供を含むものと解してはならないこと。	本協定は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という)の相互の提供に関する自衛隊とインド軍隊との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次とおりである。
1 この協定は、自衛隊とインド軍隊の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めること。	1 この協定は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という)の相互の提供に関する自衛隊とインド軍隊との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次とおりである。
2 いづれか一方の当事国政府が、自衛隊又はインド軍隊により実施されるに掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その	2 いづれか一方の当事国政府が、自衛隊又はインド軍隊により実施されるに掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その
修理・整備業務(校正業務を含む)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの

## 空港・港湾業務

航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

6 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、兩当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従つて実施すること。	6 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、兩当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従つて実施すること。
7 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、兩当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従つて実施すること。	7 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、兩当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従つて実施すること。
8 なお、本協定は、兩当事国政府が本協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後	8 なお、本協定は、兩当事国政府が本協定の効力発生に必要な自己の内部手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後
9 本協定は、日本国政府とインド共和国政府との間に類するもの	9 本協定は、日本国政府とインド共和国政府との間に類するもの

三十日目に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

## 二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊とインド軍隊が実施する活動において、それぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和三年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森殿

外務委員長 あべ 俊子

内閣総理大臣 菅 義偉  
民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右国会に提出する。

令和三年三月五日

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件  
め。

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

政府は、日本国と欧州連合との間に、高い水準の民間航空の安全等についての協力を促進するため、令和二年六月二十二日にブリュッセルで、民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出

する理由である。

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合(以下「両締約者」という。)

は、日本国及び欧州連合において設計され、製

造され、及び流通する継続的な傾向が生じてゐ

ることを認識し、

民間航空製品の自由な流通を容易にすることを

希望し、

民間航空の安全に関する事項において協力を促

進し、及び効率性を高めることを希望し、

両締約者の協力が、民間航空の安全及び環境適

合性に関する基準及び過程の一層の国際的な調和

の促進に積極的に寄与することができることを考

慮し、

技術的な検査、評価及び試験の重複を取り除く

ことにより、航空産業に課される経済的な負担を

軽減することができるることを考慮し、

適合性認定及び証明書の相互受入れが、両締約

者の民間航空の安全に関する規制上の制度が十分

に同等の水準の安全性を確保しているという両締

約者の相互の信頼に基づかなければならないこと

を認識し、この相互受入れが、また、この協定の対象とな

る全ての分野における他方の締約者の適合性認定

の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な

信頼を要求することを認識し、

継続的な意思疎通及び相互の信頼に基づき民間

航空の安全及び環境適合性を取り扱う二国籍

が両締約者の希望であることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を取扱う二国

間の、地域的な及び多数国間の協定に基づく両締

約者のそれぞれの約束を認識して、

次とのおり協定した。

## 第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) この協定の附屬書に定めるところにより、いずれかの締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の相互受入れを可能にするこ

と。

(b) 高い水準の民間航空の安全及び環境適合性のための協力を促進すること。

(c) 民間航空産業の複数の国にわたる広がりを容易にすること。

(d) 民間航空製品及び民間航空に関するサービスの自由な流通を容易にし、及び促進すること。

(e) 「適合性認定」とは、試験、検査、資格審査、認定、監視その他の活動の結果として、

締約者の法令に定める関係する要件についての適合性を確保することをいう。

(f) 「監視」とは、締約者の法令に定める関係する要件についての継続的な適合性を決定するため、当該締約者の権限のある当局が行う定期的な監視をいう。

(g) 「技術機関」とは、日本国については国土交

通省航空局又はその後継機関を、欧州連合に

ついては欧州連合航空安全局又はその後継機

関をいう。国土交通省航空局及び欧州連合航

空安全庁は、(d)に定義する権限のある当局で

ある場合においても、該当するときは、この

協定及びその附屬書において「技術機関」とい

う。

(a) 「認定機関」とは、この協定の適用範囲に関

連する権利行使することについていずれかの締約者の権限のある当局によって認定された法人をいう。

(b) 「証明書」とは、民間航空製品、機関又は法

人若しくは自然人が締約者の法令に定める関

係する要件に適合する旨の適合性に関する承

認の形式として交付する認定書、免状その他

の文書をいう。

(c) 「民間航空製品」とは、民間航空機、航空機

用発動機若しくは航空機用プロペラ又はこれ

らに装備された若しくは装備される部分組立

品、装備品、部品若しくは構成品をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、この協定の目的のため、締約者が次の任務の遂行のために指定する民間航空の安全について責任を負う政府機関をいう。

(e) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの当該締約

者の法令及び運用規則に定める関係する要

件についての適合性を評価すること。

(f) 自己の監督の対象となる民間航空製品、

機関、設備、運用及びサービスの当該締約

者の法令及び運用規則に定める関係する要

件についての適合性を評価すること。

(g) 自己の監督の対象となる民間航空製品、

機関、設備、運用及びサービスの当該締約

者の法令及び運用規則に定める関係する要

件についての適合性を評価すること。

機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての継続的な適合性に関する監視を行うこと。

(ii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての適合性を確保するため執行活動を行うこと。

(iii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての適合性を確保するため

の実施のため、それぞれの民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度が、両締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の受け入れを認めるために十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受け入れのための条件及び方法(必要な場合には経過措置を含む。)を定める個別の附属書を作成する。個別の附属書のための実施手続は、両技術機関が作成する。両締約者の民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度の間の技術的な相違については、附属書及び実施手続において取り扱う。

第四条 一般的義務

1 各締約者は、この協定の附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れる。

2 両締約者は、また、第三国が、民間航空製品、機関又は法人若しくは自然人が当該第三国の法令に定める関係する要件に適合する認定合性に関する承認の形式として交付する認定書、免状その他の文書を受け入れることができるものではない。

3 この協定のいかなる規定も、両締約者の任意規格又は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。

4 各締約者は、それぞれの権限のある当局が引き続き能力を有し、及びこの協定に基づく責任を果たすことを確保する。

第五条 規制上の権限の保全及びセーフガード措置

(a) 立法上、規制上及び行政上の措置により、当該締約者が安全性及び環境のために適切と認める保護の水準を決定すること。

- (b) この協定の対象となる民間航空製品、サービス又は行為が次のいずれかの事項に該当する相当のおそれがある場合には、適当なかつ即時の全ての措置をとること。

(i) 安全性を低下させ、又は環境を悪化させること。

(ii) 当該締約者の立法上、規制上又は行政上の関係する措置に適合しないこと。

(iii) その他この協定の関係する附属書に定める要件を満たさないこと。

2. いずれかの締約者が1(b)の規定に従つて措置をとる場合には、当該締約者は、他方の締約者に対し、当該措置をとつた後十五執務日以内にその理由を示して書面により通報する。

3. この条の規定に従つてとられる措置は、この協定の違反を構成しない。

#### 第六条 連絡

1. 両締約者は、この協定の実施に関する連絡のための連絡部局を指定し、及び相互に通報する。全ての連絡は、英語によるものとする。

2. 両締約者は、この協定の効力発生の後は、権限のある当局の一覧表を相互に通報し、及びその後は必要となつたときにその都度、更新された一覧表を相互に通報する。

#### 第七条 透明性、規制に関する協力及び相互支援

1. 各締約者は、この協定に関連する自己の法令及びその重要な変更について他方の締約者が隨時通報を受けることを確保する。

2. 両締約者は、自己の関連する法令、基準及び要件並びに証明書の交付のための制度の重要な修正案(この協定に影響を及ぼすおそれのあるものに限る)を可能な限り相互に通報する。両締約者は、可能な限り、当該修正案に対して意見を述べる機会を相互に与え、及び当該意見に妥当な考慮を払う。

3. 各締約者の権限のある当局は、安全性に関する問題を調査し、及び解決するため、適當な附

4 各締約者の権限のある当局は、自己の監督の対象となる規制を受ける事業体への他方の締約者の権限のある当局の阻害されることのないアクセスを認める目的として、監視及び検査のため、必要な場合には、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。

5 各技術機関は、他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を確保するため、この協定の附属書に定める手続に従い、他方の技術機関の監督活動にオブザーバーとして参加することができる。

第八条 安全性に関する情報の交換

両締約者は、第十条の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従つて次の事項を行ふ。

(a) 要請に基づき、かつ、適時に、この協定の附属書の対象となる民間航空製品、サービス又は行為に関連する事故、重大な事態又は事象に関する情報を、重大な事態又は事象に関する情報を、重大な事態又は事象に関する情報を相互に提供すること。

(b) 安全性に関する他の情報であつて両技術機関が決定するものを交換すること。

第九条 執行活動における協力

両締約者は、要請がある場合には、関係法令及び必要とされる資源の利用可能性に従い、この協定の対象となる法令に対する違反の疑いについての調査又は執行活動における相互の協力及び支援を技術機関又は権限のある当局を通じて提供する。さらに、各締約者は、相互の利益が関係する場合には、他方の締約者に対しあらゆる調査について速やかに通報する。

第十条 データ及び情報の秘密性及び保  
1 各締約者は、自己の法令に従い、この協定に属書に定めるところによりそれぞれの監督活動に他方の締約者の権限のある当局がオブザーバーとして参加することを認めることができると。

- 2 基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持する。当該データ及び情報を受領する締約者は、この協定の目的のためにのみ、当該データ及び情報を利用することができる。

3 両締約者は、特に、それぞれの法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領した営業上の秘密、知的財産、商業上若しくは財政上の秘密の情報、財産的価値を有するデータ又は現に行われている調査に関する情報を該当するデータ及び情報を、公衆を含む第三者に開示してはならず、また、自己の権限のある当局が公衆を含む第三者に開示することを認めてはならない。このため、当該データ及び情報は、秘密のものとする。

4 一方の締約者又はその権限のある当局は、他方の締約者又はその権限のある当局に対してもデータ又は情報を提供する際に、秘密のものであつて開示の対象とならないとするデータ又は情報を指定することができる。この場合において、当該一方の締約者又はその権限のある当局は、当該データ又は情報を秘密のものとして明示する。

5 各締約者は、この協定に基づいて受領したデータ及び情報を許可されていない開示から保護するために必要な全ての合理的な予防措置をとる。

6 この協定に基づいて他方の締約者からデータ及び情報を受領する締約者は、その受領を理由として当該データ及び情報の財産権を取得しない。

<p><b>第十一條</b> 兩締約者の合同委員会      1 この協定の効果的な実施について責任を負う機関として、各締約者の代表で構成する合同委員会を設置する。合同委員会は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、いずれかの締約者の要請に基づいて兩締約者の共同議長の下で一定の間隔で会合する。</p> <p>2 合同委員会は、この協定の実施に関する全ての事項を検討することができる。合同委員会は、特に次の事項について責任を負う。</p> <p>(a) この協定の実施に関する兩締約者間の問題を解決すること。</p> <p>(b) この協定の実施を促進するための方法を検討し、及び適当な場合には、第二十条の規定に基づくこの協定の改正のための勧告を両締約者に行うこと。</p> <p>(c) 第二十条7の規定に従い、新たな附属書を採択し、又は現行の附属書を改正し、若しくは削除すること。</p> <p>(d) 適当な場合には、第三条に掲げる全ての分野における協力についての作業手続に関する決定を行うこと。</p>	
<p><b>第十二条</b> 費用回収</p> <p>各締約者は、その行為がこの協定の対象となる法人又は自然人に対して締約者又はその技術機関が課する手数料又は課徴金が、公正かつ合理的で提供されたサービスに応じたものであり、及び貿易に対する障害を生じさせないものであることを確保するよう努める。</p> <p>第十三条 他の協定及び從前の取決め</p> <p>1 この協定は、その効力発生の後は、第三条の規定に従つて実施されるこの協定の対象となる事項に関し、航空の安全に関する日本国と歐州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めに優先する。</p>	<p><b>第十三条</b> 航空の安全に関する日本国と歐州連合構成国との間の協定又は取決めは、第三条の規定に従つて実施されるこの協定の対象となる機関として、各締約者の代表で構成する合同委員会を設置する。合同委員会は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、いずれかの締約者の要請に基づいて兩締約者の共同議長の下で一定の間隔で会合する。</p> <p>2 合同委員会は、この協定の実施に関する全ての事項を検討することができる。合同委員会は、特に次の事項について責任を負う。</p> <p>(a) この協定の実施に関する兩締約者間の問題を解決すること。</p> <p>(b) この協定の実施を促進するための方法を検討し、及び適当な場合には、第二十条の規定に基づくこの協定の改正のための勧告を両締約者に行うこと。</p> <p>(c) 第二十条7の規定に従い、新たな附属書を採択し、又は現行の附属書を改正し、若しくは削除すること。</p> <p>(d) 適当な場合には、第三条に掲げる全ての分野における協力についての作業手続に関する決定を行うこと。</p>
<p><b>第十四条</b> 適用</p> <p>この協定は、その附属書に別段の定めがある場合を除くほか、日本国においては民間航空に関する日本国の規制上の制度について、歐州連合においては民間航空に関する歐州連合の規制上の制度について適用する。</p>	<p><b>第十五条</b> 第三国の参加</p> <p>兩締約者は、この協定に基づく協力への想定される第三国への参加によりこの協定による利益を最大にするという目標を共有する。このため、第十一条の規定によって設置される合同委員会は、適当な場合には、当該参加のための条件及び手続（この協定の必要な改正を含む。）を検討することができる。</p>
<p><b>第十六条</b> 意見の相違についての協議及び解決</p> <p>各締約者は、その行為がこの協定の対象となる法人又は自然人に対して締約者又はその技術機関が課する手数料又は課徴金が、公正かつ合理的で提供されたサービスに応じたものであり、及び貿易に対する障害を生じさせないものであることを確保するよう努める。</p> <p>第十三条 他の協定及び從前の取決め</p> <p>1 この協定は、その効力発生の後は、第三条の規定に従つて実施されるこの協定の対象となる事項に関し、航空の安全に関する日本国と歐州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めに優先する。</p>	<p><b>第十七条</b> 相互受入れの義務の停止</p> <p>一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行つた場合には、第四条1の規定に基づく受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有する。</p> <p>一方の締約者は、受入れの義務を停止する権利を使用する前に、他方の締約者は正措置を求めるために前条の規定に基づく協議を要請する。両締約者は、当該協議が行わっている間に、適当な場合には、その停止の影響を検討する。</p> <p>3 この条の規定に基づく権利については、他方の締約者が2に規定する協議の後適当な期間内に是正措置をとることができなかつた場合に限り、行使する。一方の締約者は、当該権利を使用する場合には、当該他方の締約者に対し、受け入れの義務を停止する意図を書面によつて通告し、及びその停止の理由を詳述する。</p> <p>4 3に規定する停止は、通告の日の後三十日で効力を生ずる。ただし、この期間の満了の前に、当該停止を申し立てた締約者が他方の締約者に対してその通告を撤回する旨を書面によつて通告した場合は、この限りでない。</p>
<p><b>第十八条</b> 見出し</p> <p>この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。</p> <p>第十九条 附属書</p> <p>この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「この協定」というときは、別段に定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。</p>	<p><b>第二十条</b> 効力発生、暫定的適用、終了及び改正</p> <p>1 この協定は、その効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した日に効力を生ずる。公文を両締約者が交換した日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。</p> <p>2 この協定は、その効力発生までの間、両締約者の法令に従い、署名の時から暫定的に適用される。</p> <p>3 一方の締約者は、他方の締約者に対し六箇月前に書面によつて通告することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。ただし、両締約者の相互の同意によりこの期間が満了する前にその通告が撤回された場合は、この限りでない。</p> <p>4 両締約者は、この協定の終了の通告の後、その終了の効力発生の日まで、この協定に基づく自己の義務を引き続き履行する。</p> <p>5 この協定の終了は、この協定に定める条件下従つて権限のある当局又は認定機関が交付した証明書の有効性に影響を及ぼすものではない。</p> <p>6 両締約者は、書面による合意によつてこの協定を改正することができる。その改正は、当該改正の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。</p>

## 官 報 (号 外)

7 6の規定にかかわらず、新たな附属書の採択又は現行の附属書の改正若しくは削除は、歐州連合が日本国政府から必要な内部手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

## 第二十一条 正文

- 1 この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チエコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトニア語、マルタ語、ボーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。
- 2 解釈に相違がある場合には、英文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの協定に署名した。

二千二十一年六月二十二日にブリュッセルで作成した。

日本国のために  
兒玉和夫

欧洲連合のために  
イレーナ・アンドラッシー  
アディーナ・ヴァレアン

## 附属書一 耐空証明及び環境証明

## 第一A節 一般規定

- 1 この附属書は、協定第三条2の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、次の分野における協力の実施のために作成する。

(a) 同条1(a)に規定する耐空証明書及び民間航空製品の監視	(b) 同条1(b)に規定する環境証明書及び民間航空製品の試験
(c) 同条1(c)に規定する設計証明書及び製造証明書並びに設計機関及び製造機関の監視	(d) 中古の航空機を除く。は、この附属書の対象から除外する。
(e) 「輸出」とは、民間航空製品が一方の締約者によって輸出される過程をいう。	(f) 「輸出耐空証明書」とは、航空機が、輸入締約者が通報する耐空性及び環境保護に関する要件に適合する旨の承認の形式として、輸出機については、当該航空機の輸出が行われる登録国の権限のある当局が交付する証明書をいう。
(f) 「輸出締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度から民間航空製品の輸出が行われる締約者をいう。	(g) 「輸入締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度に民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。
(g) 「輸入」とは、一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から輸出された民間航空製品が他方の締約者の当該制度に持ち込まれる過程をいう。	(h) 「輸入締約者」とは、民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。
(h) 「輸入締約者」とは、民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。	(i) 「大変更」とは、型式設計の全ての変更(「小変更」を除く。)をいう。
(i) 「小変更」とは、型式設計の変更であって、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさないものをいう。	(j) 「大変更」とは、型式設計の変更であって、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさないものをいう。
(j) 「運用上の適合性データ」とは、歐州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度による規制の下にある航空機型式のうち特定のものに関する型式別の運用上の状態を裏付け、及ぶれる運用上の要件とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。	(k) 「運用上の適合性データ」とは、歐州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度による規制の下にある航空機型式のうち特定のものに関する型式別の運用上の状態を裏付け、及び許容するための所要のデータの一式をいう。運用上の適合性データは、航空機に対する型式証明書の申請者は、保有者によつて設計されなければならず、また、型式証明書の一部でなければならない。歐州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度の下では、当該航空機型式のうち特定のものに適用される
(l) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。	(l) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。
(m) 「製造認定書」とは、製造者が、特定の民間航空製品を製造するための関係する要件であつて、締約者の法令及び運用規則に定めるものに適合する旨の承認の形式として、当該締約者の権限のある当局が交付する証明書をいう。	(n) 「単独の製造認定書」とは、民間航空製品の製造者に交付される製造認定書であつて、当該製造者と提携する事業体に対して製造認定書の対象を拡大するものでないものをいう。
(n) 「認証当局」とは、輸入締約者の技術機関であつて、証明当局又は認定機関が交付する設計証明書をこの附属書に定めるところに従つて自動的に受け入れ、又は認証するものを行う。	(o) 「技術実施手続」とは、協定第三条2の規定に従つて両技術機関がこの附属書のために作成する実施手続をいう。
(o) 「技術実施手續」とは、協定第三条2の規定に従つて両技術機関がこの附属書のために作成する実施手続をいう。	(p) 「認証当局」とは、輸入締約者の技術機関であつて、証明当局又は認定機関が交付する設計証明書をこの附属書に定めるところに従つて自動的に受け入れ、又は認証するものを行う。
(p) 「認証当局」とは、輸入締約者の技術機関であつて、証明当局又は認定機関が交付する設計証明書をこの附属書に定めるところに従つて自動的に受け入れ、又は認証するものを行う。	(q) 「技術監督理事会」とは、各締約者の技術機関の代表者によつて構成されるものとし、その任務の遂行を容易にするために追加的な参加者を招請することができる。
(q) 「技術監督理事会」とは、各締約者の技術機関の代表者によつて構成されるものとし、その任務の遂行を容易にするために追加的な参加者を招請することができる。	(r) 「証明監督理事会」とは、いざれかの技術機関の要請に基づいて一定の間隔で会合し、並びにコンセンサス方式によって決定及び勧告を行う。理事会は、自己の手続規則を作成し、及び採扱する。

(s) 「輸出」とは、民間航空製品が一方の締約者によって輸出される過程をいう。	(t) 「輸出耐空証明書」とは、航空機が、輸入締約者が通報する耐空性及び環境保護に関する要件に適合する旨の承認の形式として、輸出機については、当該航空機の輸出が行われる登録国の権限のある当局が交付する証明書をいう。
(u) 「輸入」とは、一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から輸出された民間航空製品が他方の締約者の当該制度に持ち込まれる過程をいう。	(v) 「輸入締約者」とは、民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。
(v) 「輸入締約者」とは、民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。	(w) 「大変更」とは、型式設計の全ての変更(「小変更」を除く。)をいう。
(w) 「小変更」とは、型式設計の変更であって、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさないものをいう。	(x) 「大変更」とは、型式設計の全ての変更(「小変更」を除く。)をいう。
(x) 「小変更」とは、型式設計の変更であって、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさないものをいう。	(y) 「小変更」とは、型式設計の変更であって、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさないものをいう。

(z) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。	(aa) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。
(bb) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。	(cc) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。
(cc) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。	(dd) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。
(dd) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。	(ee) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。
(ee) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。	(ff) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を有するためのものといい、同様の環境保護に関する要件を含む。

官 報 (号 外)

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号



のとし、必要な場合には、認証の過程において交換する。

2 1に規定する運用上の文書及びデータは、技術実施手続に定めるところにより、認証当局が自動的に受け入れ、又は認証することができるとみなす。

3 申請者及び両技術機関が決定した場合には、状況に応じ、及び技術実施手続に定めるところにより、同時に行う認証の過程を用いることができる。

#### 第十九条 繼続的な耐空性

1 両技術機関は、自己が証明当局となる民間航空製品の安全でない状態に対処するための行動をとる。

2 一方の締約者の権限のある当局は、自己の規制上の制度下で設計され、又は製造された民間航空製品について、他方の締約者の権限のある当局が当該民間航空製品の継続的な耐空性に基づき、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。

3 運用中の障害その他この附属書の対象となる民間航空製品に影響を与える潜在的な安全性に関する問題により当該民間航空製品の証明当局である一方の締約者の技術機関が調査を行うこととなる場合には、他方の締約者の技術機関は、要請に基づき、当該調査の支援関連する事業体によつて報告された関連情報であつて、故障、機能不全、欠陥その他当該民間航空製品に影響を与える事態に関するものの提供を含む。を行う。

4 設計証明書の保有者の証明当局に対する報告の義務及びこの附属書の定める情報交換の仕組みは、各設計証明書の保有者が故障、機能不全、欠陥その他民間航空製品に影響を与える事態を認証当局に報告する義務を果たすもの

5 1から4までに規定する安全でない状態に対処するための行動及び安全に関する情報の交換については、技術実施手続で定める。

6 一方の締約者の技術機関は、当該締約者の監督に関する制度下で設計され、又は製造された民間航空製品に関する全ての継続的な耐空性にに関する義務的的通知(この附属書の範囲内のもとに限る)を他方の締約者の技術機関に通報する。

7 一方の締約者の技術機関は、交付した証明書における耐空性の状態のいかなる変更についても、他方の締約者の技術機関に適時に連絡する。

#### 第二十一条 製造認定書の対象の拡大及び単独の製造認定書

1 輸出締約者の権限のある当局が当該輸出締約者の領域に主として所在する製造者に交付し、かつ、前条1の規定に従つて承認される製造認定書は、輸入締約者又は第三国に所在する当該製造者の製造現場及び製造施設(当該製造現場及び製造施設の法的地位並びに当該製造現場及び製造施設において製造される民間航空製品の種類のいかんを問わない)を含めるために対象を拡大することができる。この場合において、当該輸出締約者の権限のある当局は、当該輸出締約者の当該制度と十分に同等であると認められることから、第二十六条2の規定が適用される場合を除くほか、輸出締約者の当該制度を承認する。

2 1の規定は、次の事項についても適用する。

(a) 設計国の責任が輸出締約者以外の国に帰属する民間航空製品の製造。ただし、輸出締約者の権限のある当局が、当該民間航空製品について設計証明書の保有者と製造認定書の保有者との間の連携を行つて、関連する当局と必要な手続を定め、及び実施していることを条件とする。

3 両締約者の権限のある当局は、民間航空製品に対する製造認定書の保有者が一方の締約者の権限のある当局による規制の下にあり、かつ、当該民間航空製品に対する設計証明書の保有者が他方の締約者の権限のある当局による規制の下にある場合には、当該製造認定書の保有者と当該設計証明書の保有者との間の連携の管理についての各締約者の責任を定義するための手続を定める。

4 製造。ただし、両技術機関による個別の再検討の対象となることを条件とする。

#### 第二十二条 製造認定書の対象の拡大及び単独の製造認定書

1 輸出締約者の権限のある当局は、輸出締約者の領域に主として所在する製造者に交付し、かつ、前条1の規定に従つて承認される製造認定書は、輸入締約者又は第三国に所在する当該製造者の製造現場及び製造施設(当該製造現場及び製造施設の法的地位並びに当該製造現場及び製造施設において製造される民間航空製品の種類のいかんを問わない)を含めるために対象を拡大することができる。この場合において、当該輸出締約者の権限のある当局は、当該輸出締約者の当該制度と十分に同等であると認められることから、第二十六条2の規定が適用される場合を除くほか、輸出締約者の当該制度を承認する。

2 両締約者の権限のある当局は、この附属書の枠組みにおける民間航空製品の輸出について、設計証明書の保有者と製造認定書の保有者との同一の事業体でない場合には、当該設計証明書の保有者が設計と製造との間の十分な調整及び当該民間航空製品の継続的な耐空性のための適切な支援を確保するため、当該製造認定書の保有者との間で適切な取決めを行うことを確保する。

#### 第二十三条 製造認定書の重複の回避

1 輸入締約者の権限のある当局は、輸出締約者の権限のある当局が交付した製造認定書に既に含まれる民間航空製品を自己の製造認定書が対象とすることとなる場合には、両技術機関が別段の決定を行うときを除くほか、輸出締約者の製造認定書の保有者に対して製造認定書を交付しない。

#### 第二十四条 範囲

1 この附属書は、技術実施手続に定めるところにより、この附属書の対象となる次の輸出証明書を取り扱う。

(a) 新造及び中古の航空機に対する輸出耐空証明書

#### 第二十五条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手続に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第二十六条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手続に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第二十七条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く)の製造

2 両締約者の単独の製造認定書の保有者である民間航空製品(民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く)の製造

3 輸出締約者の単独の製造認定書の保有者であつて両締約者の領域の外に所在するものにあつて両締約者の領域の外に所在するものにあつて両締約者の領域の外に所在するものに

4 設計証明書の保有者の証明当局に対する報告の義務及びこの附属書の定める情報交換の仕組みは、各設計証明書の保有者が故障、機能不全、欠陥その他民間航空製品に影響を与える航空機用発動機及び航空機用プロペラの製造

5 2 両締約者の権限のある当局は、この附属書の枠組みにおける民間航空製品の輸出について、設計証明書の保有者と製造認定書の保有者との同一の事業体でない場合には、当該設計証明書の保有者が設計と製造との間の十分な調整及び当該民間航空製品の継続的な耐空性のための適切な支援を確保するため、当該製造認定書の保有者との間で適切な取決めを行うことを確保する。

#### 第二十八条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、輸出耐空証明書の交付する出荷許可証明書

#### 第二十九条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手続に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十一条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十二条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十三条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十四条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十五条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十六条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十七条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

#### 第三十八条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の民間航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品(航空機を除く)に対する輸出耐空証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手續に従つて輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証

官 報 (号 外)	
<p>(d) 民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラについては、輸入締約者が通報した関係する継続的な耐空性に関する義務的通知（当該輸入締約者の耐空性に関する命令を含む。）に適合すること。</p> <p>2 輸出締約者の権限のある当局は、当該輸出締約者において登録された中古の航空機に対して輸出耐空証明書を交付する場合には、1(a)から(d)までに定める要件に加え、当該航空機がその運用期間を通じて、当該輸出締約者が認定する手順及び方法を用いて適切に整備されていることを確保する。その整備は、航空日誌及び整備記録によって証明されるものとする。</p> <p>第二十六条 新造の民間航空製品に対する輸出証明書の受入れ</p> <p>1 輸入締約者の権限のある当局は、前節及び2の規定に従うことの条件として、この附属書及び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締約者の権限のある当局又は認定機関としての製造認定書の保有者が新造の民間航空製品に対して交付する輸出証明書を受け入れる。</p> <p>2 輸入締約者の権限のある当局は、自己の民間航空の安全に関する規制上の制度の下で過去に受け入れたことがない民間航空製品の区分である場合には、この条の規定に従つて当該民間航空製品に対する輸出証明書を受け入れる前に、技術実施手続に定めるところにより、前条1に定める要件が効果的に満たされていることを確認するために製造認定書の保有者の評価を行うことを決定することができる。当該輸入締約者は、当該評価を行なう意図を有する場合には、輸出締約者に通報する。当該評価を良好に終了した製造認定書の保有者の一覧については、当該輸入締約者の技術機関の公の出版物において公示する。</p> <p>第二十七条 中古の航空機に対する輸出</p> <p>1 輸入締約者の権限のある当局は、この附属書</p>	<p>(d) 民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラについては、輸入締約者が通報した関係する継続的な耐空性に関する義務的通知（当該輸入締約者の耐空性に関する命令を含む。）に適合すること。</p> <p>2 輸出締約者の権限のある当局は、当該輸出締約者において登録された中古の航空機に対して輸出耐空証明書を交付する場合には、1(a)から(d)までに定める要件に加え、当該航空機がその運用期間を通じて、当該輸出締約者が認定する手順及び方法を用いて適切に整備されていることを確保する。その整備は、航空日誌及び整備記録によって証明されるものとする。</p> <p>第二十六条 新造の民間航空製品に対する輸出証明書の受入れ</p> <p>1 輸入締約者の権限のある当局は、前節及び2の規定に従うことの条件として、この附属書及び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締約者の権限のある当局又は認定機関としての製造認定書の保有者が新造の民間航空製品に対して交付する輸出証明書を受け入れる。</p> <p>2 輸入締約者の権限のある当局は、自己の民間航空の安全に関する規制上の制度の下で過去に受け入れたことがない民間航空製品の区分である場合には、この条の規定に従つて当該民間航空製品に対する輸出証明書を受け入れる前に、技術実施手続に定めるところにより、前条1に定める要件が効果的に満たされていることを確認するために製造認定書の保有者の評価を行うことを決定することができる。当該輸入締約者は、当該評価を行なう意図を有する場合には、輸出締約者に通報する。当該評価を良好に終了した製造認定書の保有者の一覧については、当該輸入締約者の技術機関の公の出版物において公示する。</p> <p>第二十七条 中古の航空機に対する輸出</p> <p>1 輸入締約者の権限のある当局は、この附属書</p>
第G節 権限のある当局の資格審査	
第二十八条 適合性認定及び証明書の受入れのための資格要件	
<p>各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を確立する。当該制度には、次の事項を含む。</p> <p>(a) 法的な及び規制上の枠組みであつて、特に組織の構成（責任に関する明確な説明を含む）による規制の下にある事業体に対する規制維持する。当該制度には、次の事項を含む。</p> <p>(b) 各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を確立する。当該制度には、次の事項を含む。</p> <p>(c) 各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を確立する。当該制度には、次の事項を含む。</p> <p>(d) 各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を確立する。当該制度には、次の事項を含む。</p> <p>(e) 各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を確立する。当該制度には、次の事項を含む。</p> <p>(f) 各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を確立する。当該制度には、次の事項を含む。</p> <p>3 第二十九条 権限のある当局の継続的な資格審査</p> <p>1 各締約者の技術機関は、この附属書の実施に関するそれぞれの規制上の制度が十分に同等の水準の安全性を確保するようにそれぞれの規制上の制度に対する相互の信頼を維持するため、他方の締約者の権限のある当局の前条に定める資格要件についての遵守を定期的に評価する。この継続的な相互の評価の方式は、技術実施手続で定める。</p> <p>2 一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する評価が要求された場合には他方の締約者の権限のある当局と協力し、及び自己の監督の下に至らない場合には、1に規定する問題を証明監督理事会に付託することができる。</p> <p>3 各締約者は、1に規定する問題が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該問題を協定第十一条の規定によつて設置される合同委員会に付託することができる。</p> <p>第三十条 連絡</p> <p>1 両技術機関は、協議を通じてこの附属書の実施に関する問題に対処する。</p> <p>2 各締約者の技術機関は、1の規定に従つて行う協議を通じ相互に受け入れることができる解決に至らない場合には、1に規定する問題を証明監督理事会に付託することができる。</p> <p>3 各締約者は、1に規定する問題が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該問題を協定第十一条の規定によつて設置される合同委員会に付託することができる。</p> <p>第三十一条 技術的な協議</p> <p>1 両技術機関は、協議を通じてこの附属書の実施に関する問題に対処する。</p> <p>2 各締約者の技術機関は、1の規定に従つて行う協議を通じ相互に受け入れることができる解決に至らない場合には、1に規定する問題を証明監督理事会に付託することができる。</p> <p>3 各締約者は、1に規定する問題が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該問題を協定第十一条の規定によつて設置される合同委員会に付託することができる。</p> <p>第三十二条 証明における支援及び継続的な耐空性のための監督活動</p> <p>一方の締約者の権限のある当局は、設計、製造</p>	



るところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前項第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改め  
る。

る団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者(第十四条第二項において「管理組合等」という。)であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。」を削る。

第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、「。以下「計画の認定」という。」を削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定による前条第一項の変更の認定

の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更の」とする。

第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計

## 改正する法律案 二二

街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもののが容積率は、その許可の範囲内において、二、三の規制を設けたものである。

いて 同法第五十二条第一項から第九項まで  
又は第五十七条の二第六項の規定による限度  
を超えるものとすることができる。

建築基準法第四十四条第一項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十

四条並ては第五十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

の一部を次のように改正する。  
目次中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期

「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等の」に改める。

第四条第一項中「以下」の下に「この条及び第六条第一項第八号において」を加え、同条第二項第一項第八号において

項第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に  
及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持  
保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に

「この項において」を加え、「確保される」とことより」を削り、「が図られ、」を「並びに」に、「か

「長期優良住宅建築等計画等」を「長期優良住宅建築等計画」に改める。  
第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を  
「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第五条の見出しを「(長期優良住宅建築等計画等の認定)」に改め、同条第六項中「には」を「又は」に改めるとともに、同条第六項第一号の「(二十回)」を「(三十回)」に改め、同

は、長期優良住宅認定基準全般には、に改め 同項第一号から第三号までの規定中「建築をしようととする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五

項に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六  
長期優良住宅維持保全宣言面に記載しては  
次に掲げる事項

## び期間

□ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 住宅(区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。)のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者(以下この項において「所有者等」という。)において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画(以下「長期優良住宅維持保全計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使

用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

□ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。

第六条に次の二項を加える。

ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確實に遂行するため適切なものであること。

八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第

五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、同項第五号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

第八条の見出しを「(認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更)に改め、同条第一項中の「(変更)」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改める。

第九条第一項及び第三項中「第五条第六項第四号イ」を「第五条第八項第四号イ」に改める。第十条中「第五条第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住

宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者

イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五条第八項第四号イ(第八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する建築後)の品質確保の促進等に関する法律の一部

及住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

全の期間が経過したもの(を除く。)

□ 第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住

宅維持保全計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住

宅維持保全計画」という。)に基づき維

持保全が行われ、又は行われた住宅(当

該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五条第八項第六号イ(第八条第

二項において準用する場合を含む。)に規

定する当該認定後の住宅の維持保全の期

間が経過したもの(を除く。)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の変更)に改める。

第十一条第一項中「の建築」を「前条第二号イ又は口に掲げる住宅をいう。(以下同じ。)の建

築」に改め、「維持保全」の下に「(同号口に掲げ

る住宅にあつては、維持保全」を加える。

第十三条第一項及び第十四条第一項第二号中「認定長期優良住宅建築等計画の下に」又は認

定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

第四章の章名中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改め

る。

第十六条第一項中「の建築」を「認定長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)の建築」

に、「売主は、当該」を「売主又は認定長期優良住宅(認定長期優良住宅維持保全計画に係るものに限る。)の売買契約を締結した売主は、これ

らの」に改める。

第十七条第一項中「に基づく」を「又は認定長

期優良住宅維持保全計画にに基づく」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部

改正)

第三条 住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第六条」を「一第六条の二」に改め

る。

第三条第四項中「あらかじめ」を削り、同項

に次のただし書きを加える。

ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第三条の二第二項中「議決を」との下に「同項ただし書中「社会資本整備審議会又は消費者委員会」とあるのは「社会資本整備審議会」とを加える。

第三章第一節中第六条の次に次の二条を加える。

(长期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例)

第六条の一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請

(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅

構造及び設備が長期使用構造等(同法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。)であることの確認を行うことを求めることができる。

2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。

3 第一項の規定による求めがあつた場合(次項に規定する場合を除く。)は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国

土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面(第五項において「確認書」という。)を当該求めをした者に交付するものと

する。

4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあつた場合

は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構

造及び設備が長期使用構造等であるかどうか







る法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日又はこの法律の施行の日(次条において「施行日」という。)のいずれか遅い日

四 第二条、第四条及び第五条(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の目次の改正規定(「新築住宅」を「新築住宅等」に改める部分に限る)、同法第五章の章名の改正規定及び同法第三十三条第一項の改正規定に限る。)の規定

公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(次項及び第三項各号において「改正前長期優良住宅法」という。)第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に改正前長期優良住宅法第六条第一項の認定を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定を受ける長期優良住宅建築等計画(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に関する認定の通知、長期優良住宅建築等計画の変更(譲受人を決定した場合における変更を含む)及び認定に基づく地位の承継については、なお従前の例による。

3 次に掲げる长期優良住宅建築等計画については、第一条の規定による改正後の长期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下この項において「改正後长期優良住宅法」という。)第五条第四項の規定による認定の申請に基づき改正後長期優良住宅法第六条第一項の認定を受けた长期優

良住宅建築等計画とみなして、改正後长期優良住宅法(第六条第一項第四号に係る部分に限り、第八条第二項において準用する場合を含む。)及び第十八条を除く。)の規定を適用する。

一 この法律の施行の際現に改正前長期優良住

宅法第五条第三項の規定による認定の申請に

基づき改正前長期優良住宅法第六条第一項の

認定を受けている长期優良住宅建築等計画

(改正前長期優良住宅法第五条第三項に規定する分譲事業者のうち、住宅の建築をしてそ

の構造及び設備を長期使用構造等とし、その

建築後の住宅を複数の者に譲渡することによ

り当該住宅を改正後長期優良住宅法第五条第

一項に規定する区分所有住宅としようとする

者(次号において「特定区分所有住宅分譲事業者」という。)が作成したものに限る。)であつて、改正前長期優良住宅法第九条第一項の規

定による改正前長期優良住宅法第八条第一項

の規定による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の

履行の確保等に関する法律第三十三条第一項のあつせん又は調停に関し当該あつせん又は

調停の目的となつている請求についての第五条

の規定による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の

履行の確保等に関する法律第三十三条第二項の

規定により読み替えて適用する改正後住宅品質

確保法第七十三条の一の規定の適用について

は、同号に掲げる規定の施行の時に、当該あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の

施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過

措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律による改正後のそれぞれの法律

の規定について、その施行の状況等を勘案して

検討を加え、必要があると認めるときは、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

(建設業法の一部改正)

第七条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一

部を次のように改正する。

〔第十条第一項〕に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第八条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第

百七十六号)の一部を次のように改正する。

改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律等の一部を改正する法律案

第六十五条第一項及び第三項中「第十五条」を

「第十五条第一項」に改める。

(マンションの管理の適正化の推進に関する法

律の一部改正)

第九条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第五条の十三」を「第五条の十二」に改

める。

第五条の十二を削り、第五条の十三を第五条

の十二とする。

第七百七条第一項第一号中「第五条の十三第二

項」を「第五条の十二第二項」に改める。

一 良住宅建築等計画とみなして、改正後长期優

良住宅法(第六条第一項第四号に係る部分に限

り、第八条第二項において準用する場合を含む。)及び第十八条を除く。)の規定を適用する。

特定期間内において政令で定める日(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部

改正規定に伴う経過措置)

一 この法律の施行の際現に改正前長期優良住

宅法第五条第三項の規定による認定の申請に

基づき改正前長期優良住宅法第六条第一項の

認定を受けている長期優良住宅建築等計画

(改正前長期優良住宅法第五条第三項に規定

する分譲事業者のうち、住宅の建築をしてそ

の構造及び設備を长期使用構造等とし、その

建築後の住宅を複数の者に譲渡することによ

り当該住宅を改正後長期優良住宅法第五条第

一項に規定する区分所有住宅としようとする

者(次号において「特定区分所有住宅分譲事業者」という。)が作成したものに限る。)であつて、改正前長期優良住宅法第九条第一項の規定による改正前長期優良住宅法第八条第一項の規定による改正後の特定住宅瑕疵担保責任の

履行の確保等に関する法律第三十三条第一項の

規定の適用について

は、同号に掲げる規定の施行の時に、当該あつせん又は調停の申請がされたものとみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の

施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過

措置を含む。)は、政令で定める。

(議案の目的及び要旨)

本案は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るために、区分所有住宅に係る長期優

良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優

良住宅維持保全計画の認定制度の創設、登録住

宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築

等計画の認定に係る審査の合理化、特別住宅紛

争処理の対象の拡大等の措置を講じようとする

もので、その主な内容は次のとおりである。

改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律等の一部を改正する法律案

二七

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二二八

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正

(一) 複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とする住宅の建築及び維持保全に関する長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直し、区分所有住宅の管理業者等において当該区分所有住宅を長期優良住宅として維持保全を行うこととして、所管行政庁に同計画の認定を申請することができる。

(二) 長期優良住宅建築等計画の認定基準として、区分所有住宅の建築及び維持保全を行なうこととして、所管行政庁に同計画の認定を申請することができる。

(三) 既存住宅の建築行為を伴わずとも、当該住宅の維持保全に関する計画の認定を申請することができる長期優良住宅維持保全計画認定制度を創設すること。

(四) 長期使用構造等に該当する既存住宅について、建築行為を伴わずとも、当該住宅の維持保全による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する事項を追加すること。

(五) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直し、区分所有住宅の建築及び維持保全に関する長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(六) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(七) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(八) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(九) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十一) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十二) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十三) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十四) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十五) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十六) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十七) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十八) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

(十九) 長期優良住宅建築等計画の認定手続を見直すことができる。

業に係る経費一億円が、また、社会資本整備総

の確認の結果を住宅性能評価書に記載すること。

(二) 指定住宅紛争処理機関による紛争のあつせん及び調停について、時効の完成猶予効の付与等を行うこと。

(三) 住宅紛争処理支援センターの業務として、住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うことを追加すること。

(四) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正

(五) 住宅の瑕疵による損害を填補する保険契約(第十九条第二号に規定する保険契約)に係る住宅の売買等に関する紛争を追加すること。

(六) 施行期日

(七) 議案の可決理由

(八) 附帯決議

(九) 附帯決議

(十) 附帯決議

(十一) 附帯決議

(十二) 附帯決議

(十三) 附帯決議

(十四) 附帯決議

(十五) 附帯決議

(十六) 附帯決議

(十七) 附帯決議

(十八) 附帯決議

(十九) 附帯決議

(二十) 附帯決議

合交付金六千三百十一億二千八百万円及び災・安全社会資本整備交付金八千五百三十九億八千四百万円の中に所要の経費が計上されている。

右報告する。

令和三年四月二十三日 國土交通委員長 あかま一郎

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する

法律等の一部を改正する法律案に対する

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 分譲マンション等を住棟単位で長期優良住宅として認定する制度の導入に当たっては、一部の住戸が認定基準を満たさない場合の取扱いを含め、その運用の詳細について早期に検討を進めること。また、長期にわたり維持保全を行うこととなる管理者等の負担に配慮するとともに、管理者等に対して責務や必要となる手続についてわかりやすく周知すること。

二 長期優良住宅の災害に係る認定基準に関する認定を行なう所管行政庁における円滑かつ適正な運用を確保する観点から、地域の災害リスクへの配慮の方法に係る運用基準を所管行政庁が策定できるよう必要な支援を行うこと。また、所管行政庁の準備期間を十分確保するため、運用に係る基本的な方針等を早期に示すこと。

三 共同住宅に係る長期優良住宅の認定基準の見直しに当たっては、賃貸住宅の特性を踏まえ、良質な賃貸住宅の供給が促進されるものとなること。

よう検討を進めること。

性能評価の申請を併せて行なうことが可能となることを踏まえ、長期優良住宅の認定の申請を行ううとする者が住宅性能評価書を取得するか否かを適切に判断できるよう、その取得に係るスリットやコストについて十分な周知を図ること。

対象に既存住宅等の瑕疵に係る保険に加入した住宅に関する紛争が追加されることにより、同機関にこれまで以上に高い専門性が求められることに鑑み、住宅紛争処理支援センターによる情報提供や研修等も活用し、同機関に対して十分な支援を行うこと。

良質な既存住宅が市場で評価され、次の世代に承継されていく住宅循環システムを構築するため、インスペクション、住宅履歴情報、住宅の状態を適切に反映する建物評価手法などの運用の促進を図るとともに、安心・住宅制度の運用見直し等により、既存住宅の円滑な取引環境の整備を推進すること。

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅や小規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化も含め、住宅・建築物の省エネルギー対策等の抜本的な取組強化についての検討を進め、早期に結論を得ること。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

令和三年三月五日 内閣総理大臣 菅 義偉

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

## (銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の三十四」を「第五十二条の三十四の二」に改める。

第十条第二項に次の一号を加える。

二十一 当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

口 金融関連業務(当該銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としているものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としているものに限る。)

社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としているものに限る。)

第十二条第四項中「定義」を「通則」に改め、同条第七項、第八項及び第十項中「(定義)」を削る。

第十二条の二第三項第一号中並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第二項に規定する特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない」を「当該銀行持株会社グループの經營管理」第五十二条の二十一第四項に規定する經營管理をいう。」を行う。に改める。

第十六条の二第一項第三号中「(以下)」を「(第十一号)並びに第五十二条の二十三第一項第二号及び第十号において」に改め、同項第四号中「(以下)」を「(第十一号)並びに第五十二条の二十三第一項第三号及び第十号において」に改め、同項第六号中「(以下)」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数」に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を超える議決権を」に改め、同項第十四号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社

以下」を「第十一号において」に、「会社(以下)を「もの(同号)並びに第五十二条の二十三第一項第五号及び第十号において」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十三 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十六 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

十九 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十二 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十三 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十六 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

二十九 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

三十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

三十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

三十二 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに

これらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。)

の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第三十条第一項から第三項まで又

は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに類する者として内閣府令で定めるものに限る。」に改め、同項第十一号を次のように改める。

三第三項第五号及び第十号において」に改め、同項第十一号を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号

の新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済の銀行政法等の一部を改正する法律案及び同報告書

る

国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第十六条の四第一項において「特例持株会社」という。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項及び第五十二条の二十三において同じ。)のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)を子会社とするにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

第四項の規定は、銀行が、外国特定金融関連業務会社当該銀行が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行政等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

銀行は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 銀行が現に子会社としている子会社対象  
　　外国会社(第一項第七号から第十一号まで  
　　及び第十五号に掲げる会社に限る。次号に  
　　おいて同じ。)又は外国特定金融関連業務会  
　　社の競争力(外国特定金融関連業務会社に  
　　あつては、当該外国特定金融関連業務会社  
　　の営む金融関連業務における競争力に限  
　　る。同号において同じ。)の確保その他の事  
　　情に照らして、当該銀行が子会社対象会社  
　　以外の外国の会社(外国特定金融関連業務  
　　会社を除く。)を引き続き子会社とするこ  
　　とが必要であると認められる場合

二 銀行が現に子会社としている子会社対象  
　　外国会社又は外国特定金融関連業務会社の  
　　競争力の確保その他的事情に照らして、外  
　　国特定金融関連業務会社が引き続き金融関  
　　連業務以外の業務を営むことが必要である  
　　と認められる場合

内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のい  
　　ずれかに該当する場合には、当該銀行の申請  
　　により、一年を限り、第六項の期間又はこの  
　　項の規定により延長された期間を延長するこ  
　　とができる。

一 当該銀行が、現に子会社としている子会  
　　社対象会社以外の外国の会社又は当該会社  
　　を現に子会社としている子会社対象外国会  
　　社の本店又は主たる事務所の所在する国の  
　　金融市場又は資本市場の状況その他の事情  
　　に照らし、第六項の期間又はこの項の規  
　　定により延長された期間の末日までに当該  
　　子会社対象会社以外の外国の会社が子会社  
　　でなくなるよう、所要の措置を講ずること  
　　ができることについてやむを得ない事情  
　　があると認められる場合

二 当該銀行が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合銀行は、現に子会社としている子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ

13 第十六条の二に次の四項を加える。

第四項の規定は、銀行が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社(その業務により当該銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としている第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く)

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社内閣府令で

ならない

三

官 報 (号 外)

定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の三第一項中「子会社対象会社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を加える。

第十六条の四第一項中「及び第十二号の二から第十三号まで」を「第十三号、第十五号及び第十六号」に、「同項第十二号の二」を「同項第十三号に改め、「除く。」の下に「特例持株会社(当該銀行が子会社としているものに限る。)」を、「この条」の下に「及び第六十五条第六号」を加え、同条第四項第一号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、同項第三号中「認可」を削り、同条第七項中「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第十四号に掲げる会社」に改め、同条第八項中「事業を事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第十六条の二第一項第十四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「そのに、「超えて」を「超える議決権を」に、「第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二」を「同条第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第五十二条の二の五中「書面」を「書面等」に改め、「同法第三十四条」の下に「特定投資家への告知義務」を加える。

第五十二条の二十一第一項中「次条において同じ」を削り、同条第二項中「並びに当該銀行持株会社の子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二第二項に規定する特例子会社対象会社」を「及びその子会社に、「限る」を「限る。」の下に「第一項において同じ。」に改める。

第五十二条の二十一の二第一項中「は」を「当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ。」は、「に、「当該会社」を「当該二以上の会社」に改め、同条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

第五十二条の二十三第一項第十号中「(第十項三号に改め、「除く。」の下に「特例持株会社「營んでいる会社」を「營んでいるもの」に改め、「この条」の下に「及び第六十五条第六号」を加え、同条第四項第一号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、同項第三号中「認可」を削り、同条第七項中「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第十四号に掲げる会社」に改め、同条第八項中「事業を事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第十六条の二第一項第十四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「そのに、「超えて」を「超える議決権を」に、「第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二」を「同条第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第五十二条の二十三第二項中「以外」を「以外の国内」に、「銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十一号の二」を「から第十三号まで」に改め、同条第三項から第十項までを次のように改める。

3 銀行持株会社は、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社(同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下の条、第五十二条の二十四第四項第四号、第五十三条第三項第四号及び第六十五条第十七号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有し

号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中二十三の二第一項に規定する「会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「そのに、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の二中二十三の二第一項において「同じ。」に改める。

第五十二条の二十一の二第一項中「は」を「当該銀行持株会社の子会社(第一項において同じ)」を「そのに、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の二中二十三の二第一項に規定する内閣総理大臣の認可を受けるべきなければならない。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第五十二条の二十三第二項中「以外」を「以外の国内」に、「銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十一号の二」を「から第十三号まで」に改め、同条第三項から第十項までを次のように改める。

4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行により株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該次に次の一号を加える。

5 銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社(以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十一号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。)に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一

「特例持株会社」という。又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)又は子会社対象会社(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。)又は子会社対象会社(金融関連業務会社が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該子会社対象会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

6 第三項の規定は、銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社(当該銀行持株会社が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

7 銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるわらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連

業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他事情に照らして、当該銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

9 内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他的事情に照らして、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができない事情があると認められる場合

10 銀行持株会社は、現に子会社としている子会社対象外国会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる場合は、第一項の規定にかかるわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができます。

11 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社が現に子会社対象会社の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外國特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

12 第三項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としている同項第十四号に掲げる会社(その業務により当該銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を受けたときは、第一項の規定にかかるわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができます。

13 第一項の規定にかかるわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社とする場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

二 現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第五項第二号に掲げる場合、第十項及び第十一項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

14 第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)につ

いて、同号に掲げる会社となつたことその他の内閣府令で定める事實を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

第五十二条の二十三の二第一項中「以下「特例子会社対象会社」という。」を削り、同項第一号イ中「を営む会社」を「を営むもの」に、「営んでいる会社」を「営んでいるもの」に改め、同号口及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二」を「から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社」を「同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「特例子会社対象会社が、前条第七項」を「第一項各号に掲げる会社が、前条第四項」に改め、同項ただし書中「特例子会社対象会社」を会社に改め、同項を同条第六項中「特例子会社」を「第一項各号に掲げる会社を同項」を「第一項各号に掲げる会社を第三項(この項において準用する場合を含む。)又は前項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 認定銀行持株会社(次項の認定を受けた銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに第五十二条の三十四の二第一項において同じ。)は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、特例銀行業高度化等業務(同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるもの)をいう。以下の条、第五十二条の三十四の

二第二項及び第六十五条第十七号において同じ)を専ら営む会社を持株特定子会社とすることができる。

第五十二条の二十三の二第七項中「第四項」を「前項」に、「第五項本文」を「第四項本文及び第九項本文」に、「同項ただし書」を「第四項ただし書」に、「を除く」を「及び第九項ただし書の規定による届出をして持株特定子会社(第八項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

第五十二条の二十三の二第一項中「以下「特例子会社対象会社」という。」を削り、同項第一号イ中「を営む会社」を「を営むもの」に、「営んでいる会社」を「営んでいるもの」に改め、同号口及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二」を「から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社」を「同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「特例子会社対象会社が、前条第七項」を「第一項各号に掲げる会社が、前条第四項」に改め、同項ただし書中「特例子会社対象会社」を会社に改め、同項を同条第六項中「特例子会社」を「第一項各号に掲げる会社を同項」を「第一項各号に掲げる会社を第三項(この項において準用する場合を含む。)又は前項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 内閣総理大臣は、銀行持株会社の申請により、当該銀行持株会社が当該銀行持株会社並びに当該銀行持株会社の子会社である銀行及び特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要と認められる基準として内閣府令で定めるものに適合することについて、認定を行う。

認定銀行持株会社は、第六項の規定により特例子会社対象会社(第一項各号に掲げる会社又は特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社)とし、内閣総理大臣は、認定銀行持株会社が第五十二条の二十三の二第二項に規定する基準に適合しなかつたと認めるときは、当該認定銀行持株会社に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は同項の認定を取り消すことができる。

第七章の三第三節第四款中第五十二条の三十号から第十三号までに改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を前各項に改める。

第七章の三第三節第四款中第五十二条の三十一号又は第十一号の二を「同条第一項第十一号から第十三号まで」に改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を前各項に改める。

9 前項の規定は、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定銀行持株会社の持株特定子会社(前項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該認定銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣に届出をした場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社(第一項各号に掲げる会社又は特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。)を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第七項に規定する基準に適合しなかつたと認めるときは、当該認定銀行持株会社に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は同項の認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第五十二条の二十三の二第七項の認定を取り消された銀行持株会社は、その持株特定子会社としている特例銀行

業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認定を取り消された日から一年を経過する日までに当該会社が持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の四十五の二中「書面」を「書面等」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第十二号の二」を「第十四号」に、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第十六条の二第七項に規

の新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

定する」を削り、「とき」を「とき(第五号の場合を除く。)」に改め、同条第三項第三号中「第十号の二」を「第十三号」に、「同条第六項」を「同条第三項」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第六項に規定する」を削り、「とき」を「とき(第七号の場合及び第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合を除く。)」に改める。

第五十四条第一項中「又は承認」を「承認又は認定」に改める。

第五十五条第二項中「第五十二条の二十三第六項若しくは第七項ただし書」を「第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書」に改め四項の下に「定義」を加える。

第五十六条第二項中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、「第二条第六项若しくは第七項ただし書」を「第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

第五十七条の六第二号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、「第二条第六号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第九項」を「同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第十四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十五号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る)」を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣

認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事實を知つた日から一年を超えて当該銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第十六号の二中「業務」の下に「(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を加え、同条第十七号中「第五十二条の二十三第六項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「若しくは同条第八項」を「同条第一項第十四号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)につては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する」を削り、「又は第五十二条の二十三の二第六項」を「若しくは同項第十四号に掲げる会社(同条第十二項)に、「同条第六項の」「同条第三項の」に改め、「同条第六項に規定する会社に限る。」を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条二項に規定する内閣府令で定める会社に限る。」とならないことその他同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他の同条に規定する内閣府令で定める事實を知つた日から一年を超えて当該銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合

算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第五十二条の二十三の二(第三項)の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を営む特例子会社持株特定子会社としたとき、若しくは同条第五項に、「同項」(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同条第四項ただし書の「に、「とき」。」を「とき」、又は同条第八項の規定による届出しないで、若しくは虚偽の届出をして、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としたとき(同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)。」に改め、同条第二十号中「第十六条の二第四項(同条第七項)又は第十三項」に、「第三十条第一項から第三項まで」を「第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで」に、「第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)」を「第五十二条の二十三第三項(同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。)」、第七項、第十項、「第十三項若しくは第十五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「又は」を「若しくは第七項又は」に、「認可」を「認可、承認又は認定」に改める。

材、情報通信技術、設備その他の当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号又は第三号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第十一条の二第二項中「及び第四節」を「、第四節及び第一百一条第一項第二十三号」に改める。

第十一条の六十四第一項中「第四項において「農業協同組合等」という。」を削り、同項第四項中「会社が農業協同組合等の行う事業若しくは當む業務のために又は、を削り、「に從属業務」の下に「(信用事業に従属する業務を除く。)」を加え、「当該農業協同組合等又は」を削る。

第十一条の六十六第一項中「第四項」を「第十号、第七項及び次条第一項」に改め、同項第一号中「もの」の下に「第五号口において「信託兼營銀行」という。」を加え、同項第二号及び第三号中「以下」を「第五号口において」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「次号口」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 次に掲げる業務を専ら當む会社(イ)に掲げる業務を當む会社にあつては、当該農業協同組合連合会、その子会社第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として主務省令で定めるものに行う事業又は當む業務のためにその業務を當んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該農業協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門会社及び証券仲介専門会社の行う事業又は當む業務のためにその業務を當んでいるものに限る。)

官 報 (号 外)

専門会社のいづれをも子会社としていない場合(当該農業協同組合連合会が第十一条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く)にあつては信託専門連業務を、それぞれ除く。)

第十六条の六十六第一項第六号中「当該会社議決権を」を削り、「並びに次条第三項」及び第八号並びに第十二条の六十七第三項「、「合算して」」を「合算してその基準議決権(「は、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を超える議決権を」に改め、同項第七項)」を「前各号に掲げる会社を「子会社対象会社」中「前各号に掲げる会社を「子会社対象会社」改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の中「次条第一項を第十二条の六十七第一項(「は、「超えて」を「超える議決権を」に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「同号を同項第七号とし、同号の次に次の二算して、同条第一項に規定する」を「合算しての」に、「超えて」を「超える議決権を」に改權を有していないものに限る。)」を加える。

八 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。)

九 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該農業協同組合連合会の行う第十条第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化若しくは当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

第十一條の六十六第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「又は第六号の二」を「から第八号まで」に改め、同条第四項中「子会社対象会社のうち」を削り、「又は第七号」を「第九号又は第十号」に、「掲げる從属業務」を「規定する從属業務」に改め、「以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ」と「從属業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。」を削り、「とき」の下に「(第一項第九号に掲げる会社(主務省令で定める会社を除く。)にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第五項中「となる」を「(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。)にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。)となる」に改め、同条第六項中「その」を「現に」に改め、同条第七項中「第四項の規定により」を「第四項の規定による認可を受けたに」、「又は前項の規定によりその」を「第五項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第六項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に」に改め、同条第八項中「農業協同組合連合会が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同条第九項及び第十項を削り、同条第六項の次に次の二項を加える。

子会社及び同項第九号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十一条の六十六の二 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会(子会社対象会社を子会社としているものに限る。)は、当該農業協同組合連合会の属する農業協同組合連合会グループ(農業協同組合連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 農業協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 農業協同組合連合会グループに属する農業協同組合連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 農業協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、農業協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で

第十一條の六十七第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「第十一條の六十六第一項第一号から第四号まで」に、「從屬業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)、同条第一項第六号の二」を「同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社、同項第七号」に、「及び同項第七号」を「、同項第九号及び第十号」に、「いう」を「いう。第四項において同じ」に改め、同条第二項中「第十一條の六十七第一項及び同条第二項において読み替えて準用する第二項から前項まで」を「第二項から前項まで」に、「又は三項及び第四項」に、「第十一條の六十七第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「前条第一項第六号」を「第十一條の六十六第一項第六号」に、「又は同項を、同項を「特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項に、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第六号又は第六号の二」を「同条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第十一條の六十八第四項中「掲げる從屬業務」を「規定する從屬業務」に、「この条及び」を「」の項、「第六項及び」に、「掲げる関連業務」を「規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第五項中「から第八項まで」を

の新型コロナウイルス感染症による社会経済に及ぼす法的影響を分析する報告書

三

「第六項、第八項及び第九項に、「前項」とあるのは「第十一條の六十八第四項」を「前項の規定」とあるのは「第十一條の六十八第四項の規定」に改め、「同条第一項」と、「の下に」その他「の」を加え、「農林水産省令」と、「を」その他の農林水産省令」と、「子会社(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。)にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。)」とあるのは「子会社」と、「に」「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が合算して第十一条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、第十一条の六十六第六項)に、「とき」を「とき」、又は第十一条第一項第三号の事業を行なう農業協同組合連合会若しくはその子会社が第十二条の六十六第七項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第九号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第十一条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したとき)」に改め、同項第五十五号中「マは」を「若しくは第七項又は」に改める。

第二十七條の三十の九第一項中「ならない者」の下に「又は第二十三条の十一第七項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類を交付する者」を、「当該目論見書」の下に「又は当該書類」を、「その他の」の下に「情報通信の技術を利用する方法であつて」を加え、「方法に」を「ものに」に、「当該事項」を「これらの事項」に改める。

第二十七条の三十の十一の見出し中「公開買付届出書」を「親会社等状況報告書」に改め、同条第四項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に、

場合において、当該親会社等は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

第二十九条の四第一項第一号イ中]の廢止を命ぜられ]の下に「第六十三条の十三第三項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定により海外投資家等特例業務(第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。)の廃止を命ぜられ]」を加え、「と同種類」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類」に改め、同号口(9)中「(9)及び次号ヘ(9)」を「(11)及び次号ヘ(11)」に改め、同号口(9)を同号口(1)とし、同号口(8)を同号口(10)とし、同号口(7)を同号口(9)とし、同号口(6)を同号口(8)とし、同号口(5)の次に次のように加える。

削り、「除く。」の下に「又は同条第一項第六号から第八号までに掲げる会社」を加える。

附則に次の一項を加える。  
第十一條の六十六の二の規定は、當分の間、第十一條の六十六第一項第九号に掲げる会社を子会社としていない第十条第二項第三号の事業を行う農業協同組合連合会には、適用しない。

### （金融商品取引法の一部改正）

一十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例(第六十三条—第六十三条の七)」を「第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例(第六十三条—第六十三条の七)」を

として次の一項を加える。

六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例 第六十三条 第六十三条の七)に改める。

第二十四条の七第四項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十

第二十四条の七第一項中「及び第二十七条の  
に改める

第二十四条の七第一項中「及び第二十七条の三十の十」を「第二十七条の三十の十及び第二十七条の三十一第一項」に、「この条並びに改める。  
第二十七条の十第一項中「第二十七条の三十一第三項」を「第二十七条の三十一第四項」に改める。

「並びに第二十七条の三十の十一第一項」を加え  
る。

第二十七条の二十三第一項中「第二十七条の三十の十一第四項」を「第二十七条の三十の十一第五項」に改める。

より当該親会社等の提出子会社に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る親会社等状況報告書（その訂正報告書を含む。）に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この

者(同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲

渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第一項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止する場合の届出をした者であつた法人が同条第二項

において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務届出者を「と同種類を「若しくは海外投資家等特例業務者」に、「と同種類」に改め、同号ホ中「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者であつた個人が第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがあつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(6) 第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止する場合の届出をした者であつた法人が同条第二項

において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務届出者を「と同種類を「若しくは海外投資家等特例業務者」に、「と同種類」に改め、同号ホ中「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者であつた個人が第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがあつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第一項に次の一号を加える。

十七 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

第三十七条の六の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げるものにより行う前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一 書面 当該書面を発した時

二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

第三章第六節の次に次の二節を加える。

第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例

(海外投資家等特例業務)

第六十三条の八 この節において「海外投資家等特例業務」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規

令和三年四月二十七日 民議院会議録第二十五号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため  
新規銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三八

定する出資対象事業をいう。に係る当該権利を有する者が海外投資家等(次のいずれにも該当しないものに限る。)のみであるものに限る。)を有する海外投資家等から出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号及び次条第九項において同じ。)の運用を行う第二条第八項第十五号に掲げる行為(その出資又は拠出を受けた金銭が主として非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第九項において同じ。)から出資又は拠出を受けた金銭であるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

イ その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社を(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

二 その行う前号に掲げる行為に関して海外投資家等で同号イからハまでのいずれにも該当しない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る募集又は私募(海外投資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。))

以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

二 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの

二 適格機関投資家(これに準ずる者として内閣府令で定める者を含み、前号に掲げる者を除く。)

三 前二号に掲げる者ほか、前項各号に掲げる行為を行ふ者と密接な関係を有する者として政令で定める者

## (海外投資家等特例業務の届出等)

第六十三条の九 金融商品取引業者及び第三十条第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員の氏名又は名称者の氏名

四 政令で定める使用者があるときは、その業務の種別(前条第一項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。)

五 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

六 主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)の名称及び所在地事務所の名称及び所在地

七 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

八 他に事業を行つているときは、その事業の種類

九 その他内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人である場合には、第六項第一号及び第二号(二を除く。)に該当しないことを誓約する書面、定款(これに準ずるものとを含む。)並びに法人の登記事項証明書(これに準ずるものとを含む。)に該当しないことを誓約する書面及び第三号に該当しないことを誓約する書面

二 個人である場合には、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

三 その他内閣府令で定める書類

三 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができない。

四 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者(第一項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。)に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

五 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資

六 主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)の名称及び所在地事務所の名称及び所在地

七 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

八 他に事業を行つているときは、その事業の種類

九 その他内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人である場合には、第六項第一号及び第二号(二を除く。)に該当しないことを誓約する書面、定款(これに準ずるものとを含む。)並びに法人の登記事項証明書(これに準ずるものとを含む。)に該当しないことを誓約する書面及び第三号に該当しないことを誓約する書面

二 個人である場合には、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

三 その他内閣府令で定める書類

三 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができない。

四 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者(第一項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。)に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

五 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資

六 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する者(金融商品取引業者等を除く。)は、海外投資家等特例業務(特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものとを除く。)を行つてはならない。

一 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいづれかに該当する者

二 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

三 海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

四 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

五 海外投資家等特例業務を行つてはならない。

六 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいづれかに該当する者(金融商品取引業者等を除く。)は、海外投資家等特例業務(特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものとを除く。)を行つてはならない。

一 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいづれかに該当する者

二 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

三 海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

四 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

五 海外投資家等特例業務を行つてはならない。

官 報 (号 外)

法人が持株会社の子会社(同条第四項に規定する子会社をいう。)であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ。)のうちに同条第一項第五号二(1)又は(2)に該当する者のある者へ 法人である主要株主のうちに第二十九条の四第一項第五号亦(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

前条第一項第一号に規定する権利に該当しなくなつたとき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等）から出資され、若しくは拠出された金錢が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金錢に該当しなくなつたときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

海外投資家等特例業務届出者は、前項に規

い。 3  
海外投資家等特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一 海外投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。  
二 海外投資家等特例業務を廃止したとき。  
三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

六十三条の九第四項中「第二項の」とあるのは「第六十三条の十一第一項の」と、同条第五項中「第一項又は第七項」とあるのは「第六十三条の十一第一項又は同条第二項において準用する第七項」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる事項」とあるのは「第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業

<p>前条第一項第一号に規定する権利に該当しなくなつたとき、又は当該権利を有する海外投資家等(同条第二項に規定する海外投資家等をいう。)から出資され、若しくは拠出された金錢が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金錢に該当しなくなつたときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>10 海外投資家等特例業務届出者は、前項に規定するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>11 海外投資家等特例業務届出者が行う海外投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務に該当しないものとみなす。(海外投資家等特例業務届出者の地位の承継等)</p> <p>第六十三条の十 海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務に係る事業の全部を譲渡したとき、又は海外投資家等特例業務届出者について合併、分割(当該事業の全部を承継させるものに限る。)若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)は、当該者が金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する金融機関である場合を除き、その海外投資家等特例業務届出者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>3 海外投資家等特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 海外投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。</p> <p>二 海外投資家等特例業務を廃止したとき。</p> <p>三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p> <p>4 海外投資家等特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人は、遅滞なく、あらその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない)。</p> <p>(金融商品取引業者等が海外投資家等特例業務を行う場合)</p> <p>第六十三条の十一 金融商品取引業者(第六十三条の八第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条の登録を受けている者を除く。)は、同条の規定にかかるわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、海外投資家等特例業務を行う旨、第六十三条の九第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次項において準用する前条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。</p> <p>2 第六十三条の九第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、前条第三項並びに次条から第六十三条の十四までの規定は、前項の規定による届出をした金融商品取引業者について準用する。この場合において、第</p>
---	---

六十三條の九第四項中「第一項の」とあるのは「第六十三條の十一第一項の」と、同條第五項中「第一項又は第七項」とあるのは「第六十三條の一第一項又は同條第一項において準用する第七項」と、同條第七項中「第一項各号に掲げる事項」とあるのは「第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第六十三條の八第一項第一号に掲げる行為を行ふ業務 第二節第一款(第三十五条の三)、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る)、第三十九条(第四項及び第六項を除く)及び第四十条(第三条の四、第四十二条の四及び第四十二条の二を除く)及び第三十九条(第四項及び第六項を除く)の規定

二 第六十三條の八第一項第二号に掲げる行為を行ふ業務 第二節第一款(第三十五条の三)、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る)、第三十九条(第四項及び第六項を除く)、第四十条(第三条の二、第四十二条の四及び第四十二条の七を除く)の規定

(業務に関する帳簿書類等)

第六十三条の十一 海外投資家等特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存

しなければならない。

2 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内(当該海外投資家等特例業務届出者が外国法人である場合にあつては、政令で定める期間内)に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、前項の事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(海外投資家等特例業務届出者に対する監督上の処分等)

第六十三条の十三 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者の業務の運営に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該海外投資家等特例業務届出者に対する監督の停止を、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

令に基づいてする行政官庁の処分に違反したこと。  
二 海外投資家等特例業務の運営に關し、投資者の利益を害する事実があるとき。  
三 海外投資家等特例業務に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が前項各号のいずれかに該当する場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をすることとしたときは、書面により、その旨を海外投資家等特例業務届出者に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定により海外投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により海外投資家等特例業務に係る届出の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)  
第六十三条の十五 この節に定めるもののほか、海外投資家等特例業務に係る届出の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の二中「又は特例業務届出者」を「特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者」に改める。

第六十五条の四中「及び第六十三条の七」を「第六十三条の七及び第六十三条の十五」に改める。

第七十九条の二十九第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「前二項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。により議決をすることができる。

第八十八条の十九第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法により議決をすることができる。

第一百二条の四第三項中「会社法」の下に「第二十六条第二項及び」を加え、同項に後段として、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。により議決をすることができる。

第八十八条の三第三項中「会社法」の下に「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。により議決をすることができる。

第七十九条の四第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

この場合において、同法第二十六条第二項  
中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み  
替えるものとする。

第一百五十六条の三十八第三項中「第六十三条  
第一項第一号」の下に「又は第六十三条の八第一  
項第二号」を加え、同条第五項中「第六十三条第  
一項第二号」の下に「又は第六十三条の八第一項  
第一号」を加える。

第一百八十八条中「特例業務届出者」の下に「  
海外投資家等特例業務届出者」を加える。

第一百九十条第一項中「第六十六条の二十二」を  
「第六十三条の十四(第六十三条の十一第二項に  
おいて準用する場合を含む)」、第六十六条の二  
十二に改める。

第一百九十三条の三第一項中「書面で」を「書面  
又は電子情報処理組織を使用する方法その他の  
情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府  
令で定めるものにより」に改め、同条第二項中  
「すべて」を「全て」に、「書面で」を「書面又は電  
子情報処理組織を使用する方法その他の情報通  
信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定  
めるものにより」に改め、同条第三項中「書面  
で」を「書面又は電子情報処理組織を使用する方  
法その他の情報通信の技術を利用する方法であ  
つて内閣府令で定めるものにより」に改める。  
第一百九十四条の六に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を  
業として行おうとする者について、第六十三  
条の九第一項の規定に基づく届出を受理した  
場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事  
項を経済産業大臣に通知するものとする。  
一 第六十三条の八第一項第一号に掲げる行  
為(投資事業有限責任組合権利に係るもの  
に限る。)

二 第六十三条の八第一項第二号に掲げる行

為(投資事業有限責任組合権利に係るもの  
に限る。)

第一百九十四条の七第二項第二号の二の次に次  
の二の三 第六十三条の十四(第六十三条の十  
二項において準用する場合を含む。)の

一 第二項において準用する場合を含む。)の  
規定による権限(第六十三条の八第一項各  
号に掲げる行為の公正の確保に係る規定と  
して政令で定める規定に関するものに限  
る。)

第一百九十四条の七第三項中「第六十六条の二  
十二」を「第六十三条の十四(第六十三条の十一  
第二項において準用する場合を含む)」、第六十  
六条の二十二に改める。

第一百九十七条の二第十号の九中「の規定によ  
る適格機関投資家等特例業務」を「又は第六十三  
条の十三第三項(第六十三条の十一第二項にお  
いて準用する場合を含む。)の規定による業務」  
に改め、同号の次に次の二号を加える。

十の十 第六十三条の九第一項若しくは第六  
十三条の九第二項若しくは第三項の規定に  
より同条第一項の規定による届出に添付す  
べき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載  
若しくは記録をしてこれを提出した者

「海外投資家等特例業務届出者」の下に「  
第二号中「第六十三条の三第二項」の下に「にお  
いて準用する場合を含む。」、第六十三条の十三  
第二項(第六十三条の十一第二項を含む。)を加える。  
第一百九十八条の五中「特例業務届出者」の下に「  
海外投資家等特例業務届出者」を「である特例  
業務届出者」の下に「外国法人である海外投資  
家等特例業務届出者」を加え、同条第五号中「含  
む。」の下に「第六十三条の十三第一項(第六  
十三条の十一第二項において準用する場合を含  
む。)を加える。

附則第三条の二の次に次の二条を加える。

(移行期間特例業務に関する特例)

第三条の三 金融商品取引業者、第三十三条第  
一項に規定する金融機関、特例業務届出者及

の三第二項の下に「において準用する場合を含  
む。」、第六十三条の十二第二項(第六十三条の  
十七第二項)を加え、同条第六号中「第六十六条  
の十一第二項において準用する場合を含  
む。」、第六十三条の十二第三項(第六十三条の  
十一第二項において準用する場合を含む。)、第六  
十六条の十七第二項に改め、同条第七号中

「又は第六十三条第十三項」を「第六十三条第  
十三項に、「の規定」を「又は第六十三条の九第  
十項(第六十三条の十一第二項において準用す  
る場合を含む。)の規定」に改め、同条第十号及  
び第十一号中「第六十三条の三第二項」の下に  
「において準用する場合を含む。」、第六十三  
条の二十二に改める。

第一百九十九条の二の三第一号中「若しくは第四  
項」の下に「第六十三条の九第七項(第六十三  
条の十一第二項において準用する場合を含  
む。)、第六十三条の十第二項、第三項(第六十三  
条の十一第二項において準用する場合を含  
む。)若しくは第四項」を加える。

第二百五条の二の三第一号中「若しくは第四  
項」の下に「第六十三条の九第七項(第六十三  
条の十一第二項において準用する場合を含  
む。)、第六十三条の十第二項、第三項(第六十三  
条の十一第二項において準用する場合を含  
む。)若しくは第四項」を加える。

第二百八条中「特例業務届出者」の下に「  
海外投資家等特例業務届出者」を、「である特例  
業務届出者」の下に「外国法人である海外投資  
家等特例業務届出者」を加え、同条第五号中「含  
む。」の下に「第六十三条の十三第一項(第六  
十三条の十一第二項において準用する場合を含  
む。)を加える。

附則第三条の二の次に次の二条を加える。

(移行期間特例業務に関する特例)

五 業務の種別(第五項各号に掲げる行為に  
係る業務の種別をいう。)

六 主たる営業所又は事務所(外国法人にあ  
つては、国内における主たる営業所又は事  
務所を含む。)の名称及び所在地

七 移行期間特例業務を行う営業所又は事務  
所の名称及び所在地

八 他に事業を行つているときは、その事業

## の種類

## 九 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)の施行の日から起算して五年を経過する日までにしなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、移行期間特例業務を行つてはならない。

## イ 外国投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している

國又は地域として内閣府令で定めるものに限る。口及び次号ニ並びに第五項第一号において同じ)の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことに該当する登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む)を受けていない者

口 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は投資運用業を行う営業所若しくは事務所又は投資運用業を行つてはならない者

ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

二 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は投資運用業を行つてはならない者

ハ 国内に営業所又は事務所を有しない者

イ 第二十九条の四第一項第一号に該当する者

六 個人である主要株主(第二十九条の四第一項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社(同条第四項に規定する子会社をいう。第七項において同じ)であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ)のうち同一の登記簿に登記してから政令で定める期間を経過するまでの者(政令で定める場合に該当する者を除く。)

ハ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二 移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ホ 移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

## ヘ 主として第二条第一項第九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券に対する投資として、運用対象財産(当該者が第四十二条第一項に規定する権利者)のため運用を行う金銭その他の財産を行つてはならない。

## 4 第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行ふ場合には、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律(第二十九条の四第一項第一号口(7)及び第二号ヘ(7)、第六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く)並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)、金融サービ

スの提供に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、第六十三条の九第二項第一号及び第二号中「第六項第一号」とあるのは「附則第三条の三第三項第一号」と、同条第八項中「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」と、「第四十二条の七」とあるのは「第四十二条の七、第四十二条の八」と、同条第九項中「海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号」とあるのは「移行期間特例業務として開始した附則第三条の三第五項第一号に掲げる行為に係る投資一任契約が同号に規定する投資一任契約に該当しなくなつたとき、同号口に掲げる行為に係る外国投資信託の受益証券に表示される権利が同号口に掲げる権利が附則第三条の三第五項第一号に規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利に該当しなくなつたとき、又は同号ハに掲げる行為に係る第二条第二項第六号に掲げる権利が附則第三条の三第五項第一号ハと、「とき、又は当該権利を有する海外投資家等(同条第二項に規定する海外投資家等を

いう。)から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは」とあるのは「ときは」と、第六十三条の十三第二項第一号中「又は」とあるのは「(外国の法令を含む。)又は当該」と、第一百九十四条の七第二項第一号の三中「第六十三条の八第一項各号」とあるのは「附則第三条の三第五項各号」とするほか、必要な技術的説明は、政令で定めることとする。

5 第一項及び前二項の「移行期間特例業務」とは、外国投資運用業者が国内に設ける営業所又は事務所において次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 外国法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業に係る次に掲げる行為

イ 投資一任契約(その相手方が海外投資家等(次のいずれにも該当しないものに限る。)のみであるものに限り)に基づき行う第二条第八項第十二号に掲げる行為

(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

(1) その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

(2) 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするもの

の営業者又は営業者にならうとする

(3) 者
(1) 又は(2)に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
口 第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利(当該権利を有する者が海外投資家等(イ)(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。以下この項において同じ。)のみであるものに限る)を有する海外投資家等から拠出を受けた金銭の運用を行う同条第八項第十四号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

八 第二条第二項第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。)に係る当該権利を有する者が海外投資家等のみであるものに限る。)を有する海外投資家等から出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む)の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)
六 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。
一 外国法人又は外国に住所を有する個人

二 前号に掲げる者のほか、外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者
三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者
イ その行う前号イに掲げる行為に関する海外投資家等を相手方として行う第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券又は同条第二項第六号に掲げる権利に係る募集の取扱い又は私募の取扱い(海外投資家等以外の者がこれらの有価証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを除く。)

7 第一項、第二項、第三項(第一号イ及びロ及び第三号を除く。)及び第四項の規定は、外國投資運用業者第三項第一号又は第二号(口及びハを除く。)に該当する者を除く。)に准ずる。
第十八条第四項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。
十三 当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第三号又は第四号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの



を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第九十七条第七項ただし書中「第十二号及び第十三号」を「及び第十二号から第十四号まで」に改める。

第一百条第一項中「及び第八十七条の三」を「から第八十七条の三まで」に、「並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに」を「及び第二項第一号中「前条第四号」とあり、並びに第八十七条の二の二第一項及びに改め、「第一百条第一項」と、「の下に同項第五号口中「前条第六項」とあるのは「第九十七条第五項」と、同項第九号並びに」を加え、「第八十七条第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、「第一百条第五項」の下に「と、第八十七条の二の二(見出しを含む。)中「漁業協同組合連合会グループ」とあるのは「水産加工業協同組合連合会グループ」を加える。

第一百条の三第五項中「同項の組合又はその子会社」を「子会社の」に、「連合会又はその子会社(第一百条の三第二項)を「子会社(同条第二項)に、「と、「取得」を「の」と、「その他主務省令」に、「取得」を、「同条第一項」に、「同条第一項第五号」を「同項第五号」に、「の取得」を「の取得その他の農林水産省令」に、「(連合会)を「(当該連合会)に、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項中「掲げる從属業務」を規定する從属業務」に、「この条」を「この項、第八項」に、「掲げる関連業務」を規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第八十七条の二第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、認可対象会社について準用

用する。この場合において、同条第五項中の「前項の規定」とあるのは「第一百条の三第六項の規定」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「子会社の」とあるのは「子会社(同条第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)」と、「その他の主務省令」において同じ。)の」と、「その他の主務省令」とあるのは「その他の農林水産省令」と、「子会社(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。)に、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この条において同じ。)」と、「子会社」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第一百条の三第六項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第一項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第一項各号」と、「第一項各号」とあるのは「同条第六項」と、「第一項」と、「主務省令」とあるのは「第一百条の三第一項」と、「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第一百二十六条第六号中「から第六号の二まで」を削り、「を子会社」を「又は第八十七条の二第二項第六号から第八号まで(第一百条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる会社を子会社に改める。

(漁業協同組合連合会による漁業協同組合連合会グループの経営管理に関する特例)  
5 第八十七条の二の規定は、当分の間、

五百二十九条第一項第五十号中「又は同条第六項」を「(同条第一項第九号(第一百条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる会社を子会社(同項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。)としていない第八十七条第一項第九号に掲げる会社を子会社に改める。)

六 第百条第一項において準用する第八十七条の二の規定は、当分の間、同項において準用する第八十七条の二第一項第九号に掲げる会社を子会社(五百二十九条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会(第一百条第一項において準用する場合を含む。)に、同項において準用する場合を含む。以下この号において同一。)にあつては、第八十七条第一項第四号の事業を行なう漁業協同組合連合会(第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同一。)にあつては、第八十七条第一項第四号の事業を行なう漁業協同組合連合会(第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同一。)に掲げる会社(第八十七条の二第二項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同一。)に、

する第八十七条の二第一項各号列記以外の部

分に規定する子会社をいう。)としていない第

九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工

業協同組合連合会には、適用しない。

九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工

業協同組合連合会(昭和二十四年法

律第八十一条の一部を次のように改正する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第九条の八第二項第十号の二中「(指図証

券)」、「(記名式持人払証券)」、「(その他の記

名証券)」、「(無記名証券)」及び「(定義)」を削

り、同項第十二号中「(定義等)」及び「(営業の免

許)」を削り、「次条第六項第一号の三」を「次条

第六項第三号」に改め、同項第十七号中「(定

義)」を削り、同項第二十四号を同項第二十五号

とし、同項第二十三号の次に次の一号を加え

る。

二十四 当該信用協同組合の保有する人材、

情報通信技術、設備その他の当該信用協同

組合の行う前項第一号から第三号までの事

業に係る経営資源を主として活用して行う

事業であつて、地域の活性化、産業の生産

性の向上その他の持続可能な社会の構築に

資する事業として内閣府令で定めるもの

第九条の八第五項中「(定義)」を削り、同条第

六項第一号イ中「(権利の帰属)」を削り、同号ロ

中「(短期投資法人債に係る特例)」を削り、同号

ハ中「(全国連合会の短期債の発行)」を削り、同

号ニ中「(短期社債に係る特例)」を削り、同号ホ

中「(定期投資法人債に係る特例)」を削り、同号

ヘ中「(定期社債に係る特例)」を削り、同号ト

中「(通則)」を削り、同項第一号の二中「(定義)」及び「(金融機関

の有価証券関連業の禁止等)」を削り、同項第二

号の二から第四号までの規定中「(定義)」を削

り、同條第七項第一号中「(通則)」を削り、同項

第二号中「(金融機関の有価証券関連業の禁止









会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 信用金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前二号に掲げるもののほか、信用金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第五十四条の二十二第一項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号」を「第五十四条の二十一第一項第一号、第三号、第五号及び第六

号」に、「同項第二号の二を「同項第三号」に改め、「いう。以下この条」の下に「及び第九十一条第一項第十九号の二」を加え、同条第四項第

一号中「とき」を「とき」に改め、同項第二号中「(認可)」を削り、「限る。」を「限る。」に改め、同項第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「前条第一項第二号」を「第五

十四条の二十一第一項第二号」に、「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権」を「第五十四条の二十一第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定するを「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第二号又は第二号の二」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条

において信用金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

9 第三十二条第七項の規定は、前各項の場合において信用金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第五十四条の二十三第一項第一号中「もの」の下に「(第十号口において「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第二号、第三号及び第四号

中「(以下)を「(第十号口において」に改め、同項第四号の二中「次項第七号」を「第十号口」に改め、同項第五号中「会社(以下)を「もの(第十号口において」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲

げる業務を営む会社にあつては、当該信用金庫連合会、その子会社(第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

#### イ 従属業務

□ 金融関連業務(当該信用金庫連合会が

証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいすれをも子会社としていない場合には、

証券専門関連業務を、当該信用金庫連合会が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいすれをも子会社としていない場合には、

関連業務を、当該信用金庫連合会が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいすれをも子会社としていない場合にあつては保険専門

会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第五十四条の二十三第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項から第十一項までを次のように改める。

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、

信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社

(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、

合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。(以下この項において同じ。)と

なる場合には、適用しない。ただし、当該信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第五十四条の二十三第一項第十一号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び

十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては、当該会社の議決権を削除する。

第五十四条の二十三第一項第一号中「もの」の下に「(第十号口において「信託兼営銀行」とい

う。」を加え、同項第二号、第三号及び第四号

し、同項第十二号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第五十四条の二十三第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項から第十一項までを次のように改める。

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社

(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、

合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。(以下この項において同じ。)と

なる場合には、適用しない。ただし、当該信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第五十四条の二十三第一項第十一号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び

十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては、当該会社の議決権を削除する。

第五十四条の二十三第一項第一号中「もの」の下に「(第十号口において「信託兼営銀行」とい

う。」を加え、同項第二号、第三号及び第四号

4 信用金庫連合会は、第一項第一号から第十号まで又は第十四号から第十六号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。)又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第九十一

条第一項第十九号の五において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定めた会社を除く。)にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、

合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。(以下この項において同じ。)と

なる場合には、適用しない。ただし、当該信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合に、適用しない。ただし、当該信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよ

う、所要の措置を講じなければならない。

6 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに



令和三年四月二十七日 衆議院会議録第一十五号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済の銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五

一 現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社とする場合

社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

第九項の規定は、前項の用語について準用する。

16 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用金庫連合会の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

一 第四項又は第十一項の規定による認可を受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。  
一 第五項ただし書若しくは第十二項ただし

る承認を受けてその子会社となつた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。第三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするとき。

四  
第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項第十四号に掲げる会社(第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としようとするとき。

五  
第十四項の規定により定款で  
社対象会社以外の外国の会社を引き続き子  
会社としようとするとき。

定められた額の外に会員料金以外の外国の会社を子会社としている場合には、

会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の業務及び財産の状況を、内閣府令で定めるところにより、総会に報告しなければならぬ

い。  
第五十四条の二十四第一項中「子会社対象会  
社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を  
加える。

第五十四条の二十五第一項中「及び第十一号の二から第十二号まで」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十一号の二」を「同項第十二号」に、「並びに」を「特例持株会社

定の確保を図るため

第九十一条第一項第三号中「第三十五条の八  
第四項又は第四十一条第四項」を「第三十五条の八  
第八第五項若しくは第六項又は第四十一条第五項  
若しくは第六項」に改め、同項第四号の二中「記  
録し」を「記載し」に改め、同項第十九号の二中  
「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第  
一項第五号に掲げる会社)(同条第三項に規定す  
る内閣府令で定める会社を除く。以下この号に  
おいて同じ。)」にあつては、信用金庫又はその子  
会社が、合算してその基準議決権数を超える議  
決権を取得し、又は保有したとき」に改め、  
「同条第三項に規定する」を削り、「とき。」を「と  
き、又は同条第六項の規定による内閣総理大臣  
の認可を受けないで同項に規定する子会社対象  
会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつた  
ことを知つた日から一年を超えて当該信用金庫  
若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の  
議決権を合算してその基準議決権数を超えて保  
有したとき。」に改め、同項第十九号の五中「第  
五十四条の二十三第六項」を「第五十四条の二  
三第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、  
「又は同条第七項」を「(同条第一項第十四号に  
掲げる会社)(同条第四項に規定する内閣府令で  
定める会社を除く。)」にあつては、信用金庫連合  
会又はその子会社が、合算してその基準議決権  
数を超える議決権を取得し、又は保有したとき  
」、同条第七項において準用する同条第四項  
の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで  
同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会  
社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同

六項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十四号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る)」を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣總理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第二十四号中「第五十四条の二十三第六項(同条第七項)を「若しくは第五項、第五十四条の二十三第四項(同条第七項又は第十三項)に、」)若しくは「を」)、第八項、第十一項、第十四項若しくは第六項、」に、認可を「認可又は承認」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しつして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(信用金庫による信用金庫グループの経営管理に関する特例)

2 第五十四条の二十一の二の規定は、当分の間、第五十四条の二十一第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない信用金庫には、適用しない。

Digitized by srujanika@gmail.com

第六条第五項中「(定義)及び「金融機関の有価証券関連業の禁止等」を削る。

第十三条の二第一項中「(以下この条)の下に〔及び第十七条〕を加え、同項第三号中「(以下)を」(第十一号)並びに第十六条の四第一項第二号及び第十号において」に改め、同項第四号中「(以下)を」(第十一号)並びに第十六条の四第一項第三号及び第十号において」に改め、同項第五号中「(以下)を」(第十一号)並びに第十六号の四第一項第四号の二及び第十九号において」に改め、同項第六号中「昭和十八年法律第四十三号」の下に」、第十一号において「兼營法」という。」を加え、「第四項第八号イ」を「同号ロ」に、「会社(以下)を」もの(同号ロ)並びに第十六条の四第一項第五号及び第十号において」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該長期信用銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。)その他のこれらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該長期信用銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価

証券関連業を営む外国の会社のいすれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該長期信用銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいすれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該長期信用銀行が信託兼営銀行兼営法第一項第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。第十六条の四第一項第十号において同じ)、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合に該長期信用銀行が兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む長期信用銀行である場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

「中」、当該会社の議決権を削り、「第十  
七条において準用する銀行法第十六条の四第一  
項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える  
議決権を」に改め、同号を同項第十三号とし、  
同号の次に次の一号を加える。

十四 地域の活性化に資すると認められる事  
業活動を行う会社として内閣府令で定める  
会社(当該長期信用銀行又はその特定子会  
社以外の子会社が、合算してその基準議決  
権数を超える議決権を保有していないもの  
に限る。)

第十三条の二第四項第二号中「銀行業」を「第  
六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲  
げる業務」に改め、同項第六号から第八号まで  
を削り、同項第五項中「以外」を「以外の国内」  
に、「の担保権」を「(第二項に規定する子会社を  
いう。以下同じ)の担保権」に、「長期信用銀  
行又はその子会社による同項第十二号又は第十  
二号の二」を「長期信用銀行又はその子会社に  
による第一項第十二号から第十四号まで」に改  
め、同項ただし書中「又は第十二号の二」を「か  
ら第十四号まで」に改め、同条第六項から第十  
四项までを次のように改める。

6 長期信用銀行は、第一項第一号から第十一  
号まで又は第十五号から第十七号までに掲げ  
る会社(従属業務(第四項第一号に規定する従  
属業務をいう。)又は第六条第一項第一号、第  
三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、  
若しくは関連する業務として内閣府令で定め  
るもの専ら営む会社を除く。以下この条及  
び第二十七条第四号において「子会社対象銀  
行等」という。)を子会社としようとするとき  
(第一項第十五号に掲げる会社 内閣府令で定  
める会社を除く。)につては、当該長期信用  
銀行又はその子会社が、合算してその基準議

決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社(第一項第十五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となりた日から十年を経過する日までの間、当該会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができます。  
一 当該長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社(第一項第七号から第十

一号まで及び第十五号に掲げる会社(同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務第四項第二号に規定する金融関連業務)のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び第十七条において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合(前号に掲げる場合を除く。)

9 第六項の規定は、長期信用銀行が、外国特定金融関連業務会社(当該長期信用銀行が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としている子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社以外の外国の会社が当該子会社対象会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

10 長期信用銀行は、第八項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該会社を現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

11 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。  
一 当該長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社(第一項第七号から第十

号まで及び第十五号に掲げる会社(同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務第四項第二号に規定する金融関連業務)のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び第十七条において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合(前号に掲げる場合を除く。)

12 内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該长期信用銀行の申請により、一年を限り、第八項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。  
一 当該长期信用銀行が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

13 第一項、第八項、第九項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行にかかるときには、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合において、内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該长期信用銀行の申請により、一年を限り、第八項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。  
一 当該长期信用銀行が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

14 第一項、第八項、第九項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該长期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該长期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該长期信用銀行の子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を除く。)を引き続き子会社とする場合について内閣総理大臣の認可を受けた場合において、内閣総理大臣の認可を受けた場合に子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十三条の二に次の四項を加える。

15 第六項の規定は、長期信用銀行が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社(その業務により当該长期信用銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

16 長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができます。一 現に子会社としている第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第八項第二号に掲げる場合、第十三項及び第十四項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

17 第十一項の規定は、前項の承認について準用する。

18 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該長期信用銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となつたことその他の内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該长期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

第十六条の四第一項第十号中「[第十項において「長期信用銀行持株会社等」という。]」を削り、「営んでいる会社」を「営んでいるものに改め、同号イ中「[以下この条において「従属業務」という。]」を削り、同号ロ中「[第十三条の一第四項第二号に掲げる]」を削り、「同項第三号に掲げる」を削り、「同項第四号に規定する」を削り、「同項第五号に掲げる」を同項第五号に規定するに、「同項第五号に掲げる」を「同項第五号に規定するに」、「それぞれ除くものとする」を「それぞれ除くものとする」

第十六条の四第二項中「[以外]」を「[以外の国内]」に、「長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに改め、同項ただし書中「又は第十一号の二」を「长期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに改め、同項ただし書中「又は第十一号の二」を「から第十三号までに改め、同条第三項から第十項までを次のように改める。

3 長期信用銀行持株会社は、长期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社(同項第一号イに掲げる業務又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七条第六号において「长期信用銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令

社)を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中「会社の議決権を」を削り、「第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該长期信用銀行持株会社又はその特定期信用銀行持株会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

4 前項の規定は、长期信用銀行等が、长期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該长期信用銀行持株会社の子会社(第一項第十四号に掲げる会社

(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該长期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該长期信用銀行持株会社は、その子会社となつた长期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該长期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかるわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過するまでの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができます。

令和三年四月二十七日・衆議院会議録第二十五号

の新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため  
の銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五六

社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社第一項第六号

から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似する

もの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く)をいう。以下この条において同じ)又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、同項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)を子会社とする

ことにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

6 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社(当該長期信用銀行持株会社が長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

7 長期信用銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該

当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 長期信用銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象外国会社第一項第六号

から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社に限る。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情に照らして、当該長期信用銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 長期信用銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)をその子会社としている子会社において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができます。

10 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項の規定にかかる限り、第五項の期間又はこの期間により延長された期間を延長することができる。

11 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期

13 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期

13 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期

国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該長期信用銀行持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続

き子会社とすることについてやむを得ない

事情があると認められる場合

二 当該長期信用銀行持株会社は、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社(長期信用銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十四号に掲げる会社(その業務によ

り当該長期信用銀行持株会社又は当該同号に

掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当

する子会社としようとするときについて準用する。

二 現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合

二 第二号に掲げる場合、第十項及び第十一項

について内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該事由(当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

二 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社(長期信用銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十四号に掲げる会社(その業務により当該長期信用銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

二 現に子会社としている第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第五項

本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

14 第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該長期信用銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四の二第一項中「(以下「特例子会社」といふ。)」を削り、同項第一号イ中「を営む会社」を「営むもの」に、「営んでいる会社」を「営んでいるもの」に改め、同号ロ及び同項第二号並びに同条第一項中「及び第十一号の二」を「から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社」を「同項各号に掲げる会社」に改め、同項第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「特例子会社対象会社が、前条第四項」に改め、同項ただし書中「特例子会社対象会社を「会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「特例子会社対象会社を同項」を「第一項各号に掲げる会社を第三項」の項において準用する場合を含む。)又は前

項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える。

6 認定長期信用銀行持株会社(次項の認定を受けた長期信用銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに第十七条において同じ。)

は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかるわらず、特例長期信用銀行業高度化等業務(同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。)を専ら営む会社を持株特定子会社としよるとす

るとき(特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあつては、当該認定長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、あらかじめ、その会社が営もうとする特例長期信用銀行業高度化等業務を定めて、内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定は、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定長期信用銀行持株会社の持株特定子会社(前項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該認定長期信用銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣に届け出をした場合を除き、当該会社が当該事由生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 長期信用銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社(第一項各号に掲げる会社又は特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。次項及び第二十七条第六号において同じ。)を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる基準と

を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

第十七条中「第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社」を「子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社」に、「並びにその子会社である長期信用銀行、第十六条の四第一項各号に掲げる会社及び特例子会社対象会社」を「及びその子会社に、「銀行代理業者」を、「認定銀行持株会社に係るものにあつては認定長期信用銀行持株会社について、銀行代理業者」に改める。

第十七条の二中「第二条第十四項」の下に「定義」を加え、「書面を」「書面等」に改め、「書面による解除」を削り、「(同法第三十四条の下に「特定投資家への告知義務」を加えて第十九条第一項中「又は承認」を「承認又は認定」に改める。

第二十条第二項中「第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書」を第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書に改める。

第二十一条中「又は」を「認定又は」に改める。

第二十七条第四号中「第十三条の二第九項」を「第十三条の二第六項」に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第十一項」を「同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第六項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数(銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、第十三条の二第九項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第九項に規定する外国特







第五十八条の三第一項中「この条」の下に「及  
び次条第一項」を加え、同項第一号中「(第八項  
において「労働金庫等」という。)」を削り、「会社  
において「労働金庫等」という。」を削り、「会社  
において「従属業務」という。」を削り、同  
項において「従属業務」という。」を削り、「会社  
第二号中「当該会社の議決権を」を削り、「並  
に次条第七項及び第九項」を「及び第四号及び  
第五十八条の四第七項及び第八項」に、「合  
して、「を「合算してその基準議決権数〔に、  
えて〕を「い。以下この条において同じ。」  
超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三  
に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、  
持株会社」を削り、同号を同項第六号とし、  
合算してそのに、「超えて」を「超える議決  
合算してそのに、「超えて」を「超える議決  
四第一項」に改め、「当該会社の議決権を」  
特定子会社以外の子会社が合算してその基  
準議決権数を超える議決権を保有していな  
いものに限る。」  
五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技  
術その他の技術を活用した当該労働金庫の  
活性化、産業の生産性の向上その他の持  
続可能な社会の構築に資する業務又はこれ  
者の利便の向上に資する業務若しくは地域  
第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う  
事業の高度化若しくは当該労働金庫の利用

じ。)を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十八条の三の次に次の二条を加える。  
(労働金庫による労働金庫グループの経営管理)

第五十八条の三の二 労働金庫(子会社対象会社を子会社としているものに限る。)は、当該労働金庫の属する労働金庫グループ(労働金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならぬ。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 労働金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 労働金庫グループに属する労働金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 労働金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、労働金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令・厚生労働省

令で定めるもの

第五十八条の四第一項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号」を第五十八条の三第一項第一号、第三号、第五号及び第六号に、「同項第二号の二」を「同項第三号」に改め、「いう。以下この条の下に「及び第一百一条第一項第十八号の二」を加え、同条第四項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「(認可)」を削り、「限る。」を「限る。」に改め、同項第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「前条第一項第二号」を第五十八条の三第一項第二号に、「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第五十八条の三第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第二号又は第二号の二」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 第三十二条第六項の規定は、前各項の場合において労働金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第五十八条の五第一項中「第三項」を「第十一号」に、「並びに次条第一項」を「次条第一項並びに第一百一条第一項第十八号の五」に改め、同項第一号中「もの」の下に「(第六号口において「信託兼営銀行」という。)」を加え、同項第二号、第三号及び第四号中「(以下)」を「(第六号口において)」に改め、同項第四号の二中「次項第七号」を「第六号口」に改め、同項第五号中「会社(以下)」を「もの(次号口において)」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該労働金庫連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る)その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

#### イ 従属業務

口 金融関連業務(当該労働金庫連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいざれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該労働金庫連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいざれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該労働金庫連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいざれをも子会社としていない場合(当該労働金庫連合会が第五十八条の二第三項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第五十八条の五第一項第七号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第九号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(「に」「超えて」を「に」「超えて」を「に」として同じ)を超える議決権を」に改め、同項第八号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同項第十一号と同号を「超えて」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに改め、同号を同項第十号とし、同項第七号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに改め、同号を同項第七号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してそのに、「超えて」を「超えて」に改め、同号を同項第八号を「超える議決権を」に改め、同号を同項第八号

とし、同号の次に次の一号を加える。

#### 九 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社(当該労働金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が合算して定めるもの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

第五十八条の五第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中、「子会社対象会社のうち」を削り、「第七号の三又は第八号」を「第十号又は第十一号」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に改め、「以下この項及び第七項において同じ」とび「従属業務を営む会社にあっては、当該労働金庫連合会の行う業務のための業務を営む会社に限る。」を削り、「次項を「次項及び第一百一条第一項第十八号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)」に改め、「(第

項第六項中「第三項」とあるのは「」を「」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「」に、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において同じ」とび「従属業務を営む会社にあっては、当該労働金庫連合会の行う業務のための業務を営む会社に限る。」を削り、「次項を「次項及び第一百一条第一項第十八号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)」に改め、「(第

項第六項中「第三項」とあるのは「」を「」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「」に、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において同じ」とび「従属業務を営む会社にあっては、当該労働金庫連合会の行う業務のための業務を営む会社に限る。」を削り、「次項を「次項及び第一百一条第一項第十八号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)」に改め、「(第

項第六項中「第三項」とあるのは「」を「」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「」に、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において同じ」とび「従属業務を営む会社にあっては、当該労働金庫連合会の行う業務のための業務を営む会社に限る。」を削り、「次項を「次項及び第一百一条第一項第十八号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)」に改め、「(第

項第六項中「第三項」とあるのは「」を「」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「」に、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において同じ」とび「従属業務を営む会社にあっては、当該労働金庫連合会の行う業務のための業務を営む会社に限る。」を削り、「次項を「次項及び第一百一条第一項第十八号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)」に改め、「(第

二の二 第十三条第八項において準用する会社法第三百十一条第三項又は第三百十二条第四項の規定に違反して、書面又は電的記録を備え置かなかつたとき。  
第一百一条第一項第三号中「第三十七条の六第四項又は第四十五条第四項を第三十七条の六第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。  
十二の二 第五十四条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。  
第一百一条第一項第十八号の二中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第五号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。)にあつては、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき、又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第十八号の五中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第十号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき若しくは同項第十号に掲げ

る会社(同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該労働金庫連合会の子会社を除く。)について当該子会社対象会社(同号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。)を除く。)が同条第一項第十号に掲げる会社となつたことその他の同条第六項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を知つた日から一年を超えて当該労働金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第二十三号中「含む。」)を「含む。」若しくは第六項、「】若しくは」の下に「第六項、」を加える。

社を子会社としていない労働金庫には、適用しない。

附則第十五項を削る。

附則第十六項中「前各項に定めるものの外」を「この附則に規定するもののほか」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第十七項から第二十八項までを削る。  
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を削り、「内閣総理大臣」の下に「(当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項において同じ。)」を、「ときは」の下に「合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「前項中」を第三項中「合併の日」とあるのは「転換の日」と、前項中「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と、「に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸收合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、消滅金融機関の事業に関する法令により行うことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併

の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務(資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。)を継続することができる。

第五十一条の次に次の二条を加える。

(合併前の銀行代理業の許可等に関する特例)

第五十一条の二 吸收合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる許可又は承認を受けている者(当該合併における消滅金融機関を所属銀行(銀行法第二条第十六項(定義等)に規定する所属銀行をいう。)、所属長期信用銀行(長期信用銀行法第十六条の五第三項(長期信用銀行代理業の許可)に規定する所属長期信用銀行をいう。)、所属信用金庫(信用金庫法第八十五条の二第三項(許可)に規定する所属信用金庫をいう。)、所属労働金庫(労働金庫法第八十九条の三第三項(許可)に規定する所属労働金庫をいう。)又は所属信用協同組合(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。)第六条の三第三項(信用協同組合代理業の許可)に規定する所属信用協同組合をいう。)としている者に限り、当該合併の日ににおいて現に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けている者を除く。)は、当該合併の日に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けたものとみなす。この場合において、当該各号の中欄に掲げる許可又は承認に条件が付されているときは、当該条件は、当該各号の下欄に掲げる許可又は承認に付されたものとみなす。



官 報 (号 外)

三 前項の表の第五号の下欄に掲げる許可 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀

法第五十五条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる事

四 前項の表の第七号の下欄に掲げる許可 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行為第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書

五類 前項の表の第九号の下欄に掲げる許可協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用

する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類

3 第一項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者については、当該各号に定める規定は、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類

を提出するまでの間は、適用しない。

三 第一項の表の第五号の下欄に掲げる許可 信用金庫法第八十九条第五項において準用する額  
第五十二条の三十九

四 行法第五十二条の三十九  
第一項の表の第七号の下欄に掲げる許可

行法第五十二条の三十九  
五 第二項の表の第九号の下闇ニ一括する牛刀

第一項の第三号の「相手をもつて譲り  
用する銀行法第五十二条の三十九

(合併前の信用金庫電子決済等代行業の登録等に関する特例)  
第五十一条の三 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる

種類の金融機関である場合には、合併の日ににおいて現に当該各号の中欄に掲げる登録を受けてい  
る者（当該合併における消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業（信用金庫法第八十五条

の四第一項(登録)に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。)、労働金庫電子決済等代行業(労働金庫法第十九条の五第二項(登録)に規定する労働金庫電子決済等代業者等をいう。)又は(同上)をいう。

用協同組合電子決済等代行業(協同組合金融事業法第六条の二第一項(信用協同組合電子決済等代行業))

等代行業の登録)に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう)に係る契約を締結している者に限り、当該合併の日において現に当該各号の下欄に掲げる登録を受けている者を除く。)は、

当該合併の日に当該各号の下欄に掲げる登録を受けたものとみなす。

一  
信用金庫  
労働金庫法第六十九条の五第一項 信用金庫法第八十五条の四第一項の  
又は協同組合金融事業法第六条の登録

五の第一項の登録

一 信用金庫	労働金庫法第八十九条の五第一項 又は協同組合金融事業法第六条の 五の二第一項の登録
信用金庫法第八十五条の四第一項の 登録	

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号

**新型コロナウイルス感染症等の影響による社会の銀行法等の一部を改正する法律案及び同報告**





を加える。

(資産の買取り)

第百二十八条の三 機構は、第五十六条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をした場合又は第二種保険事故が発生した場合において、これらの保険事故が発生した金融機関(これらの保険事故が発生した時において金融機関であつた者を含む)が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行ふ場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、第一項に規定する金融機関から同項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、又は当該資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出があつた場合において、当該入札に係る資産の買取りをしようとするときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行ふかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行ふ旨の決定をしたときは、当該決定に係る第一項に規定する金融機関との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

6 機構は、第一項に規定する金融機関との間で前項の契約を締結しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第一百二十九条の見出しを削り、同条第一項中「及び前章」を「前章及び前条」に改める。

第百三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業譲渡等における債権者保護手

続の特例等」を付し、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第百三十一条の二 特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転(預金等に係る契約に係るものであつて、契約の条項(金利その他の政令で定めるものに限る)の変更を伴うものに限る。以下この条において同じ)は、当該契約上の地位の移転に係る預金者等の承諾を得ないでこれをることができる。この場合において、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等(次項において「破綻金融機関等」という。)は、当該契約上の地位の移転の前に、当該特定事業譲渡等の内容の要旨及び当該変更の内容並びにこれらに對し異議のある預金者等は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、住所又は居所が知られている預金者等には各別にこれを催告しなければならない。

2 破綻金融機関等は、前項の規定により特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転をしようとするときは、同項の公告及び催告をする前に、内閣総理大臣(当該破綻金融機関等のうちに労働金庫又は労働金庫連合会がある場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、当該破綻金融機関等のうちに株式会社商工組合中央金庫がある場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする)の承認を受けなければならない。

3 第一項の期間は、政令で定める期間を下つ

第百四十七条第二号中「第六十四条第三項」を「第六十三条第三項、第六十四条第三項」に、「(第百二十七条)を「(第百二十七条第一項)に改め、「第百二十六条の三十五第三項」の下に「同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

5 前条並びに銀行法第三十四条及び第三十五条(これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項の公告又は催告に係る契約上の地位の移転については、適用しない。

第百三十五条に次の二項を加える。

4 銀行その他の政令で定める者(以下この項において「銀行等」という。)が、第一号措置を行ふべき旨の第一百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行ふべき旨の第二百二十六条の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、政令で定めるものによる資本金の額の増加を行つた場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、内閣府令・財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第九条の規定にかかるらず、千分の三・五とする。

附則第十五条の四第七項中「及び第六十八条中〔〕を〔中〕に、「読み替える」を「第六十七条中〔讓受け、付保預金移転〕とあるのは〔讓受け〕と読み替える」と読み替えるに改める。

二 第百二十八条の三第三項の規定により同一の株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、政令で定めるものによる資本金の額の増加を行つた場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、内閣府令・財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第十二条の十四の二に改める。

三 第百四十七条第二号中「三百九条第一項及び第四項第二号を除き、」を加える。

二 当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社となつた株式会社当該株式会社の設立

第百四十五条第一項中「破綻金融機関若しくは」を「破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは」に改める。

十五 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して

第百四十五条第一項中「破綻金融機関若しくは」を「破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは」に改める。

二 第一項の期間は、政令で定める期間を下つ

第十九条第一項に次の二号を加える。

十五 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して

行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第九十八条第五項中「又は「特定社債」とは」を「「特定社債」又は「特定短期社債」とは」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に、「又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二条第八項に規定する」を「特定社債又は」に改め、同条第七項中「(定義)」を削り、同条第八項中「第二条第二十項(定義)」を「第二条第二十項」に、「第二十八条第八項第六号(定義)」を「第二十八条第八項第六号(通則)」に改め、同条第九項中「(定義)」を削る。

第一百条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定(保険会社がその業務を第三者に委託する場合における当該業務的的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る)は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 保険持株会社グループ(保険持株会社及びその子会社の集團をいう。以下この項、第二百七十二条の二十一及び第二百七十二条の二十一の二第一項において同じ。)に属する二以上の会社(保険会社を含む場合に限る。)が当該保険持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合(当該保険持株会社グループに属する保険持株会社が当該保険持株会社グループの経営管理(第二百七十二条の二十一第四項に規定する経営管理をいじ)が、内閣府令で定めるところにより、当該業務的的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。)

一 保険持株会社グループに属する二以上の会社(保険会社を含む場合に限る。)が当該

保険持株会社グループに属する保険持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合

第百条の三ただし書中「又は行為を」を「若しくは行為を」に、「おいて」を「おいて」に、「とき」を「とき」、又は当該保険会社を子会社とする保険持株会社他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。)の子会社(当該保険会社以外の保険会社に限る。)との間で当該取引若しくは行為を行う場合において当該保険会社の經營の健全性を損なうおそれがないことその他内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき)に改める。

第一百六条第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項第五号中「以下」を「第十ニ号」及び第二百七十二条の二十二第二項第五号において「に改め、同項第六号中「以下」を「(第十二号)及び第二百七十二条の二十二第二項第六号に改め、同項第七号中「次項第八号イ」を「第十二号」に、「会社(以下)を「もの(同号)及び第二百七十二条の二十二第二項第七号において」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあっては、当該保険会社、その子会社(第一号、第二号及び第八号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

十四 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(第二百七一条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。)にあつては、当該保険会

社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該保険会社が信託兼営銀行(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。)、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいれをも子会社としている場合(当該保険会社が第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

五百六条第一項第十三号中「又は經營の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」及び「当該会社の議決権を」を削り、「次条第七項」を「次号及び第十五号並びに第百七条第七項及び第八項」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。)を超える議決権を」に改め、同項第十五号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十四号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号の二中「又はこれ」を若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。

4 保険会社は、第一項第一号から第十二号まで又は第十六号から第十八号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。)又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第二百七十四条第二号、第二百二十七条第一項第三号及び第三百三十三条第一項第三十三号において「子会社対象保険会社等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十六号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第九十六条の十第一項、第二百四十二条、第二百六十七条第一項又は第二百七十三条の六第一項の規定により組織変更(第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。)の第四項第一号において同じ。)

事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣

の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社第一項第十六号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあっては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 保険会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかるらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社(同項第十二号及び第十六号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第百七条第一項において「特例持株会社」という。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をい

定金融関連業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。)のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十二号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が、外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

7 第四項の規定は、保険会社が、外国特定金融関連業務会社(当該保険会社が子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

8 保険会社は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかるらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 当該保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社(同項第十二号及び第十六号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第百七条第一項において「特例持株会社」という。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をい

事情に照らして、当該保険会社が子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたところが必要であると認められる場合

二 保険会社が現に子会社としている子会社に対する外因の会社又は外国特定金融関連業務会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らしること必要であると認められる場合

三 保険会社が現に子会社としている子会社に対する外因の会社又は外国特定金融関連業務会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、保険会社又はその子会社による第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社に対する外因の会社又は外国特定金融関連業務会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、保険会社又はその子会社による第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。

13 第四項の規定は、保険会社が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該保険会社又はその子会社による同項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 内閣総理大臣は、保険会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険会社の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該保険会社が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社(同項第十二号及び第十六号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第百七条第一項において「特例持株会社」という。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をい

11 保険会社は、現に子会社としている子会社対象外国会社(第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社に限る。次号において同じ。又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあっては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情があると認められる場合

二 当該保険会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該保険会社が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、保険会社又はその子会社による第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。





陰持株会社の属する少額短期保険持株会社ダループの経営管理(当該少額短期保険持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。)及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

第二百七十二条の三十八に次の一項を加え

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

少額契約保険持株会社ハーバーの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な

## 二 実施の確保

会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 少額短期保険持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するため

に必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

#### 四 前三号に掲げるもののほか、少額短期保

険持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令

で定めるもの

第二百七十二条の二十九の次に次の二条を加える。

株会社(当該少額短期保険持株会社の属する  
第二百七十二条の三十八の二 少額短期保険持

少額短期保険持株会社グループの經營管理を行つてゐる。又、これらは、前

行うものに限る。次項において同じ)は、前  
条第二項の規定にかかるわらず、当該少額短期  
保険専門会社の保険料が専門会社に支拂  
レ」。

保険持株会社の少額短期保険持株会社(スルガ)に  
属する二以上の会社(少額短期保険業者)

を含む場合に限る。)に共通する業務であつて、当該業務を当該少額短期保険持株会社に

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五

おいて行うことが当該少額短期保険持株会社グループの業務の一體的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わつて行つことができる。

2 少額短期保険持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

3 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項がその子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

第二百七十二条の三十九第五項及び第六項中「前条第一項」を「第二百七十二条の三十八第一項」に改める。

第二百七十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。

第二百七十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「証明のための証拠を提出する機会を与えるため」を削り、「聽取させなければ」を「聽取させ」、又はその他の方法により、証明のための証拠を提出する機会を付与された者が、「意見の聽取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聽取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項」は前項に改める。

第二百八十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。

「聽取させ、又はその他の方法により、明確な意見を聽取するための証拠を提出する機会を与えなければ」を削り、「意見を聽取される者が提出しない」に改め、「意見の聽取を行わない」を「証拠された者が」に、「意見の聽取に応じない」を「証拠された者が」でを削り、同条第四項中「前二項」を「第一項」は前項に改める。

第三百条の二中「第二条第十四項」の下に「(定義)」を加え、「書面」を「書面等」に改め、「同法第三十四条」の下に「(特定投資家への告知義務)」を、「第四十条第一号」の下に「(適合性の原則等)」を加える。

第三百九条第一項中「書面」の下に「又は電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四項第二号において同じ。)」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 次の各号に掲げるものにより行う保険契約の申込みの撤回等は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一 書面 当該書面を発した時

二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

第三百十一条の三第一項第二号中「第一百六十二条第七項」を「第一百六条第四項」に改める。

第三百三十三条第一項第三十号中「第一百七十二条第二項」に、「第二百七十二条の三十八第二項」を「第二百七十二条の三十八第二項」に改め、同項第三十三号中「第一百六条第七項」を「第一百六条第四項」に、「認可を受けないで同項に規定する」に

定する」を「認可を受けないで」に、「若しくは同条第九項を「(同条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項)に、「同条第七項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは同項第十六号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事實を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二条の二 第二百七十七条の二十一の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受ける不可以で同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。

第三百三十三条第一項第七十五号を同項第七十六号とし、同項第七十四号を同項第七十五号とし、同項第七十三号を同項第七十四号とし、同項第七十二号の次に次の一号を加える。

七十三 第二百七十二条の三十八の二第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)を行つたとき。

附則第一条の二第二項中「[第一百六条第七項]」を「[第一百六条第四項]」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十三条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「」の項、次項、第六章及び第一百条第一項第二十四号に改める。

第五十四条第四項に次の一号を加える。

二十三 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源

を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの

第七十二条第一項第一号中「[もの]」の下に「第八号において「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第二号中「(以下「[第八号]において「信託兼営銀行」という。」)」を加え、同項第三号中「次項第五号」を「第八号」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「第八号」に改め、同項第七号中「次項」を「次号」並びに次項第二号及び第四号に改め、同項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、農林中央金庫、その子会社(第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として主務省令で定めるもの

の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

口 金融関連業務(農林中央金庫が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券

関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、農林中央金庫が信託兼営

銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としている場合に同項第三号に掲げる業務

を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第七十二条第一項第九号中「当該会社の議決権を、」を削り、「合算して、」を「合算してその基準議決権数(に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。)を超える議決権を」に改め、同項第十一号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に、「第四項に」を「第六項第一号に」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに改め、同項第十二号とし、同項第九号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号第十五条第一項(同法第十二号)において準用する場合を含む。)の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

六 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社

対象外国会社(第一項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社(同項第八号及び第十二号に掲げる会社にあつては、外

国との会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第七

十三条第一項において「特例持株会社」といいう。)又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの

(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。)又は外国特定金融関連

業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。)のうち主務省令で定めるものを主として営む会社をいい、第一項第八号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。)にあつては、農林中央金庫又

はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなりよう、所要の措置を講じなければならない。

五 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

六 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

七 農林中央金庫は、その子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。

八 農林中央金庫は、その子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)のうち主務省令で定めるものを主として営む会社をいい、第一項第八号に掲げる会社を除く。以下同じ。)を子会社とすることにより子会社対象会社以外の

外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が  
外国特定金融関連業務会社である場合(前  
号に掲げる場合を除く。)

7 第四項の規定は、農林中央金庫が、外国特  
定金融関連業務会社農林中央金庫が認可対  
象会社又は他の外国特定金融関連業務会社を

子会社としようとする場合における当該認可  
対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社  
が現に子会社としているものを除く。)を子会  
社としようとするときについて準用する。

8 農林中央金庫は、第六項各号のいずれかに

該当する場合において、主務大臣の承認を受  
けたときは、第一項の規定にかかわらず、第  
六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対  
象会社以外の外国の会社を引き続き子会社と  
することができる。

9 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、前項の承認をするものとする。

一 農林中央金庫が現に子会社としている子  
会社対象外国会社(第一項第五号から第八  
号まで及び第十二号に掲げる会社に限る。  
次号において同じ。)又は外国特定金融関連  
業務会社の競争力(外国特定金融関連業務  
会社にあつては、当該外国特定金融関連業  
務会社の営む金融関連業務における競争力  
に限る。同号において同じ。)の確保その他  
の事情に照らして、農林中央金庫が子会社  
対象会社以外の外国の会社(外国特定金融  
関連業務会社を除く。)を引き続き子会社と  
する必要があると認められる場合

二 農林中央金庫が現に子会社としている子  
会社対象会社以外の外国の会社(子会社対象  
会社を現に子会社としている子会社対象外  
国会社の本店又は主たる事務所の所在する  
国の金融市場又は資本市場の状況その他の  
事情に照らして、第六項の期間又はこの項  
の規定により延長された期間の末日までに  
当該子会社対象会社以外の外国の会社が子  
会社でなくなるよう、所要の措置を講ずる  
ことができないことについてやむを得ない  
事情があると認められる場合

三 農林中央金庫が子会社とした子会社対象  
会社の遂行のため、農林中央金庫が現に子  
会社としている子会社対象会社以外の外国  
の会社を引き続き子会社とすることについ  
てやむを得ない事情があると認められる場  
合

四 農林中央金庫は、現に子会社としている子  
会社対象会社又は外国特定金融関連業務  
会社が、子会社対象会社以外の外国の会社  
(外国特定金融関連業務会社を除く。)に該當  
する場合において、主務大臣の認可を受けた  
ときは、第一項の規定にかかわらず、当該認  
可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を  
子会社とすることができます。

二 農林中央金庫が現に子会社としている子  
会社対象会社又は外国特定金融関連業  
務会社の競争力の確保その他的事情に照ら  
する必要があると認められる場合  
して、外国特定金融関連業務会社が引き続  
りして、外国特定金融関連業務会社が引き続  
り

き金融関連業務以外の業務を営むことが必  
要であると認められる場合

10 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当す  
る場合には、農林中央金庫の申請により、一  
年を限り、第六項の期間又はこの項の規定に  
より延長された期間を延長することができ  
る。

一 農林中央金庫が、現に子会社としている  
子会社対象会社以外の外国の会社又は当該  
会社を現に子会社としている子会社対象外  
国会社の本店又は主たる事務所の所在する  
国の金融市場又は資本市場の状況その他の  
事情に照らして、第六項の期間又はこの項  
の規定により延長された期間の末日までに  
当該子会社対象会社以外の外国の会社が子  
会社でなくなるよう、所要の措置を講ずる  
ことができないことについてやむを得ない  
事情があると認められる場合

二 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社でなくなるよう、所要の措置を講じなけれ  
ばならないと認められる場合

三 農林中央金庫が子会社とした子会社対象会  
社が現に子会社としている子会社対象会社  
以外の外国の会社(子会社対象会社を除く。)  
に該当する場合並びに前号に掲げる場合  
を除く。)

四 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社が現に子会社としている子会社対象会  
社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ  
ならない。

五 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社が現に子会社としている子会社対象会  
社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ  
ならない。

六 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社が現に子会社としている子会社対象会  
社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ  
ならない。

七 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社が現に子会社としている子会社対象会  
社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ  
ならない。

八 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社が現に子会社としている子会社対象会  
社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ  
ならない。

九 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社が現に子会社としている子会社対象会  
社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ  
ならない。

十 農林中央金庫が現に子会社とした子会社対象  
会社が現に子会社としている子会社対象会  
社でなくなるよう、所要の措置を講じなければ  
ならない。

十一 農林中央金庫は、現に子会社としている子  
会社対象会社又は外国特定金融関連業務  
会社が、子会社対象会社以外の外国の会社  
(外国特定金融関連業務会社を除く。)に該當  
する場合において、主務大臣の認可を受けた  
ときは、第一項の規定にかかわらず、当該認  
可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を  
子会社とすることができます。

十二 農林中央金庫は、現に子会社としている子  
会社対象会社又は外国特定金融関連業務  
会社が、子会社対象会社以外の外国の会社  
(外国特定金融関連業務会社を除く。)に該當  
する場合において、主務大臣の認可を受けた  
ときは、第一項の規定にかかわらず、当該認  
可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を  
子会社とすることができます。

十三 農林中央金庫は、現に子会社としている子  
会社対象会社又は外国特定金融関連業務  
会社が、子会社対象会社以外の外国の会社  
(外国特定金融関連業務会社を除く。)に該當  
する場合において、主務大臣の認可を受けた  
ときは、第一項の規定にかかわらず、当該認  
可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を  
子会社とすることができます。

十四 農林中央金庫は、現に子会社としている子  
会社対象会社又は外国特定金融関連業務  
会社が、子会社対象会社以外の外国の会社  
(外国特定金融関連業務会社を除く。)に該當  
する場合において、主務大臣の認可を受けた  
ときは、第一項の規定にかかわらず、当該認  
可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を  
子会社とすることができます。

十五 農林中央金庫は、現に子会社としている子  
会社対象会社又は外国特定金融関連業務  
会社が、子会社対象会社以外の外国の会社  
(外国特定金融関連業務会社を除く。)に該當  
する場合において、主務大臣の認可を受けた  
ときは、第一項の規定にかかわらず、当該認  
可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を  
子会社とすることができます。

十六 農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子  
会社の利益が不当に害される著しいおそれがあ  
ると認められないことその他の要件を満たす  
会社として主務省令で定める会社に限る。)を  
同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会  
社を除く。)に該当する子会社としようとする  
ときについて準用する。

十七 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該  
当するときは、その旨を定款で定めなければ  
ならない。

は、子会社対象会社以外の外国の会社が、農  
林中央金庫又はその子会社の担保権の実行に  
よる株式又は持分の取得、農林中央金庫又は  
その子会社による第一項第九号から第十一号  
までに掲げる会社の株式又は持分の取得その  
他主務省令で定める事由により農林中央金庫  
の子会社となる場合には、適用しない。ただ  
し、農林中央金庫は、その子会社となつた子  
会社対象会社以外の外国の会社(農林中央金  
庫の子会社となつた認可対象会社又は他の外  
国特定金融関連業務会社が現に子会社として  
いる外国特定金融関連業務会社を除く。)を引  
き続き子会社とすることについて主務大臣の  
認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会  
社以外の外国の会社が当該事由(農林中央金  
庫又はその子会社による同項第九号から第十  
一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得  
その他主務省令で定める事由を除く。)の生じ  
た日から一年を経過する日までに子会社でな  
くなるよう、所要の措置を講じなければならない  
ない。

二 現に子会社としている外国の会社(子会  
社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外  
の外国の会社としようとする場合(第六項  
第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二  
項本文に規定する場合並びに前号に掲げる  
場合を除く。)

一 現に子会社としている第一項第八号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社(子会  
社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外  
の外国の会社としようとする場合(第六項  
第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二  
項本文に規定する場合並びに前号に掲げる  
場合を除く。)

三 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

四 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

五 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

六 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

七 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

八 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

九 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十一 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十二 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十三 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十四 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十五 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十六 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十七 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

当する場合において、主務大臣の承認を受け  
たときは、第一項の規定にかかわらず、当該  
承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社  
を引き続き子会社とができる。

一 現に子会社としている第一項第八号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

二 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

三 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

四 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

五 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

六 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

七 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

八 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

九 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十一 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十二 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十三 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十四 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十五 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十六 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

十七 現に子会社としている第一項第十一号に掲  
げる会社を外国特定金融関連業務会社とし  
ようとする場合

当する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該  
承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社  
を引き続き子会社とできる。

ない。

とし、同条に次の一項を加える

受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。

第一項第八号に掲げる会社(第四項の規定により子会社とする)ことについて認可を受けなければならないとされるものを除

二  
二 第五項ただし書若しくは第十二項ただし書の規定による認可又は第八項の規定による承認を受けてその子会社となつた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き継ぎ子会社としようとするとき。  
三 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするとき。

三 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限りる。)に該当する子会社としようとするとき。

（いて準用する場合を含む。）の認可（第百条第一項第二十二号において「合併等認可」という。）を受ける場合を除く。）。

第七十二条の二第一項中「子会社対象会社」の前に「又は外国特定金融関連業務会社」を加え

第一項第十二号に掲げる会社(第十三項の主務省令で定める会社に限る)を同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会社を除く)による認可を受けて現に子会社としている。

く。)に該当する子会社としようとするとき。

第一回の規定によれば、二会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

農林中央金庫が前項の規定により定款で定めを認可対象会社又は子会社対象会社以外の

19  
農林中央金庫は、次の各号のいづれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬが如く、又は外國の会社を子会社としている場合には、理事は、當該認可対象会社又は子会社対象会社以外の外國の会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

9 第二十二条第五項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得する部分に限る。)の規定による届出若しくは公告をしないで農林債を発行したとき、若しくは同号に規定する会社を子会社としたとき(合併等認可を受けた場合を除く)、若しくは不正の届出若しくは公告をしたとき、又は同項(第二号に係る部分に限る)若しくは「に規定する」を「規定期による」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第十四号中「第七十二条第七項」を「第七十二条第四項」に、「又は同条第九項」を「同条第一項第十二号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く)」にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、同条第七項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けるため同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項」に、「同条第七項を「同条第四項」に、「とき」を「とき若しくは同項第十二号に掲げる会社(同条第十三項の主務省令で定める会社に限る)」を同号に掲げる会社(当該主務省令で定める会社を除く)に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による主務大臣の認可を受けないで農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(農林中央金庫の子会社を除く)について当該子会社対象会社(同号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く)以下この号において同じ)を除く)が同条第一項第十二号に掲げる会社となったことその他同条第十六項の主務省令で定

める事実を知つた日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第三十四号中「第七十二条第七項同条第九項」を「第七十二条第四項（同条第七項又は第十三項）に、」のを「」、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項のに、「認可」を認可又は承認に改める。（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第十四条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「平成四十四年三月三十日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成三十四年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

第三十三条の四第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。）により議決をすることができる。

第三十八条第一項中「平成三十四年三月三十日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同條第三項第二号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を「同号」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十四年三月三十日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同條第三項第二号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項

第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を「同号」に改める。
第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。
第四十九条第一項中「平成三十四年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。
第五十八条第一項中「が」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加え、同条第三项中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 預金保険機構の業務の特例等(第三十五条—第四十七条)」を「第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置(第三十四条の十一—第三十四条の十)」に改める。

第五条第四項中「いう。」の下に「第三十四条の十第四項及び」を加える。

第十四条第一項中「及び第二十四条」を「第二十四条及び第三十四条の十第八項」に改める。

第四章の二の次に次の二章を加える。

第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

(実施計画の認定)

第三十四条の十 金融機関等(銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。)であつて、その主として業務を行つてゐる地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスとして主務省令で定めるもの(次項第四号及び第三項において「基盤的金融サービス」

三項中「機構の」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加える。

年三月三十一日」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第三十九条第一項中「平成三十四年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

第五十八条第一項中「が」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加え、同条第三项中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

者である金融機関等と当該実施計画を共同して作成し、主務大臣の認定を申請するものとする。

一 合併(各当事者が金融機関等である場合に限る。)

二 事業の全部を承継させる会社分割(金融機関等が共同して行う新設分割及び吸収分割(各当事者が金融機関等である場合に限りる。)によるものに限る。)

三 会社分割による事業の全部の承継(吸收分割(各当事者が金融機関等である場合に限りる。)によるものに限る。)

四 事業の全部の譲渡又は譲受け(各当事者が金融機関等である場合に限る。)

五 株式交換(当該株式交換により株式交換完全親株式会社となる者が金融機関等又は銀行持株会社等である場合に限る。)

六 株式移転(金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社が銀行持株会社等である場合に限る。)

七 他の金融機関等又は銀行持株会社等への株式の交付(当該交付により当該他の金融機関等又は銀行持株会社等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第三号及び前二号に掲げる場合を除く。)

八 他の金融機関等又は銀行持株会社等からの株式の取得(当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定めることができる。この場合において、実施計画に係る組織再編成等が第一号から第四号までに掲げるものであるときは、経営基盤強化実施金融機関等以外の当該組織再編成等の当事

が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるものとして主務省令で定めるものとする。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 前項の申請をする金融機関等(以下第四項までにおいて「申請金融機関等」という。)の商号又は名称

二 實施計画の実施期間(五年を下らないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。)

三 組織再編成等その他の事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び実施時期

四 前号に規定する措置の実施による経営の改善その他の申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が主として業務を行つてゐる地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

五 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)が主として業務を行つてゐる地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの

六 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの

七 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る。)のうちに機構が第三号に規定する措置の実施に要する経費(主務省令で定めるものに限る。)の一部に充てるための資金を交付するための契約(第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。)の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあっては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項

八 その他政令で定める事項  
3 主務大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 申請金融機関等が基準適合金融機関等であること。

二 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る)により提供される基盤的金融サービスが、その主として業務を行つている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として主務省令で定める場合に該当するものであること。

三 申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る)が、その主として業務を行つている地域の全部又は相当部分における人口の減少等により、当該地域における基盤的金融サービスを持続的に提供することができ困難となるおそれがあるものであること。

四 当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供している金融機関等(全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものとして主務省令で定めるものを除く)であること。

五 当該実施計画により申請金融機関等(経営基盤強化実施金融機関等に限る)が主として業務を行つてている地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られると見込まれること。

六 当該実施計画に記載された前項第三号に規定する措置によつて金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。

七 当該実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

八 申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれることその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

九 その他政令で定める要件

4 主務大臣は、申請金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会の監督を行う都道府県知事に協議しなければならない。

5 主務大臣は、第三項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る実施計画を公表するものとする。ただし、実施計画につき当該認定を受けた金融機関等(以下この章及び第三十五条第三項において「認定金融機関等」という。(当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。)又はその子会社等が業務を行つてゐる地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該認定金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

6 主務大臣は、第三項の認定をした場合において、当該認定に係る実施計画に第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画の内容を機構に通知しなければならない。

第三十四条の十二 主務大臣は、認定実施計画

7 主務大臣が第三項の認定をした場合において、当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等が新たに金融機関等を設立するものであるときは、当該組織再編成等の後においては、当該組織再編成等により新たに設立された金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

8 認定金融機関等が合併等(次条第一項に規定する認定実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行つるものに限る。)を行つたことにより当該認定実施計画に係る事業の全部を承継した金融機関等(以下この項において「承継金融機関等」という。)があるときは、当該合併等の後においては、当該承継金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

(認定を受けた実施計画の変更)

第三十四条の十一 認定金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定金融機関等の組織再編成その他実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第三項の認定を受けた実施計画(この項の規定による認定を受けた変更後のもの)を含む。以下この章において「認定実施計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項第号中「申請金融機関等」とあるのは、「認定金融機関等」と、同条第五項中「に係る実施計画」とあるのは、「が取り消された旨」と、同条第六項中「実施計画の内容」とあるのは、「認定が取り消された旨」と読み替えるものとする。

(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例)

第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十

の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定実施計画に係る認定金融機関等に対し、当該認定実施計画に係る認定金融機関等の履行状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第三十四条の十三 主務大臣は、認定実施計画が第三十四条の十第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。  
(認定の取消し)  
第三十四条の十三 主務大臣は、認定実施計画が第三十四条の十第四項から第六項まで(第五項ただし書を除く。)の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第四項中「申請金融機関等」とあるのは、「認定金融機関等」と、同条第五項中「に係る実施計画」とあるのは、「が取り消された旨」と、同条第六項中「実施計画の内容」とあるのは、「認定が取り消された旨」と読み替えるものとする。

第三十三条の二 主務大臣は、認定実施計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定実施計画に係る認定金融機関等に対し、当該認定実施計画の履行を確保するための監督

第十一条第一項	金融機関等(以下この項)	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号。以下「金融機能強化法」という。)第二条第一項に規定する金融機関等(以下この項)
第十二条第一項	認定経営基盤強化計画	認定実施計画(金融機能強化法第三十四条の十一第一項に規定する認定実施計画をいう。以下同じ。)
第七条	認定経営基盤強化計画	認定実施計画(金融機能強化法第三十四条の十第一項(金融機能強化法第三十四条の十第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))
第七条	同法	同様の締結の申込みを行うことができる。
第十二条第三項	認定経営基盤強化計画	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十二条第五項	認定経営基盤強化計画	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第七条	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十三条第一項	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第七条	司法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十三条第三項	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第七条	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十三条第五項	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第七条	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十三条第三項	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第七条	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十三条第五項	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第七条	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十七条第一項及び第五項	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
第十七条第一項及び第五項	同法	三十一条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。

(資金交付契約)	第三十四条の十五 認定金融機関等(認定実施計画に第三十四条の十第二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第四項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行なうことができる。
2	前項の規定による申込みを行なった認定金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
3	機構は、第一項の規定による申込みがあつた場合において、その財務の状況その他の事情を勘査して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金交付契約を締結することができ
4	機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定金融機関等に資金(第三十四条の十第二項第七号に規定する資金をいいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。)を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
5	第三項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもつて充てるものとする。
6	前各項の規定は、資金交付契約の変更について準用する。この場合において、第一項中「対し、令和八年三月三十一日までに」とあるのは、「対し」と読み替えるものとする。

(金融機能強化審査会の意見の聴取)	第三十四条の十六 内閣総理大臣は、第三十四条の十第一項の申請があつたときその他必要があると認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聞くことができる。
3	第三十五条に次の二項を加える。
3	機構は、第一項及び預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第三十四条の十五第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により資金交付契約の締結又は変更をし、当該資金交付契約の履行として認定金融機関等に資金を交付すること及びこれに附帯する業務を行うことができる。
3	第四十二条中「(以下「金融機能強化業務」という。)」を削る。
3	第四十三条中「金融機能強化業務」を「第三十五条第一項及び第三項の規定による業務(以下「金融機能強化業務」という。)」に改める。
2	機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
2	機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
3	機構は、前二項の規定による整理を行つた後、第一項の規定による積立金があるときは、政令で定める金額の範囲内で内閣総理大臣



とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第三条 新銀行法第十六条の二第四項、第十三項  
（銀行が、現に子会社としている同条第一項各  
号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げ

第四条 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第五十条の二第三項の規定による認可の申請は、従属業務(新銀行法第十六条の二第七項の規定による認可の申請)を営む会社に係るもの以外のものにあっては新銀行法第十六条の二第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては新銀行法第五十三条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二条の二第三項本文に規定する事由(銀行持株会社銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において

二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得及び同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社は、新銀行法第五十二条の二十三第十一項本文に規定する事由(銀行持株会社又はその子会社による同条第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得及び同条第十一項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧銀行法第五十二条の二十三第二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新銀行法第五十二条の二十三第一項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社と対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該銀行持株会社の子会社となつた日を、新銀行法第五十二条の二十三第五項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第七項から第九項までの規定を適用する。

この法律の施行の際現に銀行が旧銀行法第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む)、第八項(ただし書又は第十項の規定による認可を受けて当該銀行又はその子会社が同条第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権(銀行法第二条第六項に規定する議決権をいう。附則第六条において同じ。)を合算してその基準議決権数(旧銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

する内閣府令で定める事由を除く。)により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧銀行法第五十二条の二十三第二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新銀行法第五十二条の二十三第三十一条ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

ち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る)に該当する子会社としようとするときに係る部分を除く。)及び第五項の規定は、この法律の施行の際現に銀行持株会社が旧銀行法第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七項ただし書又は第九項の規定による認可を受けて当該銀行持株会社又はその子会社が同条第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数(旧銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をい

第七条 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第五十二条の二十三第六項の規定による認可の申請は、従属業務（新銀行法第五十二条の二十三第一項第十号イに掲げる業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあっては新銀行法第五十二条の二十三第三項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては新銀行法第五十三条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

る)の規定によりました届出とみなす。  
農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置  
第八条 この法律の施行の際現にされている第二  
条の規定による改正前の農業協同組合法第十一  
条の六十六第四項の規定による認可の申請は、  
從属業務(第二条の規定による改正後の農業協  
同組合法(以下「新農業協同組合法」という。)第

第十一條の六十六第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農業協同組合法第十一條の六十六第四項の規定によりし

た認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新農業協同組合法第九十七条第六号に係る部分に限る)の規定によりした届出とみなす。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)  
第九条 この法律の施行の際現にされていてる第四

条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下「旧水産業協同組合法」という。)第八十七条の二第四項(旧水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、従属業務(第四条の規定による改正

後の水産業協同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。)第八十七条の二第二項第一号(新水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあっては新水産業協同組合法第八十七条の二第四項(新水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては新水産業協同組合法第百六十一条(第六号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

改正に伴う経過措置

二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。)が、現に子会社(新協同組合金融事業法第四条第一項に規定する子会社をいう。)としている新協同組合金融事業法第四条の四第一項各号

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五回  
に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる  
会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限  
る)に該当する子会社(新協同組合金融事業法  
第四条第一項に規定する子会社をいう。)としよ  
うとするときに係る部分を除く。)及び第六項の  
規定は、この法律の施行の際現に信用協同組合  
連合会(第六条の規定による改正前の協同組合  
による金融事業に関する法律(以下「旧協同組合  
金融事業法」という。)第二条第一項に規定する  
信用協同組合連合会をいう。)が旧協同組合金融事  
業法第四条の四第三項(同条第四項において  
準用する場合を含む。)、同条第五項において準  
用する旧協同組合金融事業法第四条の二第四項  
ただし書又は旧協同組合金融事業法第四条の四  
第六項の規定による認可を受けて当該信用協同  
組合連合会又はその子会社(旧協同組合金融事  
業法第四条第一項に規定する子会社をいう。)が  
旧協同組合金融事業法第四条の四第一項第七号  
の三に掲げる会社の議決権(旧協同組合金融事  
業法第四条第一項に規定する議決権をいう。)を  
合算してその基準議決権数(旧協同組合金融事  
業法第四条の六第一項に規定する基準議決権数  
をいう。)を超えて保有している場合における当  
該会社については、適用しない。

第十二条 この法律の施行の際現にされている旧  
協同組合金融事業法第四条の四第三項の規定に  
よる認可の申請(新協同組合金融事業法第四条  
の四第一項第一号に規定する從属業務を営む会  
社に係るものを除く。)は、新協同組合金融事業  
法第四条の四第三項の規定によりした認可の申  
請とみなす。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第七条の規定による改正後の信用金庫

法(以下「新信用金庫法」という。)第五十四条の規定する子会社をいう。)としている新信用金庫法第五十四条の二十三第三項、第十三項(信用金庫連合会が、現に子会社(新信用金庫法第三十二条第六項に当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社(新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)としようとするときに係る部分を除く。)及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に信用金庫連合会が第七条の規定による改正前の信用金庫法(以下「旧信用金庫法」という。)第五十四条の二十三第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、同条第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第四項ただし書又は旧信用金庫法第五十四条の二十三第九項の規定による認可を受けて当該信用金庫連合会又はその子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)が旧信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。)を合算してその基準議決権数(旧信用金庫法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

た認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新信用金庫法第八十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧信用金庫法第五十四条の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第二項本文に規定する事由（信用金庫連合会又はその子会社（旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）による旧信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の一に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により子会社対象会社（旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）としている信用金庫連合会は、新信用金庫法第五十四条の二十三第十二項本文に規定する事由（信用金庫連合会又はその子会社（新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）による新信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社（新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）としている信用金庫連合会とみなして、新信用金庫法第五十四条の二十三第十二項の規定を適用する。この場合において、旧信用金庫法第五十四条の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第一項

二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新信用金庫法第五十四条の二十三第三項に規定する事由の生じた日とみなす。

四条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)としている信用金庫連合会については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該信用金庫連合会の子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)となつた日を、新信用金庫法第五十四条の二十三第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第九条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。)第五十八条の五第三項、第四項(労働金庫連合会が、現に子会社新労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。)としている新労働金庫法第五十八条の五第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社(新労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。)としようとするときに係る部分を正前の労働金庫法(以下「旧労働金庫法」といいう。)第五十八条の五第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、同条第五項において準用する旧労働金庫法第五十八条の三第四項





が」を「子会社が」に改め、同条第二項中「第十一項の二第八項」を「第六条の二第五項」に、「同条第一項第十二号の三に掲げる会社」を「同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十二号の三に掲げる会社」を「同項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「第十一号の三に掲げる会社」を「同項第十五号に掲げる会社(同項第十二号の三から第十四号まで)」を「第十五号から第十七号までに、掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)」及び同条第七項」を「及び同条第四項」に改める。

第一百二十一条第一項第二号中「第十二号の二」を「第十四号」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき(第五号に該当する場合を除く。)」に改める。

第一百三十九条第一項中「第百六条第一項第十一号の二に掲げる会社」を「第百六条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が」に改め、同条第二項中「第百六条第八項」を「第百六条第五項」に、「同条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「同条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十三号の二に掲げる会社」を「同項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「子会社が」を「子会社が」に改め、同条第三項中「同項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に、「同項第十六号に掲げる会社」を「同項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」に改め、同条第九項中「第十二号の三から第十四号までに、掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)」及び同条第七項」を「及び同条第四項」に改める。

項中「第十三号の二から第十五号まで」を「第六号から第十八号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「(主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る)及び同条第七項」を「及び同条第四項」に、「定める業務」を「定めるもの」に改める。

第二百四十九条第一項第一号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に改め、同項第三号中「とき」を「とき(第五号に該当する場合を除く。)」に改める。

第二百四十九条第三号中「又は」を「(銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあっては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数(第二百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に、「銀行法」を「同法」に、「とき」を「とき」、又は第二百十一条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて郵便貯金銀行若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同条第十号中「子会社対象会社(同条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号において同じ。)」を「同条第九項に規定する子会社対象会社に、「又は」を「(保険業法第二百六条第一項第十六号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象会社を除く。)にあっては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数(第二百三十九条第一項に規定する基

準議決権数をいう。以下この号において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に、「保険業法」を「同法」に改め、「掲げる会社(の下に同条第九項に規定する)」を加え、「掲げる会社が同法第百六条第一項第十六号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて郵便保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき)」に改める。

(郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条规定による改正後の郵政民営化法(以下「新郵政民営化法」という)第百十一一条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便貯金銀行(郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。)が前条の規定による改正前の郵政民営化法(以下「旧郵政民営化法」という。)第一百十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便貯金銀行又はその子会社(同条第一項に規定する子会社をいう。)が旧銀行法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権(郵政民営化法附則第七条の規定により読み替えて適用する旧郵政民営化法第六十六条第一項に規定する議決権をいう。附則第三十四条において同じ。)を合算してその基準議決権数(旧郵政民営化法第百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している当該会社については、適用しない。

認可の申請は、従属業務(新郵政民営化法第百一条第九項に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあっては新郵政民営化法第百一条の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあっては新郵政民営化法第百二十条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

第三十四条 新郵政民営化法第百三十九条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便保険会社(郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。)が旧郵政民営化法第百三十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便保険会社又はその子会社(同条第一項に規定する子会社をいう。)が旧保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数(旧郵政民営化法第百三十九条第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している当該会社については、適用しない。

第三十五条 この法律の施行の際現にされている旧郵政民営化法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、従属業務(新郵政民営化法第百三十九条第一項に規定する従属業務をいう。)を営む会社に係るものにあっては新郵政民営化法第百四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)



項及び第六項を除く)、第四十条、第四十一条の三、第四十二条の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリスト

の財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正(平成二十六年法律第二百二十四号)の一部を次のように改定する。

第三十九条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)の一部を次のように改定する。

「第二条第一項中「第二条第一項第四十二号」を「第二条第一項第四十三号」に改める。

(金融商品取引法の一部を改正する法律の一部改正)(平成二十七年法律第三十二号)の一部を次のように改定する。

第四十条 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十二号)の一部を次のように改定する。

附則第二条第一項中「を新法」を「を金融商品

取引法」に、「並びに新法」を「並びに同法」に改め、「まで」の下に「第六十三条の九第六項」を加え、「係る新法」を「係る同法」に、「新法」を「同法」に、「並びに第六十三条の七」を「第六十三条の七並びに第六十三条の九第六項」に改める。(外国弁護士による法律事務の取扱い特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)第四十一条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令)

和二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第四十四号の改正規定中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

(罰則に関する経過措置)正規定中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

(政令への委任)

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(検討)

第四十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

#### 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 金融機関の業務範囲規制や出資規制の緩和による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 銀行等の付随業務に、銀行業に係る経営資源を主として活用して営む、地域の活性化や産業の生産性の向上等に資する業務を追加すること。

(二) 銀行等の子会社等の対象となる会社に、地域の活性化等に資する業務を営む会社を追加すること。

(三) 銀行等の子会社等である銀行業高度化等会社の業務に、地域の活性化や産業の生産性の向上に資する業務等を追加すること。

(四) 銀行等は、子会社対象会社以外の外国の会社について、競争力の確保等の事情に照らし必要であると認められる場合は、子会社に係る業務範囲にかかわらず継続的な保有を認めること。

#### 二 議案の可決理由

本案は、新型コロナウイルス感染症等の影響

による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森殿 財務金融委員長 越智 隆雄

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五号

〔別紙〕

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行及びその子会社等の業務範囲規制や銀行等の出資規制を緩和するに当たっては、銀行法が銀行の業務の公共性に鑑みながら、国民経済の健全な発展に資することを目的としていること

とを踏まえ、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止、他業リスクの排除の観点から、銀行グループが自己的の利益のみを追求することなく、国民経済の成長や地方創生のためにその役割を適切に果たすようモニタリングを行うとともに、本法附則第四十四条に検討条項があることを踏まえ、必要があると認めるときは、適時適切に制度の見直しを行うこと。

二 國際金融機能の強化のための海外の高度金融人材の呼び込みや金融事業者の参入の促進においては、本法や税制上の措置など費用面からの取組だけではなく、金融教育やイノベーション促進のための成長資金需要の拡大といった期待収益面からの取組を積極的に進めること。

三 移行期間特例業務及び海外投資家等特例業務制度の運用においては、国内外の投資家保護のため海外当局とも連携し適切なモニタリングを行うこと。

四 銀行等保有株式取得機構が保有する株式の受託会社を通じた議決権行使においては、コーポ

レートガバナンスが機能するよう適切に監視すること。また、同機構の存続期限がこれまで幾度も延長されていることを踏まえ、市場の動向をみながら、可能な限り早急に株式等の処分を進めること。

五 本法に基づく資金交付制度の運用に当たっては、制度上、勘定廃止の際に国庫に納付することとされている資金を活用することに鑑み、そ

に果たした役割などに鑑み、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。

六 五の資金交付制度の運用に当たっては、日本銀行が実施する「地域金融強化のための特別当座預金制度」との間で十分に連携することにより、地域金融機能の強化が効率的かつ効果的に実現されるよう努めること。

七 「物価安定の目標」を達成するための日本銀行による超低金利政策の長期化が、金融機関の資金利益の悪化を通じて金融仲介機能に悪影響を及ぼしえることに鑑み、日本銀行との共同声明である「アフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携」に掲げる目的を早期に達成するべく、正規雇用を促進することとともに、企業の生産性向上分を賃金に反映することで労働分配率を上昇させるための取組を一層積極的に行うこと。

#### 国家公務員法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

令和三年四月十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

「年齢六十年以上退職者」という。(又は年齢六十年に達した日以後に自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の規定により退職(自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げたる降任等(第八十一条の二—第八十一条の五)の六—第八十二条の八))を「年齢六十年以上退職者」という。)を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職(当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする官職でその職務が当該職に対する)を削り、「又は」を「及び」に、「すべて条件附」を「職員であつた者はこれに準ずる者のうち、人事院規則で定める者を採用する場合その他人事院規則で定める場合を除き、条件付」に、「その職員を「職員」に、「を下らない期間」を「の期間(六月の期間)とすることが適當でないと認められる職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間」に改め、同条第二項中「条件付採用に」を前項に定めるものほか、条件付任用にに改め、「又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」及び「これを」を削る。

第三章第二節第四款中第六十条の次に次の二条を加える。  
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)  
第六十条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退職する場合を除く)をした者は、この

十年に達した日以後に自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の規定により退職(自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げたる降任等(第八十一条の二—第八十一条の五)の六—第八十二条の八))を「年齢六十年以上退職者」という。)を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職(当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする官職でその職務が当該職に対する)を削り、「又は」を「及び」に、「すべて条件附」を「職員であつた者はこれに準ずる者のうち、人事院規則で定める者を採用する場合その他人事院規則で定める場合を除き、条件付」に、「その職員を「職員」に、「を下らない期間」を「の期間(六月の期間)とこれが適當でないと認められる職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間」に改め、同条第二項中「条件付採用に」を前項に定めるものほか、条件付任用にに改め、「又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」及び「これを」を削る。

第三章第二節第四款中第六十条の次に次の二条を加える。  
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)  
第六十条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退職する場合を除く)をした者は、この



る。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第八十一条の第七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十歳とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

第八十一条の四 前二条の規定は、臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。

間を含む)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から

員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

るものとした場合における異動期間の末日のある者を、その者がかた設管理監督職を占めていた翌日（他の官職への降任等をされた職員については、当該他の官職への降任等をされた

管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一

第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任(以下この目及び第八十九条第一項において「他の官職への降任等」という。)を行ふに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の官職への降任等に関する事項は、人事院規則で定める。

(管理監督職への任用の制限)

第八十一条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達してい

当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職(指定期間を除く。以下この項及び次項において同じ。)であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公

前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

官 報 (号外)

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

附則第一條第一項中「中附則第二條の規定は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定及び「これを」を削り、同条第二項を削る。附則第二条を削る。

附則第三条中「にいう」とび「による」を「に規定する」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第四条から第十二条までを削る。

附則第十二条中「規定施行前」を「規定の施行用短時間勤務職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改め

第八十九条第一項中「降給し、降任し、休職し、免職し」を「降給(他の官職への降任等に伴う降給を除く)、降任(他の官職への降任等に該当する降任を除く)、休職若しくは免職をしに、「これを」を「職員」に、「いちじるしく」を「著しく」に、「行わう」を「行おう」に、「その处分を「当該処分」に、「その職員」を「当該職員」に、「处分」を「当該処分」に改め、同条第二項中「いちじるしく」を「著しく」に改める。

し、「これに對し」を「當職者」に、「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改め

し、「これに改め、同条第二項中「これに對し」を「當職者」に、「第八十一条の四第一項若しくは第八十二条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に、「職員として在職していた」を「定年前再任

前に」に改め、「これを」を削り、同条を附則第三条とする。

附則第十三条中「一般職に属する」を削り、「基いて」を「基づいて」に、「においては」を「には」に、「以て、これを」を「もつて、当該特例」に改め、同条ただし書中「但し、その」を「ただし、当該」に改め、「この法律」を削り、同条を附則第四条とする。

附則第十四条中「各規定施行」を「各規定の施行」に、「現に」を「現に」に、「ついて」を「当たり」に改め、「これを」を削り、同条を附則第五条とする。

附則第十五条を削る。

附則第十六条中「基いて発せられる」を「基づく」に改め、「第二条の一般職に属する」及び「これを」を削り、同条を附則第六条とする。

附則第十七条を削る。

附則第十八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を附則第七条とする。

附則に次の二条を加える。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十二条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十二条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一	六十六
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二	六十七
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三	六十八

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十二条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する規定にかかわらず、同条第二項の規定によつては、第一項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超えて六十五年未満の範囲内で人事院規則

で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超えて七十年未満の範囲内で人事院規則で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

令和七年四月一日から令和十三年三月三十日までの間における前項に規定する職員に対する第八十二条の六第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次

令和五年四月一日から令和十三年三月三十日までの間ににおける国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)。以下この条及び次条において「令和三年国家公務員法等改正法」という。第一条の規定による改正前の第八十二条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員に対する第八十二条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中

「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超える範囲内で人事院規則で定める年齢	六十七年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十二年を超える範囲内で人事院規則で定める年齢	六十八年

第九条 任命権者は、当分の間、職員(臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員並びに令和三年國家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十八条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員その他の人事院規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第十二条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項及び第八項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第八条の二を削る。

第十二条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)の下に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中

者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「交通機関等(以下「」を「交通機関等(第一号及び次項において)に、「。以下」を「。第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の下に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同条第五項中「区域(以下)及び施設(以下)の下に「この項において」を加え、「料金(以下)を「料金(第一号において)に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十九条の四第二項中「第十九条の七第二項」を「第十九条の七第二項第一号イ及び第二号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」を削る。

第十九条の七第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額

の規定による情報の提供及び意思の確認を行なふことなく退職した場合における退職手当は、同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる職員に相当する職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員であつては同号に定める年齢とする。以下この条において同じ。)に達する日の所属する年度の前年度(当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの条の規定による情報の提供及び意思の確認を行なふことなく退職した場合における退職手当に關する特例措置その他の当該職員

「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条第一項中「又は人事院の」を「又は人事院が」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつてはをには」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に、「項に」を「規定に」に、「外」を「ほか」に改める。

附則第二項中「基いてなされた」を「基づいて行われた」に改める。

附則第三項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「但し、その者」を「ただし、当該未帰還職員」に改める。

附則第五項中「基き発せられた政令」を「基づく政令」に、「基き発せられたもの」を「基づく命令」に改める。

附則第六項中「もの」を「措置」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の九項を加える。

8 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が六十歳(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の四月一日(附則第十項において「特定日」という。以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第一項に規定する異動期間(同法第八十一条の五第一項又は第五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第八十条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。  
 一 臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員  
 二 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員

10 第二項の規定により同法第八十一条の二第一項に規定する異動期間(同法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第八十条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

11 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とある。

12 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第八項の規定の適用を受けた職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。)である、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところ

13 附則第十項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額と附則第十項の規定による俸給を支給する。

14 附則第十項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項(第十九条の七第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項及び第十九条の四第五項(第十九条の七第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用により当該俸給を支給する。

15 附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第七十五条第二項及び第十九条第一項の規定の適用については、同法第七十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは一般職の職員の給与に関する法律附則第八項」と、同法第八十九条第一項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定による降給」とする。

16 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による俸給月額、附則第十項の規定による俸給その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

年 定 年 用 時 間 動 員	前半											
	基 本 俸 給 額 円	基 準 俸 給 額 円										
187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400			

別表第一〇の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

別表第五イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定期前雇用時	年間労働員
基準俸給額	基準俸給額
円	円

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を一定年前再任用短時間勤務職員に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

別表第五口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

別表第二)再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、正表再任用職員の欄を次のように改め。②	定年前再任用短時間勤務職員		定期雇用職員		定年後再任用短時間勤務職員		定期雇用職員	
	基 俸給月額 円							
	210,100	240,800	263,300	315,400	356,800	389,900	441,000	521,400

別表第四イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再用 勤務 員	基準俸給月額											
	俸給月額	俸給月額	俸給月額									
241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400		

別表第四回の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定期雇用専門職員	定期雇用専門職員の賃金の調査					
	基 準 俸 給 額 円	基 準 俸 給 額 円	基 準 俸 給 額 円	基 準 俸 給 額 円	基 準 俸 給 額 円	基 準 俸 給 額 円
定期雇用専門職員	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000
定期雇用専門職員	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100	

別表第六イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年専用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のやうに改め。	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
	円	円	円	円	円	円
215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000	

別表第六イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のよう改める。	別表第六イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のよう改める。					
	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
定期前再任用短時間勤務職員	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000
定期前再任用短時間勤務職員	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100	

定期賃金 年間用時 短勤 賃金	定期賃金 月額	定期賃金 月額	
		基準 俸給月額	進歩 俸給月額
	円	円	円
247,600		293,200	310,700

別表第七再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。





掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。」とする。

(検察庁法の一部改正)

第四条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

法務大臣は、検事正の職を占める検事が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に他の職に補するものとする。

法務大臣は、年齢が六十三年に達した検事を

を検事正の職に補することができない。

第十条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前条第二項及び第三項の規定は、上席検察官について準用する。

第十一条中「第九条第二項」を「第九条第四項」に改める。

第二十条中「外、左の各号の二」を「ほか、次

の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、同条に次の二項を加える。

前項の規定により検察官に任命することができない者は、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の次に次の二項を加える。

第二十二条の二 検察官については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、「その他の検察官は年齢が六十三年に達した

時に」を削り、同条に次の二項を加える。

検察官については、國家公務員法第八十一

条の七の規定は、適用しない。

法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に検事に任命するものとする。

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条中「互に」を「互いに」に改め、同条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十二条の二中「この法律」を削り、「乃至第二十条」を「から第二十条の二まで」に、「乃至第二十五条」を「から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条」に、「昭和二十二年法律第百二十号」附則第十三条を「附則第四条に、基いて」を「基づいて」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十三条を附則第一条とし、第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を附則第二条とし、第三十七条规定から第四十二条までを削る。

附則に次の二条を加える。

第三条 令和五年四月一日から令和七年三月三十日までの間における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

前項の規定により検察官に任命することができない者は、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の次に次の二項を加える。

前項の規定により検察官に任命することができない者は、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の次に次の二項を加える。

第二十二条の二 検察官については、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、「その他の検察官は年齢が六十三年に達した

律第 号)による定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)附則第五条及び第六条第一項の規定による特例措置及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)附則第十二項から第十五項までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした日に国家公務員法第八十一條の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を探求するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

官は、年齢が六十四年」とする。

後、前項の規定によりその者の受けた俸給月額のほか、任命日の前日にその者が受けた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする)とする。

2 検察庁法第二十二条第三項の規定により検事に任命された者(第三条第一項に規定する準則(次項において単に「準則」という)で定める者を除く。)には、当分の間、当該任命の

日(以下この項において「任命日」という。)以

て、前項の規定によりその者の受けた俸給月額のほか、任命日の前日にその者が受けた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)と任命日と同項の規定によりその者の受けた俸給月額との差額に相当する額を俸給

をして支給する。

3 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受けた俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁法第二十五条及び国家公務員法第八十九条第一項の規定の適用について

は、検察庁法第二十五条中「前三条」とあるのは、「前二条又は検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)附則第五条第一項」と、同項中「伴う降給」とあるのは「伴う

降給及び検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)附則第五条第一項の規定による降給」とする。

2 前項の規定は、国家公務員法附則第四条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に

第五条 検事及び副検事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日以後、第三条第一項の規定によりその者の

基づいて、同法の特例を定めたものとする。  
(教育公務員特例法の一  
部改正)

第六条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一  
号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で

政令で定めるもの(次条及び第三十五条にお

いて「研究施設」という。)の職員のうち専ら研  
究又は教育に従事する者(以下この章及び附  
則第八条において「研究施設研究教育職員」と  
いう。)に対する国家公務員法の適用について  
は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表  
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄  
に掲げる字句とする。

第八十一条の二第二項	年齢六十年とする。ただし、次 の各号に掲げる管理監督職を占 める職員の管理監督職勤務上限 年齢は、当該各号に
第八十一条の五第一項 及び第三項	で当該
第八十一条の五第二項	で延長された
第八十一条の六第一項 及び第四項	で文部科学省令で定めるところに より任命権者が定める期間をもつ て当該

第八十一条の六第二項	第八十一条の六第二項	第八十一条の六第二項	第八十一条の六第二項
第八十一条の六第二項 年齢六十五年とする。ただし、 その職務と責任に特殊性がある こと又は欠員の補充が困難であ ることにより定年を年齢六十五 年とすることが著しく不適当と 認められる官職を占める医師及 び歯科医師その他の職員として 人事院規則で定める職員の定年 は、六十五年を超えて二十年を超 えない範囲内で人事院規則で定 める年齢とする	文部科学省令で定めるところによ り任命権者が定める	文部科学省令で定めるところに より任命権者が定める期間をもつ て延長された	定年に達した日から起算して一年 を超えない範囲内で文部科学省令 で定めるところにより任命権者が あらかじめ指定する日

第八十一条の六第二項	第八十一条の六第二項	第八十一条の六第二項	第八十一条の六第二項
第八十一条の六第二項 年齢六十年(同項第二号に掲げ る職員に相当する職員として人 事院規則で定める職員があつて は同号に定める年齢とし、同項 第三号に掲げる職員に相当する 職員のうち人事院規則で定める 職員にあつては同号に定める年 齢とする。以下この条において 同じ。)	同項中	第八十一条の六第二項中	第八十一条の六第二項中

第八十一条の七第一項	期限を定め	文部科学省令で定めるところによ り任命権者が定める期限をもつて 範囲内で文部科学省令で定めると ころにより任命権者が定める期間 をもつて
第八十一条の七第二項	範囲内で	

2 前項の規定により読み替えて適用する国家公務員法第八十一条の六第二項の規定により任命権者が研究施設研究教育職員の定年を定める場合における次に掲げる採用、昇任、降任及び転任に係る特例に関する必要な事項は、文部科学省令で定める。

一 国家公務員法第六十条の二第一項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びに同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任に附則に次の一条を加える。

(研究施設研究教育職員に関する特例)

第八条 研究施設研究教育職員に対する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

## 官報(号外)

				一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十一年法律第十九号)	年齢六十年に 当該年齢に
				六十歳(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢)	六十歳(次の各号に掲げる者以外の者にあつては、当該各号に定める年齢)
		附則第十 二項	附則第十 二項	六十歳(次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢)	六十歳(次の各号に掲げる者以外の者にあつては、当該各号に定める年齢)
		附則第十 三項	附則第十 三項	六十歳(前項各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢)	六十歳(前項各号に掲げる者以外の者にあつては、当該各号に定める年齢)
	同条第一項又は第二項	同項又は同条第二項	同項又は同条第二項	国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十九号)第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条第一項の規定により任命権者が定めていた年齢	国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十九号)第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条第一項の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢
	附則第十 三項	附則第十 三項	附則第十 三項	国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十九号)第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条第一項の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢	国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十九号)第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条第一項の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢
	同条第一項又は第二項	同項又は同条第二項	同項又は同条第二項	国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十九号)第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条第一項の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢	国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十九号)第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する令和三年国家公務員法等改正法第六条の規定による改正前の教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条第一項の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項の規定により任命権者が定めていた年齢
				第七条 警察法(昭和二十九年法律第一百六十二号)の一部を次のように改正する。 第十条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。 第五十六条の二の見出しを削り、同条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に、「以下单に」を「第三十八条の二第一項及び第六項第六号において單に」に改め、同条を第五十六条の五とする。	第七条 警察法(昭和二十九年法律第一百六十二号)の一部を次のように改正する。 第十条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改める。 第五十六条の二の見出しを削り、同条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に、「以下单に」を「第三十八条の二第一項及び第六項第六号において單に」に改め、同条を第五十六条の五とする。
				第五十六条の二の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。 第五十六条第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官については、国家公務員法第一百六条の二の規定は、適用しない。	第五十六条の二の見出しを削り、同条第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官については、国家公務員法第一百六条の二の規定は、適用しない。
				第五十六条の二を第五十六条の三とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。 (特定地方警務官に係る地方公務員法の特例) 第五十六条の四 警視総監又は道府県警察本部長は、国家公務員法第八十一条の二第一項に	第五十六条の二を第五十六条の三とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。 (特定地方警務官に係る地方公務員法の特例) 第五十六条の四 警視総監又は道府県警察本部長は、国家公務員法第八十一条の二第一項に

規定する管理監督職(以下この項において単に「管理監督職」という。)を占める特定地方警務官でその占める管理監督職に係る同条第二項に規定する管理監督職勤務上限年齢に達している特定地方警務官について、国家公安委員会の同意を得て、同条第一項本文に規定する異動期間(第五十六条の二第五項において「異動期間」)から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において単に「異動期間」という。)に、当該特定地方警務官としての在職に引き続き、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命するものとする。ただし、異動期間に、同法の他の規定により当該特定地方警務官について同法第八十一条の二第一項に規定する他の官職へ昇任、降任若しくは転任をされた場合又は同法第八十二条の二第一項の規定により当該特定地方警務官を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による任命を行うに当たつて警視総監又は道府県警察本部長が遵守すべき基準に関する事項その他の当該任命に関する。(地方警務官等に係る国家公務員法の特例)

第五十六条の二前条第一項の規定にかかるわらず退職時に特定地方警務官(地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)であつた者については、国

家公務員法第六十条の二の規定は、適用しない。

2 特定地方警務官は、第五十六条の四第一項の規定により任命されたときは、当該任命の時に一般職の国家公務員を退職する。

3 特定地方警務官に対する国家公務員法第八十一条の二及び第八十二条の七の規定の適用について、同法第八十二条の二第一項ただし書中「異動期間」とあるのは「当該職員が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第二項に規定する特定地方警務官である場合又は異動期間」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同法第八十二条の七第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する」とする。

4 第五十六条の四第一項の規定により任命された者に対する国家公務員法第八十二条の三の規定の適用については、同条中「他の官職への降任等」とあるのは「警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第二項において読み替えて準用する」とする。

5 第五十六条の四第一項の規定により任命された者と、「當該他の官職への降任等」とあるのは「當該任命」とする。

38 特定地方警務官に対する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)附則第九項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「国家公務員法」と、「(同法)とあるのは「警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」と、「(同法)とあるのは「警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員の規定による任命」と、「職員」とあるのは「者」と、「當該他の官職への降任等」とあるのは「當該任命」とする。

(自衛隊法の特例)

39 特定地方警務官に対する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条)附則第九項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「国家公務員法」と、「(同法)とあるのは「警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」と、「(同法)とあるのは「警察法第五十六条の二第五項において読み替えて準用する国家公務員法」とする。

40 第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五条)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十二条」に改める。

30 第三十条の二第一項第二号中「(非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。)」を削る。

31 第三十三条の三第一項中「第三十三条の六」の

第四十一条の二

任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(臨時的に任用された隊員その他の法律により定期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員が退職する場合を除く。)をした隊員(以下こ

の条及び第四十六条第二項において「年齢六十

年以上退職者」という。)又は年齢六十年に

に」とあるのは「特定任命に伴う退職に」と読み替えるものとする。

附則に次の二項を加える。

例)

(国家公務員法附則第九条の規定の適用の特例)

第三十一条の四第一項中「転任及び降任」を「降任及び転任」に、「並びに」を「第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。」並びに、「以下この項」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「転任、降任」を「降任、転任」に改め、「免職」の下に「第四十四条の二第一項の規定による降任及び転任を除く。」を加える。

第三十四条中「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項」を「第四十二条の二第一項」に、「同章」を「この章」に改める。

第四十一条の見出しを「(条件付採用)」に改め、同条第一項中「すべて条件付」を「隊員である者又はこれに準ずる者のうち、政令で定めた者を採用する場合その他政令で定める場合を除き、条件付」に、「その隊員が」「隊員が」に、「を下らない期間」を「の期間(六月の期間とすることが適當でないと認められる隊員として防衛省令で定める隊員にあつては、防衛省令で定める期間)」に改め、同条第二項中「条件付採用に」を「前項に定めるものにほか、条件付採用に」に改め、「及び条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについて」を削る。

第五章第二節中第四十二条の次に次の二条を加える。

(定年前再任用短時間勤務隊員の任用)

第四十一条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(臨時的に任用された隊員その他の法律により定期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員が退職する場合を除く。)をした隊員(以下この条及び第四十六条第二項において「年齢六十

達した日以後に國家公務員法の規定により退職（同法第八十一条の六第三項に規定する職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び第三項において「國家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。）を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（当該官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める隊員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項に指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職（以下「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十ー指定期間俸給表の適用を受ける隊員が占める官職（以下「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者は国家公務員法による年齢六十年以上退職者がこれらを採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務をする官職でその職務を規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者は、この限りでない。

2 前項の規定により採用された隊員（次項及び第四項において「定年前再任用短時間勤務

隊員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

3 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は國家公務員法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務隊員のうち当該定年前再任用短時間勤務隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとすると短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務隊員以外の隊員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、定年前再任用短時間勤務隊員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第五十二条中「及び」を、「第四十四条の二第二項又は第四十四条の五第三項の規定により降任される場合及び」に改める。

第四十四条の四の前の見出し並びに同条及び第四十四条の五を削る。

第四十四条の三第一項中「当該隊員の職務の特殊性又は当該隊員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職が自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる十分な理由がある」と「あると認める」を「存すると認められる」ところにより、「の下に」これら期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する隊員にあつては、当該隊員が占めている管理監督職に係る管理監督期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第四十四条の三を第四十四条の七とする。

第六十四条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「次条及び第四十四条の四」を「次条第一項及び第二項ただし書」に改め、同条第一項を

占めている隊員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務されることについて防衛大臣の定める場合に限るものとし、当該期限は、当該隊員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の退職により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の退職により、当該隊員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由

（管轄監督職勤務上限年齢による降任等）

第四十四条の二を第四十四条の六とし、同条

の前に見出しとして「（自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例）」を付する。

第四十四条の次に次の四条を加える。

（管轄監督職勤務上限年齢による降任等）

第四十四条の二 任命権者は、管理監督職（防衛省職員給与法第十一条の三第一項に規定す

る官職及びこれに準ずる官職として政令で定

める官職並びに指定職（これらの官職のう

ち、病院等に勤務する医師及び歯科医師が占

める官職その他のその職務と責任に特殊性が

あること）又は欠員の補充が困難であること

よりこの条の規定を適用することが著しく不

適当と認められる官職として政令で定める官

職を除く。）をいう。以下同じ。）を占める隊員

でその占める管理監督職に係る管理監督職勤

務上限年齢に達している隊員について、異動

期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した

日の翌日から同日以後における最初の四月一

日までの間をいう。以下同じ。）第四十四条

の五第一項から第四項までの規定により延長

された期間を含む。以下この項において同

じ。）に、管轄監督職以外の官職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該隊員の年齢を超える管

理監督職（以下この条及び第三項において同

じ。）の官職を「他の官職」という。）への降任又

は転任（俸給月額の引下げを伴う転任に限

る。）次のように改める。

2 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただ

し、その職務と責任に特殊性があること又は

欠員の補充が困難であることにより定年を年

齢六十五年とすることが著しく不適当と認め

られる官職を占める隊員として政令で定める

隊員の定年は、六十五年を超えて七年を超える

範囲内で政令で定める年齢とする。

る。)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該隊員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第四十四条の七第一項の規定により当該隊員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

（適用除外）  
し  
降任し  
又は転任する」とかできな

第四十四条の四 前二条の規定は、臨時的に任用された議員又は法皇にてり任期を定めること

用された隊員及び法律により任期を定めて任用された隊員には適用しない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び  
管理監督職への任用の制限の特例)

第四十四条の五 任命権者は、他の官職への降

任等をすべき管理監督職を占める隊員について、次に掲げる事由があると認めるときは、

当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間

の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定

年退職日がある隊員にあつては、当該異動期間の末日から同額で規定する定年退職

間の元日の翌日から同様に規定する定期通取日までの期間内。第三項において同じ。)で当

該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める隊員に、当該管理監督職を占めた

まま勤務をさせることができる。

当該隊員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等

により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすことを認められる事由について政令で定め

及はてと詰められを事由として政令で定め  
る事由

二、当該隊員の職務の特殊性を勘案して、当該隊員の他の官職への降任等により、当該

管理監督職の欠員の補充が困難となること

により自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定め

2  
る事由

2 住各権者は前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期

間を含む。)が延長された管理監督職を占める隊員について、前項各号に掲げる事由が引き

手続きあると認めるときは、防衛大臣の定める

ところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内に次条第一項に規定する定年退職日までの期間内、第四項において同じで延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として政令で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める隊員について、当該隊員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる事由として政令で定める事由があると認めるときは、当該隊員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている隊員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該隊員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これららの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める隊員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5- 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これららの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る隊員の降任又は転任に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条第一項中「これに対し」を「当該隊員に対し、」に改め、同条第二項中「これに対し」を「当該隊員に対し、」に、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項」を「第四十一条の二第一項又は前条第一項」に、「第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者」を「年齢六十年以上退職者となつた日若しくは第四十五条第一項の規定により退職した者若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職した者」に、「第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項」を「第四十一条の二第一項若しくは前条第一項」に改める。

第六十五条の二第二項第一号イ中「六十年」を

「六十五年」に改め、「自衛官」の下に「(防衛省職員給与法別表第二の陸将、海將及び空將の欄並びに陸將補、海將補及び空將補の(一欄又は)二欄の適用を受ける自衛官を除く。)」を加え、同号

規定の]に改める。

附則第六項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改める。

附則中第七項から第九項までを削り、第十項を第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8 令和五年四月一日から令和十三年三月三十日までの間における第四十四条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれ、それ同表の下欄に掲げる字句とする。

別表第二の陸將、海將及び空將の欄並びに陸將補、海將補及び空將補の(一欄又は)二欄の適用を受ける自衛官を除く。)」を加える。

第百十六条の二第一項中「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)」を「防衛省職員給与法」に改め、同条第二項中「附近」を「付近」に、「前項の」を「同項の

10 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超えて六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

11 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超えて六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

12 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する隊員に対する第四十四条の六第二項の規定の適用については、附則第八項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれ、それ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで	六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢	年齢六十六年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

9 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二百六十六号)。以下「令和三年国家公務員法等改正法」という。)第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める第四十四条の六第二項ただし書の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超えて六十五年を超えない範囲内で政令で定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で政令で定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで	七十年	七十年
令和九年四月一日から令和九年三月三十日まで	六十七年	六十七年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで	六十八年	六十八年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十日まで	六十九年	六十九年

13 令和五年四月一日から令和十三年三月三十日までの間における第六十五条の二第二項第一号イ及びハの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号イ及びハ中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで	六十四年

14 任命権者は、当分の間、隊員(臨時に任用された隊員その他の法律により任期を定めて任用された隊員及び非常勤の隊員並びに令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員及び同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員その他政令で定める隊員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十歳(同条第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員に相当する隊員として政令で定める年齢とし、同項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(当該前年度に隊員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行ふことができない隊員として政令で定める隊員にあつては、政令で定める期間)において、当該隊員に対し、政令で定めるところに定年の引上げに伴う当分の間の措置として講じられる防衛省職員給与法附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以

後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)附則第十二項から第十五項までの規定による当該隊員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職した場合における退職手当の基本額を当該隊員が当該退職をした日に第四十四条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五条第一項中並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は「自衛隊法第四十一条の二第一項」の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)並びに同法に、「次条」を「次条」

第二項」に、「。以下「を」。第九条及び別表第二項において「に改め、同条第二項中〔昭和二十七年法律第二百六十六号〕を削り、同条第四項中、第八条第二項」を第九条に改める。

第八条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、その考課の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を垂じて得た額とする。

**第九条** 再任用職員の俸給月額は、別表第二の  
再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、そ  
の者の属する階級に応じた額とする。

第十条第一項ただし書中二文は「を」又は「に、」  
自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十

四条の五第一項若しくは」を「即日定年前再任用

短時間勤務職員となつたとき、若しくは自衛隊

法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第二項に改め、同条第三項中「掲げた場合」の部分

項又は第四十五条の二第一項の規定により即日

職員となつた場合を除く]」を掲げる場合に、「離職した場合(自衛隊法第四十四条の四第

一項、第四十四条の五第一項又は】を「離職した

場合(即日定年前再任用短時間勤務職員となつた場合及び自衛隊法一四九条)。

第十八条の二第一項中「同項」を「同条第三項

中「とする」あるのは「とし、自衛隊法第四十  
五条の二第一項の規定により採用された職員

五条の二第一項の規定により採用された職員に

対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項に、「第十九条の七第二項第一号口及び第二号口」を「第十九条の七第二項各号中」のうち定年前再任用短時間勤務職員とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口に改め、「規定」の下に「と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十五(特定管理職員にあつては百分の五十五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十二、五)」を加える。

第二十二条の二第五項中「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は」を「定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法」に改める。

第二十七条の二中「第二十七条の八」を「(同条に、「者(以下)」を「者(第二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において)に改め、同条第一号中「第四十四条の二第二項本文」を「第四十四条の六第二項本文」に改め」。以下)」の下に「この条及び第二十七条の十四第一項において」を加え、同条第二号に次のように加える。



第二回目の給付金	支給する	支給し、年齢六十年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間(以下この項及び次項において「後期算定基礎期間」という。)に係るものを作成し、防衛省令で定める月であつてその者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月後最初に到来するものに後期算定基礎期間に係る第一回目の給付金(同項及び第三項において「第二回目の給付金」という。)を、その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に後期算定基礎期間に係る第二回目の給付金(次項及び第三項において「第四回目の給付金」という。)をそれぞれ支給する	前項に規定する期間に係る第二回目の給付金(以下「第二回目の給付金」という。)
得た額とする	次条において	以下	前項に規定する期間に係る第二回目の給付金(以下「第二回目の給付金」という。)
算定期間	算定期間	以下	前項に規定する期間に係る第二回目の給付金(以下「第二回目の給付金」という。)
(退職の日において定められて いるその者に係 る定年に達する 日の翌日から自 衛官以外の職員 の定年に達する 日までの期間を いう。以下同 じ。)	(退職の日において定められて いるその者に係 る定年に達する 日の翌日から自 衛官以外の職員 の定年に達する 日までの期間を いう。以下同 じ。)	次条において	前項に規定する期間に係る第二回目の給付金(以下「第二回目の給付金」という。)
算定期間の 算定期間	算定期間	以下	前項に規定する期間に係る第二回目の給付金(以下「第二回目の給付金」という。)
得た額とする	前期算定期間の 算定期間	以下	前項に規定する期間に係る第二回目の給付金(以下「第二回目の給付金」という。)

## 第二十七条の六第二項

及び

第三回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する第三回目の給付金をいう)、第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう)。並びに前期算定基礎期間(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する前期算定基礎期間をいう。次項において同じ)。及び後期算定基礎期間(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。次項において同じ)。

規定期間をいう。次項において同じ)。及び後期算定基礎期間(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する後期算定基礎期間をいう。次項において同じ)。

## 第二十七条の六第三項

係る

第二十七条の七第一項	前条第一項	前条第一項	前条第一項	第一回目の給付	第二回目の給付
員の定年	自衛官以外の職	次条第一項	次条第一項	金の額	金の額
年齢六十年	年齢六十年	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る	前期算定基礎期間及び後期算定基礎期間に係る	第一回目の給付	第二回目の給付
		次条第一項	次条第一項	金の額	金の額

附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えられた第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第二十七条の四から第二十七条の七まで、第二十七条の九及び第二十七条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

## 第二十七条の四第一項

退職した日 年齢六十年に達する日の翌日

退職した日 年齢六十年に達する日の翌日

退職した日 年齢六十年に達する日の翌日

退職した日 年齢六十年に達する日の翌日

第二十七条の四第一項	退職した日 年齢六十年に達する日の翌日				
「退職の翌年」	「六十一歳の年」	「六十一歳の年」	「六十一歳の年」	「六十一歳の年」	「六十一歳の年」
退職の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで	退職した日の属する年の翌年まで
六 一 七 一 四	三 一 四 五	一 一 三 八	一 一 三 八	一 一 三 八	一 一 三 八
第二回目の給付 金の額は、これ ら	第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。)の額は、附則第十 二項の規定により読み替えられた同条第二項及 び第三項	第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。)の額は、附則第十 二項の規定により読み替えられた同条第二項及 び第三項	第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。)の額は、附則第十 二項の規定により読み替えられた同条第二項及 び第三項	第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。)の額は、附則第十 二項の規定により読み替えられた同条第二項及 び第三項	第四回目の給付金(附則第十二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する第四回目の給付金をいう。以下同じ。)の額は、附則第十 二項の規定により読み替えられた同条第二項及 び第三項

		第一回目の給付	第四回目の給付金
第二十七条の九第一項及び第五項	第一回目の給付	第三回目の給付金	
第二十七条の十一第一項	第一回目の給付	第四回目の給付金	
第二十七条の十一第二項	第一回目の給付	第三回目の給付金	
第二十七条の十一第二項	退職した日	六十一歳の年	
第二十七条の十一第二項	退職した日	六十一歳の年	
第二十七条の十一第二項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日	
第二十七条の十一第二項	退職した日	六十一歳の年	
第二十七条の十一第四項	第二回目の給付	第四回目の給付金	
第二十七条の十一第六項	第一回目の給付	第三回目の給付金	
第二十七条の十一第六項	金	金	
第二十七条の十一第七項	第一回目の給付	第三回目の給付金	
第二十七条の十一第八項	退職の翌年	六十一歳の年	
第二十七条の十一第十項	第二回目の給付	第四回目の給付金	
第二十七条の十一第十項	金	金	
第二十七条の十一第十項	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日	
第二十七条の十一第十項	退職の翌年	六十一歳の年	
第一回目の給付	第三回目の給付金		
第一回目の給付	金	金	
第一回目の給付	第四回目の給付金		

16

附則第五項から前項までに定めるもののほか、附則第五項の規定による俸給月額、附則第七項の規定による俸給その他附則第五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定めること。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額
	274,300	331,100

別表第一中「第八条」を「第九条」に改める。

(会計検査院法の一部改正)

第十条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十  
二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「七年」を「五年」に改め、同条  
第三項中「満六十五才」を「満七十歳」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(実施のための準備等)

第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法(以下「新国家公務員法」という。)の規定による職員(国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者(同法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下の項及び次項並びに次条から附則第六条

3

特定地方警務官(第七条の規定による改正後の警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。附則第六条第十一項及び第十二条第九項において同じ。)に対する前項の規

定の適用については、同項中「任命権者」とあるのは「警視総監又は道府県警察本部長」と、「対し」とあるのは「対し、第七条の規定による改正後の警察法附則第三十八項の規定により読み替えて適用する」とする。

4 第四条の規定による改正後の検察庁法(次項及び附則第十六条第一項において「新検察庁法」という。)の規定による検察官の任用、分限その他人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

5 法務大臣は、施行日の前日までの間に、施行

日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六

十�年に達する検察官(検事総長を除く。)に対

し、新検察庁法附則第四条の規定の例により、

同条に規定する給与に関する特例措置及び退職手当に関する特例措置その他の当該隊員が年

給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を探求するものとともに、同

日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

6 第八条の規定による改正後の自衛隊法(以下

「新自衛隊法」という。)の規定による隊員(自衛

隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下

同じ。)の任用、分限その他の人事行政に関する

制度の円滑な実施を確保するため、任命権者

(同法第三十二条第一項の規定により隊員の任

免について権限を有する者をいう。以下この項

及び次項並びに附則第八条から第十二条までに

おいて同じ。)は、長期的な人事管理の計画的推

進その他必要な準備を行うものとし、防衛大臣は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

7 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行

日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六

十�年に達する隊員(当該隊員が占める官職に係

る第八条の規定による改正前の自衛隊法(以下

「旧自衛隊法」という。)第四十四条の二第二項に

規定する定年が年齢六十年である隊員に限り

て、新自衛隊法附則第十四項の規定の例に

より、同項に規定する給与に関する特例措置及

び退職手当に関する特例措置その他の当該隊員

が年齢六十年に達する日以後に適用される任

用、給与及び退職手当に関する措置の内容その

他の必要な情報を探求するものとともに、同

日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

#### (国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新国家公務員法第六十条の二の規定は、

施行日以後に退職をした同条第一項に規定する

年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、

給与及び退職手当に関する措置の内容その他の

必要な情報を探求するものとともに、同

日の翌日以後における勤務の意思を確認するよ

う努めるものとする。

第三条 新国家公務員法第六十条の二の規定は、

施行日以後に退職をした同条第一項に規定する

年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、

給与及び退職手当に関する措置の内容その他の

必要な情報を探求するものとともに、同

日の翌日以後における勤務の意思を確認するよ

う努めるものとする。

第三条 新国家公務員法第六十条の二の規定は、

施行日以後に退職をした同条第一項に規定する

年齢六十年以上退職者(次項において「新国家公

務員法による年齢六十年以上退職者」という。)及び同条第一項に規定する自衛隊法による年齢

六十年以上退職者(次項において「新自衛隊法に

よる年齢六十年以上退職者」という。)について適用する。

2 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令

和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和

十三年四月一日をいう。以下この項において同

じ。)から基準日の翌年(三月三十一日までの

間、基準日における新国家公務員法定年相当年

齢(新国家公務員法第六十条の二第一項に規定す

る短時間勤務の官職であつて同項に規定する

指定職(次条第一項及び附則第六条第三項にお

いて「指定職」という。)以外のもの(附則第六条第二項を除き、以下この条及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の官職」といふ。)を占める職員が、常時勤務をする官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。)が基準日の前日における新国家公務員法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職(法定年相当年齢を超える短時間勤務の官職(法定年相当年齢が新国家公務員法第八十一条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の官職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の官職その他の人事院規則で定める短時間勤務の官職(以下この項において「新国家公務員法定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」といふ。)による。基準日の前日までに新国家公務員法による年齢六十年以上退職者又は新自衛隊法による年齢六十年以上退職者となつた者(基準日前から新国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者及び基準日前から新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職(以下この項において「新国家公務員法定年相当年齢引上げ短時間勤務官職」といふ。)による年齢六十年以上退職者(次項において「新自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。)について適用する。

3 平成十一年十月一日前に新国家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員(次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国家公務員法第八十二条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)附則第四条第一項若し

くは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していった期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国家公務員法勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長



に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の未日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職にあつては、人事院規則で定める年齢)をいう)に達している者を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新国家公務員法第六十条の二第三項の規定にかかるわらず、前条第二項各号に掲げる者たち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にあらる者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢に達している者(新国家公務員法第六十条の二第一項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く。)を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された職員の任期について、前条第三項の規定を準用する。

ち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなされ、その場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧国家公務員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる職員の任期は、同項の規定にかかるらず、施行日における旧国家公務員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 任命権者は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他的人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める年齢）に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る新国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年に達した職員以外の職員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

家公務員法第六十条の二第三項の規定の適用について、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)」以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した職員のうち該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧国家公務員法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他的人事院規則で定める官職につては、人事院規則で定める年齢)をいう。」に達している職員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した職員のうち該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新国家公務員法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第二項に規定する定年をいう。)に達している職員」とする。

八十一条の六第二項に規定する定年(短時間勤務の官職にあっては、当該短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年)をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新国家公務員法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の人事院規則で定める官職(以下この項において「新国家公務員法定年引上げ官職」という。)に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している者(当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める者)を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国家公務員法定年引上げ官職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された職員のうちは基準日の前日において同日における当該新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達している職員(当該人事院規則で定める官職にあっては、人事院規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該職員は当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国家公務員法定年引上げ官職に係る新国家公務員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国家公務員法第六十条の二第三項の規定を適用する。

職員とみなして、新國家公務員法第八十二条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは「國家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)」以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。附則第四条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第一条の規定による改正前の第八十一条の四第一項若しくは第八十二条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に新國家公務員法第八十二条第二項前段に規定する退職又は先の退職

がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同項第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員としての在職期間を含まないものとする。

9 研究施設研究教育職員への採用についての前二条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、附則第四条第三項(前条第三項において

準用する場合を含む。)中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

10 附則第四条第二項又は前条第二項の規定による研究施設研究教育職員への採用並びにこれら

の規定により採用された研究施設研究教育職員の昇任、降任及び転任に関し必要な経過措置は、第六項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める。

11 檢察官及び退職時に特定地方警務官であつた者については、前二条の規定は、適用しない。

第七条 暫定再任用職員(短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下

この項及び次項において同じ。)の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員としての在職期間に適用される一般職

の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十二条第二項、第十六条第二項及び第二十二条第一項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与法第十九条の四第三項の規定を適用する。

6 新一般職給与法第十九条の七第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 附則第二十四条の規定による改正後の国家公

務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)。附則第十二条第五項において「新寒冷地手当法」という。)の規定並びに一般職の給与に関する法律第八条第四項、第七条及び第九項から第十一項まで、第十条の四、第十二条、第十三条の二及び第十四条並びに新一般職給与法第八条第五項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項及び第十九項から第十一項まで、第十一条の四、第十二条、第十三条の二、第十四条の二、第十五条及び第十九項まで、第十二条の五から第十七条までの間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する法律第六条第二項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第八条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第二項の規定による改正後の国家公務員退職手当法(附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは「自衛隊法」と、「第四十五条の二第二項」とあるのは「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第四条第一項若しくは第二項」とする。

8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法(附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは「自衛隊法」と、「第四十五条の二第二項」とあるのは「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)附則第四条第一項若しくは第二項」とする。

9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第十九条の規定による改正後の育児休業法(附則第十二条において「新育児休業法」という。)第二十六条第一項並びに附則第二十条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第二項、第六条第一項ただし書及び第二項ただし書、第七条第二項、第十二条第一項ただし書及び第二項第一項並びに第二十三条の規定を適用する。

10 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

(自衛隊法の一部改正に伴う経過措置)

再任用職員の任用その他の暫定再任用職員に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

第八条 新自衛隊法第四十二条の二の規定は、施

行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者(次項において「新自衛隊法による年齢六十年以上退職者」という。)及び同条第一項に規定する国家公務員法による年齢六十年以上退職者(次項において「新国家公務員法による年齢六十年以上退職者」という。)について適用する。

員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者(当該政令で定める短時間勤務の官職

(二)又は国家公務員法等の一部を改正する法律  
(令和三年法律第二号)附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在籍しているを期間告げくまとする。

ら基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年(新自衛隊法第四条の六第二項に規定する定年)をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。が基準日の前日における新自衛隊法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年)を超える官職(基準日における新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年である官職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している隊員のうち、基準日の前日において同日における当該官職に係る新自衛隊法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年)に達している隊員(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員)を、昇任し、降任し、又は転任する。

9 第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律(附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」とい

う。)附則第五項から第十一項まで及び第六項の規定は、第五項又は第六項の規定により勤務している隊員には適用しない。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な

事項は政令で定める。

要する官職(指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第十一條第四項において同じ。)に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める年齢)に達している者を、政令で定めるところにより、從前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、該當當時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 旧自衛隊法第四十四条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧自衛隊法の規定により退職した者(前二号及び第五号から第七号までに掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

四 施行日前に旧国家公務員法の規定により退職した者(旧国家公務員法第八十一条の三第一項又は第二項及び附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務した後退職した者を含む。)のうち、前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 施行日前に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

六 施行日前に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により勤務した後退職した者

七 施行日前に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した

2  
令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする當時勤務を要する官職に係る新自衛隊法定年に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する官職に採用することができる。

一 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新自衛隊法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新自衛隊法の規定により退職した者(前三号及び第六号から第八号までに掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

五 施行日以後に新國家公務員法の規定により退職した者のうち、前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

六 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項の規定により退職した者

七 施行日以後に自衛隊法第四十五条第二項の規定による政令で定める定年に達した者であつて、同条第三項又は第四項の規定により

八 施行日以後に自衛隊法第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日以前に退職した者のうち勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

第十条 任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年)施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢)をいう。に達している者を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にあつて、当該者を採用しようとする短時

間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢に達している者(新自衛隊法第四十一条の二第二項の規定により当該短時間勤務の官職に採用することができる者を除く)を、政令で定めるところにより、従前の勤務実績その他の政令で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の官職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された隊員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第十一條 施行日前に旧自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員(以下この項及び次項において「旧自衛隊法再任用隊員」という。)のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する官職を占める隊員は、施行日に、附則第九条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかるらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧自衛隊法再任用隊員のうち、この法律の施行の際現に旧自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる隊員の任期は、同項の規定にかかるらず、施行日における旧自衛隊法再任用隊員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 任命権者は、暫定再任用隊員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 任命権者は、附則第九条第一項又は前条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を

昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する官職に係る旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあっては、政令で定める官職に係る新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年に達した隊員以外の隊員を、当該常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

前二条の規定が適用される場合における新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務隊員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第号。以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）附則第九条第一項又は第十条第一項の規定により採用した隊員のうち当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る旧自衛隊法定年相当年齢（短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が當該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における令和三年国家公務員法等改正法の施行の日以後に設置された官職その他の政令で定める官職にあつては、政令で定める年齢）をいう。）に達している隊員及び令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第二項又は第十二条の規定による改正前の第四十四条の二第二項

隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る新自衛隊法定年相当年齢(短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第四十四条の六第二項に規定する定年をいう)に達している隊員」とする。

6 任命権者は、附則第六条第六項に規定する基準日(以下この項において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新自衛隊法定年(新自衛隊法第四十四条の六第二項に規定する定年(短時間勤務の官職にあっては、当該短時間勤務の官職を占める隊員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における同項に規定する定年)をいう。以下この項において同じ。)が基準日の前日における新自衛隊法定年を超える官職及びこれに相当する基準日以後に設置された官職その他の政令で定める官職(以下この項において「新自衛隊法定年引上げ官職」という。)に、附則第九条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達している者(当該政令で定める官職にあっては、政令で定める者)を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新自衛隊法定年引上げ官職に、附則第九条第二項又は前条第二項の規定により採用された隊員のうち基準日の前日において同日における当該新自衛隊法定年の前日における新自衛隊法定年に達していない

る隊員(当該政令で定める官職にあつては、政令で定める隊員)を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該隊員は当該隊員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新自衛隊法定年引上げ官職に係る新自衛隊法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新自衛隊法第四十一条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは、「国家公務員法等」の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)以下この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。附則第九条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号から第七号まで若しくは第六号から第八号までに掲げる者はとなつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「又は」であるのは「又は令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の第四十四条の四第一項若しくは第四十四条の五一第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間、令和三年国家公務員法等改正法附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国家公務員法等改正法附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員として在職していた期間若しくは」とする。

二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く隊員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の隊員としての在職期間を含まないものとする。

9 退職時に特定地方警務官であった者について  
は、前二条の規定は、適用しない。

第十二条 暫定再任用隊員(短時間勤務の官職を占める暫定再任用隊員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務隊員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の俸給月額は、当該暫定再任用隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用隊員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用隊員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第三十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務隊員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務隊員が定年前再任用短時間勤務隊員であるものとした場合に適用される防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤

務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同法第四条の二第三項の規定により当該暫定再任用

短時間勤務隊員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務隊員の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務隊員及び新育児休業法第二十七条第一項において準用する育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の隊員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する新一般職給与法第十二条第二項及び第十六条第二項の規定を適用する。

5 新寒冷地手当法の規定並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項、第十二条及び第十四条(初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の五から第十二条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)に係る部分に限る)並びに新防衛省職員給与法第五条第一項の規定は、暫定再任用隊員には適用しない。

6 暫定再任用隊員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは「自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項」とあるのは「第四十五条の二第一項」である。この法律の施行最初に任命される検査官(任期中に欠けた検査官の後任として任命される検査官を除く。)の任期は、第十条の規定による改正後の会計検査院法(次項において「新会計検査院法」という。)第五条第一項の規定にかかるわらず、四年とする。

7 暫定再任用短時間勤務隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、新育児休業法第二

十七条第一項において準用する新育児休業法第二十六条第一項並びに自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める勤務時間及び休暇の規定を適用する。

8 前三条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用隊員の任用その他暫定再任用隊員に関し必要な事項は、政令で定める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 新防衛省職員給与法第二十七条の二及び附則第十二項から第十五項までの規定は、施行日以後に退職した同条に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められる当該若年定年退職者に係る定年に達する日が

施行日以後であるものに係る若年定年退職者給付金について適用し、退職の日において定められたる当該若年定年退職者に係る定年に達する日が

施行日以後に退職した同条に規定する若年定年退職者であつて、退職の日において定められたる当該若年定年退職者に係る定年に達する日が

。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第十五条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置とは、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

第十六条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法若しくは新自衛隊法に規定する管

理監督職勤務上限年齢による降任等若しくは定年再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす

る。

2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評

価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第十七条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第八十一条の二第二項各号」を「第八十一条の二第一項中「人事院規則で定める官職を」とあるのは「行政執行法人の長が定める官職を」と、同条第二項各号、同法第八十一条の五第一項各号及び第三項、第八十一条の六第二項並びに第八十一条の七第一項各号並びに同法附則第八条第三項及び第五項の表」に、「第八十一条の三第二項を「第八十一条の五第二項及び第四項並びに第八十一条の七第二項に改め、「ときは」との下に「同条第一項に改め、「ときは」との下に「同条第一項に延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得た」とあるのは「延長した」と「とする」を「と、同法附則第八条第二項及び第四項中「として行政執行法人の長規則で」とあるのは「として行政執行法人の長が」と、同項中「人事院規則で定める年齢」と、「とあるのは「行政執行法人の長が定める年齢」と」とあるのは「行政執行法人の長が相当する職員」と「と、同法附則第九条中「相当する職員として人事院規則で」とあるのは「相当する職員として行政執行法人の長が」と、「のうち人事院規則で」とあるのは「のうち行政執行法人の長が」と、「その他人事院規則で」とあるのは「その他行政執行法人の長が」とするに改める。

第十八条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「執行官について」の下に「第六十条の二」を加え、「第八十一条の六まで」を「第八十一条の八まで並びに附則第八条及び第九条」に改め、本則第十号中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。  
(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十九条 国家公務員の育児休業等に関する法律  
の一部を次のように改正する。

第一項第一号並びに第二十三条の項中「第六条  
第一項及び第二項」を「第六条第一項ただし書及  
び第二項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」  
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第二十六条第一項中の定める」を「で定める」  
に、「第八十一条の四第一項又は第八十一条の  
五第一項の規定により採用された職員で同項に  
規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第  
六十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時

則第八項の規定の適用については、同項中「  
とする」とあるのは、〔〕に、国家公務員の育  
児休業等に関する法律(平成三年法律第百九  
号)第十七条の規定により読み替えられた勤  
務時間法第五条第一項ただし書の規定により  
定められたその者の勤務時間を同項本文に規  
定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た  
額とする」とする。

2 第二十二条の規定による勤務をしている職  
員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける  
場合における同条の規定の適用については、  
同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及

ひ附則第二条第一項とする。

**第三条** 育児短時間勤務職員に対する検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第十七号)附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、D)

に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、

休暇等に関する法律(平成六年法律第三十二号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額と

する」とする。

二十二条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律附則) 第五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え)

第四条 第二十七条第一項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条规定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 第二十七条第一項において準用する第二十二条の規定による勤務をしている職員が防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用を受ける場合における第二十七条第一項の規定の適用については、同項の表第二十二条の項中及び第二十七条第一項とあるのは、「第二十七条第二項及び附則第四条第一項」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正)

第二十条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを」「第六十条の二第二項に規定する定年再任用短時間勤務職員に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

十条の四」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十二条第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条の表第五条第一項の項中「の定める」を「で定める」に改め、同表第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第十一條、第十七条

令和三年四月二十七日 衆議院会議録第二十五

び自衛隊法」に改める。  
附則を附則第一条とし、同条に見出しつけて  
「〔施行期日〕」を付し、附則に次の三条を加える。  
(給与法附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え)  
第二条 育児短時間勤務職員に対する給与法附則

する」とする。  
第二十二条の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五条第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三条第一項」とする。

する法律の一部を次のように改正する。  
第五条第二項中「第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの」を「第六十条の二第二項に規定する定年再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

める。

第六条第一項ただし書及び第一項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項及び第四項中「の定める」を「で定める」に改める。

第七条第二項中「の定める」を「で定める」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条、第十七条第一項第一号及び二十

三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「附則第十六条」を「附則第六条」に、「規定施行前になした」を「規定の施行前にした」に、「掲げる」を「規定する」に、「関する」を「対する」に改める。

（行政執行法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第二十二条 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「附則第十六条」を「附則第六条」に改め、同条第二項中「附則第十三条」を「附則第四条」に改める。（国家公務員宿舎法等の一部改正）

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「第八十一条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改め

一 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第二号イ

三項」を加える。

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三項、第五項た

だし書、第六項、第七項、第十二項、第十七

項及び第二十九項

三 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第一項中「第四十四条の五第一項」を

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正）

第二十四条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「限り、同法第八十一条の四第一項

又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く」を「限る」に改める。

（国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 国家公務員退職手当法等の一部を改

正する法律（平成十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十一項」を「附則第六

項」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 国家公務員退職手当法の一部を改

正する法律（平成十七年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第二十一項から第

二十三項まで及び第二十六項」を「附則第六項から第八項まで及び第十一項」に改める。

（行政執行法人の労働関係に関する法律の一部改正）

第二十五条 国家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第五条まで」の下に「又は附則

（國家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律の一部改正）

第二十九条 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号中「第九条」を「附則

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十条 次に掲げる法律の規定中「第二十

条の五第一項」を「第六十条の二第一項」に改め

（特例期間」という。」を削り、「第十条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

附則第七項中「第五条」の下に「又は附則第十

一項から第二十三項まで及び第二十六項」を「附

則第六項から第八項まで及び第十一項」に改め

（特例期間」という。」を削る。

附則第五条中「前三条」を「前条」に改め、同条

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第二十六条 自衛隊員倫理法（平成十一年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四十四条の五第一項」を

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

第二十七条 国家公務員退職手当法等の一部を改

正する法律（平成十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第二十一項」を「附則第六

項」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 国家公務員退職手当法等の一部を改

正する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第八十二条の六第一項」を

（第八十二条の六第一項）に、「第八十二条の三

第一項」を「第八十二条の七第一項」に改める。

（第八十二条の六第一項）を削る。

（第八十二条の六第一項）に、「第四十四条の三第一項」を「第八十二

一条の七第一項」に、「第四十四条の三第一項」を

（第八十二条の六第一項）に改める。

（第八十二条の六第一項）を削る。

（第八十二条の六第一項）に、「第四十四条の七第一項」を「第八十二

一条の七第一項」に、「第四十四条の七第一項」を

（第八十二条の六第一項）に改める。

（第八十二条の六第一項）を削る。

（第八十二条の六第一項）に、「第四十四条の七第一項」を「第八十二

一条の七第一項」に、「第四十四条の七第一項」を

（第八十二条の六第一項）に改める。

（第八十二条の六第一項）を削る。

（第八十二条の六第一項）に、「第四十四条の七第一項」を「第八十二

一条の七第一項」に、「第四十四条の七第一項」を

（第八十二条の六第一項）に改める。

（第八十二条の六第一項）を削る。

（第八十二条の六第一項）に、「第四十四条の七第一項」を「第八十二

一条の七第一項」に、「第四十四条の七第一項」を

（第八十二条の六第一項）に改める。

る。

一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十

一条第三項第一号

二 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第

一百七号）第十九条の二第四項第一号

（国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正）

第三十二条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）の一部を次のよう

に改正する。

第四条第二号中「第八十二条の二第一項」を

（第八十二条の二第一項）に、「第八十二条の三

第一項」を「第八十二条の七第一項」に改める。

（第八十二条の二第一項）を削る。

（第八十二条の二第一項）に、「第四十四条の七第一項」を「第八十二

一条の七第一項」に、「第四十四条の七第一項」を

（第八十二条の二第一項）に改める。

（第八十二条の二第一項）を削る。

（第八十二条の二第一項）に、「第四十四条の七第一項」を「第八十二

一条の七第一項」に、「第四十四条の七第一項」を



なお、本案に対し、日本維新の会・無所属の会の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

令和三年四月二十三日

衆議院議長 大島 理森殿  
内閣委員長 木原 誠一

### 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和三年三月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「抑制等」を「量の削減等」に、「第六十八条」を「第六十九条」に改める。  
第一条中「抑制等」を「量の削減等」に改める。  
第二条第二項中「抑制並びに」を「量の削減並びに」、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的・社会的条件に適したものを利用による地域の脱炭素化(次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発

生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。)のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの(以下「地域脱炭素化促進施設」という。)の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に使う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定

第二条第一項(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い

水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会(人の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収され

る温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。)の実現を旨として、国民並びに道府県並びに「都道府県及び指定都市等」に改め、「の指定都市」の下に「以下「指定都市」という。」を加え、「以下「指定都市等」という」をを

第三条第二項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第三項中「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第一号中「自然的条件」を「自然的・社会的条件」に改め、同項第二号及び第三号中「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「当該抑制等の」を「その」に改め、「行うとともに」の下に「必要な資金の確保」を加え、

同条第四項及び第五項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、「当該抑制等の」を「その」に改め、「行うとともに」の下に「必要な資金の確保」を加え、

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項を第十五項とし、同条第九項中「第五項」を「第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第八項を第十三項とし、同条第七項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項(第六項に規定する都道府県の基準を含む。)を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これら的事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。

12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項(第六項に規定する都道

十一項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」に改め、同項を同条第

十一項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第

を定めるよう努めるものとする。

市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

#### 一 地域脱炭素化促進事業の目標

#### 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域 (以下「促進区域」という。)

#### 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

#### 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行なう地域の脱炭素化のための取組に関する事項

#### 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

#### 六 地域の環境及び社会の持続的発展に資する取組

#### 7 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。  
第二十一条の次に次の二条を加える。  
(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例)

第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号口に掲げる事項に促進区域(農林漁業の健全な発展と調和のと

れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)第五条

第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。)においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業(同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備(以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。))の整備を含むものに限る。)と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であつて、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備(当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画(以下この項において「基本計画」という。)に定められているものを除く。)については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。)、第八条、第十一条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。

この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業に従つて再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

前項に規定する場合においては、市町村は、  
地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項の

進事業(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。)に関する同法第五条第四項

各号に掲げる事項を定めることができる。

#### 3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画(以下この項において「計画」とする。

該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。)、第八条、第十一条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。

この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業に従つて再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

前項に規定する場合においては、市町村は、  
地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項の

行計画協議会の運営に關し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

#### 第二十二条の二 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されるときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画(以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。)を作成し、地方公共団体実行計画(第二十二条第五項各号中「指定都市等」を「市町村」以下「計画定市町村」という。)の認定を申請することができる。

第一十二条の二 地域脱炭素化促進事業計画の認定

第一十二条の二 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)

三 地域脱炭素化促進事業の実施期間

四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

五 前号の整備と一体的に行なう地域の脱炭素化のための取組の内容

六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

七 第四号の整備及び第五号の取組を実施するためには必要な資金の額及びその調達方法

## 官報(号外)

<p>八 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項</p> <p>イ 地域の環境の保全のための取組</p> <p>ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p> <p>九 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 計画策定市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること。</p> <p>二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第一項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>一 温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事</p> <p>二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている同項に規定する民</p>	<p>有林(保安林(同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸林法(昭和三十一年法律第二百一号)第三条の規定により指定された海岸保全局区域内の森林(森林法第二条第一項に規定する森林をいう。)を除く。第二十二条の六第一項において「対象民有林」という。)において行う行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならぬものの 都道府県知事</p> <p>三 保安林において行う行為であつて、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事</p> <p>四 農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。)の目的に供される土地をいう。以下同じ。)を農地以外のものにし、又は農用地(農地又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供されるものをいう。以下同じ。)をいいう。以下同じ。)を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事</p> <p>五 国立公園(自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二条の八において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの</p>
<p>六 國定公園(自然公園法第二条第三号に規定する國定公園をいう。第二十二条の八において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事</p> <p>七 河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第二十三条の二(同法第二百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七条(同法第二百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定期間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十条の二の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいいう。第八項において同じ。)</p> <p>八 热回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二条の十第一項において同じ。)を行う行為(申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。) 都道府県知事</p>	<p>の又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないものの 環境大臣</p> <p>六 國定公園(自然公園法第二条第三号に規定する國定公園をいう。第二十二条の八において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事</p> <p>七 河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第二十三条の二(同法第二百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の登録を受けなければならない行為 河川管理者(同法第七条(同法第二百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定期間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。)に係る同法第二十条の二の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいいう。第八項において同じ。)</p> <p>八 热回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号)第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二条の十第一項において同じ。)を行う行為(申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。) 都道府県知事</p>
<p>九 指定区域(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいいう。第二十二条の十第二項において同じ。)の区域内において行う行為であつて、同法第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。) 都道府県知事</p> <p>六 都道府県知事は、第四項第四号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。</p> <p>一 農地を農地以外のものにする場合にあつて</p>	<p>の 都道府県知事</p> <p>五 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる行為 温泉法第四条第一項(同法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定にて読み替えて準用する場合を含む。の規定により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。</p> <p>二 前項第二号に掲げる行為 森林法第三十四条第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。</p> <p>三 前項第三号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。</p> <p>四 前項第八号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当すること。</p> <p>五 都道府県知事は、第四項第四号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。</p>

は、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
7 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第五号又は第六号に掲げる行為(自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る)に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。
8 河川管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三条の四の規定により同法第二十三条の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。
9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。
一 第四項第一号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第一条第一項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。) 環境大
臣
二 第四項第四号に掲げる行為(当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。) 農林水産大臣
10 環境大臣は、前項第一号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。
11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
一 第四項第一号に掲げる行為(自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項の規定により置かれる審議会その他の審議会)
二 第四項第二号に掲げる行為 都道府県森林審議会
12 農業委員会は、前項(第三号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が三十アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聽かなければならない。ただし、同法第四十一条第一項の規定による都道府県知事の指定が
されていない場合は、この限りでない。
13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第十一項の規定により意見述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聞くことができる。
14 計画策定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村(次項並びに第六十五条第六号及び第七号において「指定市町村」という。)である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第九号まで」とする。
15 第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画(第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。)について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。
16 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第七号まで」とする。
17 計画策定市町村は、第三項の規定による認定をしたときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知
されない場合は、この限りでない。
18 第十二条の三 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。)の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第21項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。)に従つて地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。
19 二 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第三項第一号から第三号までのいずれかに該当

ないものとなつたとき。

4 計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。

5 前条第三項から第十七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例)

第二十二条の四 地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二条の二第一項又は前条第一項の規定にかかるわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第二十二条の二第三項又は前条第一項の認定があつたものとみなす。

2 第二十二条の二第四項から第十七項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(温泉法の特例)

第二十二条の五 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十条の規定による行為を行つた場合には、農地法第四条第一項の規定による許可があつたものとみなす。

2 第二十二条の二第四項から第十七項までの規定は、計画策定市町村が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(森林法の特例)

第二十二条の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて対象民有林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行ふ場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一

2 第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一

2 第二十二条の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて対象民有林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行ふ場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一

2 第二十二条の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて対象民有林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行ふ場合には、これらの許可があつたものとみなす。

為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて保安林において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行つた場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(農地法の特例)

(河川法の特例)

第二十二条の七 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例)

(環境影響評価法の特例)

第二十二条の九 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二条の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三条の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があつたものとみなす。

(河川法の特例)

園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第二十二条の十 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項の規定による申請又は第二十二条の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る)が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二条の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があつたものとみなす。

(報告の微収)

第二十二条の十一 計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(援助)

第二十二条の十二 国及び都道府県は、市町村に對し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確實な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の十三 計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の十四 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の十五 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の十六 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の十七 計画策定市町村の長は、認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる第二十二条の二第二項第四号の整備、同項第五号の取組並びに同項第八号イ及びロに掲げる取組の実施状況について報告を求めることができる。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の十八 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の十九 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の二十 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十九第一項の規定は、適用しない。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の二十一 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行う第二十二条の二第二項の見出し中「排出抑制」を「量の削減」に改め、同条第二項中「抑制」を「量の削減」に改める。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

第二十二条の二十二 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて行う第二十二条の二第二項の見出し中「排出抑制」を「量の削減」に改め、同条第二項中「抑制」を「量の削減」に改める。

四号の整備 第二十二条の二第二項第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る)については、適用しない。

加え、「電子計算機」を「電子計算機」に改め、  
「記録する」の下に「とともに、当該ファイルに記  
録された事項を公表する」を加え、同条中第二項  
を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「遲  
滞なく」の下に「環境省令、經濟産業省令で定め  
るところにより」を加え、「事業所管大臣に通知す  
るとともに、」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。  
第三十条及び第三十一条削除

第三十二条第一項中「第二十九条第四項」を「第  
二十九条第一項及び第三項」に、「公表され、又は  
前条の規定により開示される」を「公表される」に  
改め、同条第三項中「経済産業大臣は」の下に「、  
遅滞なく」を加え、「電子計算機」を「電子計算  
機」に改め、「記録する」の下に「とともに、当該  
ファイルに記録された事項を公表する」を加え、  
同条第四項から第六項までを削る。

第三十三条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を  
「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。  
第三十四条中「第六十三条及び第六十五条」を  
「及び第六十四条」に改める。  
第三十六条第一項並びに第三十七条第二項第二  
号及び第四号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を  
「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。  
第三十八条第二項第一号中「現状及び」を「現  
状」に、「について」を「及び温室効果ガスの排出  
の量の削減等のための措置について、事業者及び  
住民に対する」に改め、同項第二号中「温室効果ガ  
スの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の  
削減等」に改める。

第三十九条第二項第一号中「現状及び」を「現  
状」に改め、「重要性」の下に「及び温室効果ガス  
の排出の量の削減等のための措置」を加え、同項  
第二号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室

効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四十条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制  
等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め  
る。

第四十五条第三項第二号中「第二条第六項各号」  
を「第二条第七項各号」に改める。

第五十八条及び第六十条中「温室効果ガスの排  
出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減  
等」に改める。

第六十一条第一項中「温室効果ガスの排出の抑  
制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改  
め、同条第二項中「関係都道府県知事」を「関係地  
方公共団体の長」に改める。

第六十二条第一号を削り、第二号を第一号と  
し、第三号を第二号とし、第四号を第三号とす  
る。

第六十三条を削り、第六十四条を第六十三条と  
する。

第六十五条第四項中「による」の下に「環境大  
臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び」を、「権限  
は」の下に「環境大臣の権限にあつては環境省令  
で定めるところにより、農林水産大臣の権限に  
あつては農林水産省令で定めるところにより、國  
土交通大臣の権限にあつては國土交通省令で定め  
るところにより、主務大臣の権限にあつては」  
を、「長に」の下に「それぞれ」を加え、同条を第六  
十四条とし、第七章中同条の次に次の二条を加え  
る。

(事務の区分)

第六十五条 この法律の規定により都道府県又は  
市町村が処理することとされている事務のう  
ち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九  
項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

一 第二十二条の二第四項第三号(第二十二条  
の三第五項及び第二十二条の四第二項におい  
て準用する場合を含む。)の規定により都道府  
県が処理することとされている事務

六 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三  
第五項及び第二十二条の四第二項において準  
用する場合を含む。)において読み替えて準用  
する第二十二条の二第九項第二号の規定によ  
り指定市町村が処理することとされている事  
務

二 第二十二条の二第四項第四号及び第十一項  
第三号(これらの規定を第二十二条の三第五  
項及び第二十二条の四第二項において準用す  
る場合を含む。)の規定により都道府県が処理  
することとされている事務(同一の事業の目  
的に供するため四ヘクタールを超える農地を  
農地以外のものにする行為又は同一の事業の  
目的に供するため四ヘクタールを超える農地  
若しくはその農地と併せて採草放牧地につい  
て農地法第三条第一項本文に規定する権利を  
取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計  
画に係るものに限る。)

三 第二十二条の二第四項第七号(第二十二条  
の三第五項及び第二十二条の四第二項において  
準用する場合を含む。)の規定により都道府  
県又は指定都市が処理することとされている  
事務

五 第二十二条の二第九項第二号(第二十二条  
の三第五項及び第二十二条の四第二項において  
準用する場合を含む。)の規定により都道府  
県が処理することとされている事務(廃棄物  
の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の  
三第一項に係るものに限る。)

五 第二十二条の二第九項第二号(第二十二条  
の三第五項及び第二十二条の四第二項において  
準用する場合を含む。)の規定により都道府  
県が処理することとされている事務

六 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三  
第五項及び第二十二条の四第二項において準  
用する場合を含む。)において読み替えて準用  
する第二十二条の二第九項第二号の規定によ  
り指定市町村が処理することとされている事  
務

七 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三  
第五項及び第二十二条の四第二項において準  
用する場合を含む。)において読み替えて準用  
する第二十二条の二第十一項第三号の規定に  
より指定市町村が処理することとされている  
事務(同一の事業の目的に供するため四ヘク  
タールを超える農地を農地以外のものにする  
行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘ  
クタールを超える農地若しくはその農地と併  
せて採草放牧地について農地法第三条第一項  
本文に規定する権利を取得する行為に係る地  
域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

八 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三  
第五項及び第二十二条の四第二項において準  
用する場合を含む。)において読み替えて準用  
する第二十二条の二第十一項第三号の規定に  
より指定市町村が処理することとされている  
事務(同一の事業の目的に供するため四ヘク  
タールを超える農地を農地以外のものにする  
行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘ  
クタールを超える農地若しくはその農地と併  
せて採草放牧地について農地法第三条第一項  
本文に規定する権利を取得する行為に係る地  
域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

九 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三  
第五項及び第二十二条の四第二項において準  
用する場合を含む。)において読み替えて準用  
する第二十二条の二第十一項第三号の規定に  
より指定市町村が処理することとされている  
事務(同一の事業の目的に供するため四ヘク  
タールを超える農地を農地以外のものにする  
行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘ  
クタールを超える農地若しくはその農地と併  
せて採草放牧地について農地法第三条第一項  
本文に規定する権利を取得する行為に係る地  
域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る。)

十 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三  
第五項及び第二十二条の四第二項において準  
用する場合を含む。)において読み替えて準用  
する第二十二条の二第十一項第三号の規定に  
より指定市町村が処理することとされている  
事務

十一 第二十二条の二第四項第八号(第二十二条  
の三第五項及び第二十二条の四第二項において  
準用する場合を含む。)の規定により都道府  
県が処理することとされている事務(廃棄物  
の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の  
三第一項に係るものに限る。)

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

附則第四条中「平成三十一年」を「令和七年」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(抑制等)を「量の削減等」に改める部分に限る)、第一条及び第二条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定(温室効果ガスの排出の抑制等)を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る)、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定(温室効果ガスの排出の抑制等)を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る)、同条第四項の改正規定(温室効果ガスの排出の抑制等)を「温

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という)第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

第三十二条の二第四項第七号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

第三十二条の二第四項第八号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)の規定によ

り都道府県が処理することとされている事務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項に限る)。

第五 第二十二条の二第九項第二号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)の規定により都道府県が処理することとされている事務

第六 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)において読み替えて準用する第二十二条の二第九項第二号の規定により指定市

町村が処理することとされている事務

第七 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)において読み替えて準用する第二十二条の二第十一項第三号の規定により指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三

条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る)。

二 第二十二条の二第四項第四号及び第十一項第三号(これらの規定を第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)の規定により都道府県が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三

条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る)。

二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十一条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、目次の改正規定(抑制等)を「量の削減等」に改める部分に限る)、第一条

及び第二条第一項の改正規定、同条の次に一条

を加える改正規定、第三条第二項から第五項ま

で、第四条から第六条まで並びに第八条第二項

第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章

の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項

及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項

の改正規定(温室効果ガスの排出の抑制等)を「温

地球温暖化対策の推進に  
関する法律(平成十年法  
律第百十七号)

この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされ  
ている事務のうち、次に掲げるもの

一 第二十二条の二第四項第三号(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)の規定によ  
り都道府県が処理することとされている事務

二 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)において読み替  
えて準用する第二十二条の二第九項第二号の規定により指定市

町村が処理することとされている事務

三 第二十二条の二第十五項(第二十二条の三第五項及び第二十二条の四第二項において準用する場合を含む)において読み替  
えて準用する第二十二条の二第十一項第三号の規定により指定市

町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供  
するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする

行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超  
える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三

条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る地域脱炭素化促進事業計画に係るものに限る)。

官 報 (号 外)

て適切な措置を講すべきである。

一 地域脱炭素化促進事業の実施に当たつては、水力、自然界に存する熱等の再生可能エネルギーも積極的に活用すること。また、エネルギーの使用の合理化や地域環境の整備に留意するとともに、地域の特性を生かした事業の展開及びその利益の地域の経済活動への還元等に配慮しつつ行わるよう努めること。

二 地球温暖化対策の推進に当たつては、科学的知見の充実に努めつつ、地球温暖化の予防的な取組方法の考え方に基づき早期に対応すること。また、地域住民その他の多様な主体の参加と協力を得るとともに、透明性を確保しながら行うこと。併せて、将来の国民の過大な負担とならないよう迅速かつ適切に行うほか、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かすとともに、国際社会における我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進すること。

三 国は、温室効果ガス排出量の削減等の施策の推進に当たり、国民の意見を国の施策に反映させるため、情報の提供や意見聴取等の必要な措置を講ずるよう努めること。また、地方公共団体に対し、住民の意見を施策に反映させるための情報の提供や意見聴取等に努めるよう促すとともに、事業者に対しては、その事業者が講じた措置等についての情報の公開に努めるよう協力を求めること。

四 地球温暖化対策の推進に当たつては、幅広い世代や分野の国民の意見を聴取すること等により、国民の意見を十分に施策に反映するよう努めること。

五 国は、その設置する施設について省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修を計画的に実施し、エネルギーの使用合理化の促進や温室効果ガスの排出量削減等を図ること。

六 地域脱炭素化促進事業については、住民その他利害関係者の意見が十分に反映できるよう、

地方公共団体実行計画を定めるに当たつては地域における公聴会の開催等が、また、地方公共団体実行計画協議会の構成員の選定に当たつては当該区域の住民等の参加が確保されるよう地方公共団体に対し促すこと。

七 促進区域に関する基準については、国立・国定公園等の保護地域への環境保全上の支障を及ぼさないよう慎重に検討すること。

八 大規模な再生可能エネルギー施設を誘致する促進区域の設定を行う場合には、再生可能エネルギーの種類毎の特性等を踏まえつつ、原則として国立・国定公園等の自然環境上重要な保護地域が回避されるような基準を設けること。

九 地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、温室効果ガス排出量削減等のための施策の在り方その他の気候変動に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずること。

十 地域脱炭素化促進事業に関する地域の設定の在り方について検討を加え、その結果に基づき、環境の保全等のため所要の措置を講ずること。